笠岡市高齢者福祉推進計画 笠岡市介護保険事業計画

くゲンキプラン 21-呱>

令和3年(2021年)3月



はじめに

笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画《ゲンキプラン21ー〒》の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

現在, 笠岡市の高齢化率は36.7%(令和3年2月末現在)となっており, 団塊の世代が後期高齢者となる, 令和7年(2025年)度には38.7%となる見込みです。そうした中で, 高齢者人口に関しては平成31年2月末をピークに緩やかな減少に転じているところです。

今後とも、高齢者人口全体は緩やかに減少するものの、後期高齢者人口は、令和8年(2026年)度にピークを迎える見込みとなっております。

介護保険サービス給付費については、要支援・要介護認定者数は今後とも若干増加するものの、大幅な増加はないものと考えております。

そうした状況を踏まえて、第8期の65歳以上の被保険者の皆様にご負担いただく介護保険料基準額を、第7期の6,420円から6,000円に引き下げることとしております。

今後とも、持続可能な介護保険制度の維持を目指すためには、保険者として給付と負担の バランスに配慮しながら、今まで以上に高齢者の健康寿命の延伸のため、介護予防に取り組 むとともに、住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく自立した生活が送れるよう、 生活支援サービスの充実に努めてまいります。

私としましては、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく自立した生活をおくるためには、私自身が最終的に目指す2世代・3世代の同居により「家族の絆を取り戻す」ことが、笠岡市における地域包括ケアシステムの深化・推進に繋がり、その先に見据える「地域共生社会の実現」への重要な足がかりであると考えております。

平成30年(2018年)度から始まった第7次笠岡市総合計画も、令和3年(2021年)度で前期基本計画の最終年度を迎えることから、4つの柱のうち「安定戦略"安らぐ"」のさらなる充実に向け、この笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画《ゲンキプラン21-〒》の推進に、全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いし、私のあいさつとさせていただきます。

令和3年(2021年)3月

笠岡市長 小 林 嘉 文



目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の法的根拠	3
第4節	計画の期間	3
第5節	計画策定の体制	4
第6節	計画見直しにおける基本的な考え方について	5
第2章	笠岡市の高齢者に関する現状と今後の推移	7
第1節	人口及び要支援・要介護認定者数の現状と推移	7
第2節	人口及び要支援・要介護認定者数の将来推計	
第3節	高齢者の生活に関するアンケート調査結果(抜粋)	13
第4節	これからの介護保険に関するアンケート調査結果(抜粋)	24
第5節	日常生活圏域	32
第3章	第7期計画(ゲンキプラン21-Ⅷ)に関する取組と評価	
第1節	介護保険サービスの進捗状況	38
第2節	「自立支援」「重度化防止」に関する取組と評価	41
第3節	保険者機能強化交付金及び保険者努力支援交付金について	44
第4章	計画の基本構想	46
第1節	基本理念	46
第2節	基本目標	47
第3節	施策体系	48
第4節	笠岡市の目指す地域包括ケアケアシステムと地域共生社会の実現	50
第5章	生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために	53
第1節	積極的な社会参加の継続と促進	53
第2節	地域での支えあいの推進	58
第6章(住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために	64
第1節	健康づくり・介護予防の推進	64
第2節	在宅医療と介護連携の推進	73
第3節	認知症施策の推進	77
第4節	地域包括支援センターの機能強化	84

第7章 自分に合う環境で安心して暮らせるために	88
第1節 住まい方の支援・施設等の充実	88
第2節 日常生活の支援	92
第3節 高齢者虐待防止•権利擁護	95
第4節 島しょ部の介護・福祉の推進	99
第8章 効率的で適正な介護保険サービスの提供	102
第1節 介護保険サービスの適正な運営	102
第2節 介護保険サービスの基盤整備	109
第3節 サービス別事業量の見込み	110
第4節 保険料の算定	134
第9章 計画の推進について	153
第1節 広報体制の充実	153
第2節 推進体制の確立	153
第3節 計画の進捗管理と評価	154
参考資料	155
【資料 1】笠岡市高齢者福祉推進計画及び介護保険事業計画作成経過	155
【資料 2】笠岡市福祉介護合同協議会委員名簿	156
【資料3】笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領	157

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

平成 12 年(2000 年) 4月1日に介護保険制度が開始されてから,20 年以上が経過しました。この間に、わが国の高齢者を取り巻く状況は大きく変化し、今や高齢化率は28.7%を超えており超高齢社会に突入しています。

今後, 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降, 大都市を中心に急速な高齢化が進むことが明らかとなっている一方で, 周辺部の都市においては徐々に高齢化が進むこととなり, それぞれの状況にあった施策の展開が求められることになります。

笠岡市では、平成30年(2018年)度から令和2年(2020年)度を計画期間とする「笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画(ゲンキプラン21ー畑)」において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指して、地域包括ケアシステムの構築を推進するための様々な施策に取り組んできました。

現在の笠岡市の高齢者を取り巻く状況としては、すでに高齢者人口自体が減少に転じていることが特徴としてあります。そうした状況の中、75歳以上の後期高齢者については、令和8年(2026年)度頃にピークを迎えるまでは徐々に増えるものの、65歳から74歳までの前期高齢者については、引き続き減少し続けるため、さらに高齢者人口全体が減少することとなります。

また、介護保険事業の状況としては、75歳以上の後期高齢者の増加により、要支援・要介護認定者数については若干増加するものの、要介護4・5の重度の認定者数の減少により、介護保険サービスにかかる給付費の大幅な増加はない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度を計画期間とする笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画では、2025年はもとより、団塊の世代ジュニアが65歳以上を迎える2040年を見通して、「医療」・「介護」・「住まい」・「介護予防」・「生活支援」を一体的に進める高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」をベースとして、伴走型支援を軸とした子どもや障がい、生活困窮といった分野を横断的に連携する包括的かつ重層的な支援体制の充実を図り、「地域共生社会の実現」を目指して様々な施策に取り組むため、新たな計画を策定することとしたものです。

第2節 計画の位置づけ

「第7次笠岡市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく「笠岡市地域福祉計画」、健康増進法第8条第2項に基づく「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定しています。

また,第6期計画から2025年までの各計画期間を通じて,地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされ,第7期計画では,地域包括ケアシステム構築の第2段階として,地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進してきました。

さらに第8期計画では、2025年のみでなく、2040年をも見据え、地域包括ケアシステムを中核的な基盤に、地域共生社会の実現を目指していくこととなるため、本計画を「笠岡市地域包括ケア計画」と位置づけます。

第6期(2015~2017年度)は「地域包括ケア計画構築の第1段階」

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最後まで住み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。

第7期(2018~2020年度)は「地域包括ケア計画構築の第2段階」

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止,地域共生社会の実現を図るとともに,制度の持続可能性を確保することに配慮し,サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにする。

- ●地域包括ケアシステムの深化・推進
- ●介護保険制度の持続可能性の確保

第8期(2021~2023年度)は「地域包括ケア計画構築の第3段階」

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年と団塊ジュニア世代が 65 歳となる 2040 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築による「地域共生社会」の実現を目指す。

※地域共生社会:制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という 従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と 人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮 らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。(笠岡市の目指す全体像は、 P.50 参照)

第3節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づく「高齢者福祉推進計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉推進計画」は、すべての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康 づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策 を計画の対象とします。

また、「介護保険事業計画」は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を図るための方策等を定めます。

第4節 計画の期間

本計画は、令和3年(2021年)度~令和5年(2023年)度までの3年間の計画として策定します。



団塊ジュニア世代が65歳に

第5節 計画策定の体制

(1)策定体制

「笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領」に基づき、保健・医療・福祉について知識、 経験を有する者や被保険者及び市民代表(公募)等からなる「笠岡市福祉施策審議会」と 「笠岡市介護保険運営協議会」が合同で「笠岡市福祉介護合同協議会」を開催し、第8期 計画を策定しました。

具体的には、第7期計画の達成状況や課題を検討し、第8期計画の原案を検討した後、 パブリックコメント手続きを実施して、保健・医療・福祉関係者や市民から貴重な意見を いただき計画に反映しました。

計画の素案策定にあたっては、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施した結果を踏まえ、地域包括ケア推進室、長寿支援課、健康推進課を中心に岡山県と連携を図りながら策定しました。

第6節 計画見直しにおける基本的な考え方について

(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年, 更にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年の高齢化の状況及び介護需要を予測し, 第8期計画で具体的な 取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤 整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

(3)介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう,介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

その際,一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」,「専門職の関与」,「他の事業との連携」を行うこと,総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること,保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進,在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること,要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要となります。

※PDCA: Plan (計画), Do (実行), Check (評価), Action (改善) の頭文字をとったもの。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」 の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いこ とから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれました。こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要となります。

また, 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら第8期 計画の策定を行い, サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

具体的な施策として①普及啓発・本人発信支援,②予防,③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援,④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援,⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンス(証拠)の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え,2025年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり, 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となっています。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や,新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ,災害や感染症対策 に係る体制整備が急務となっています。

ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発,代替サービスの確保に向け,施設職員への研修 を充実させるとともに、マスクやガウンなどの防護具や消毒液の備蓄や調達,輸送体制の 整備が必要となっています。

また,災害に備え,避難訓練の実施や食料,生活必需品の備蓄,災害の種類別に避難にか かる時間や経路の確認が求められています。

第2章 笠岡市の高齢者に関する現状と今後の推移

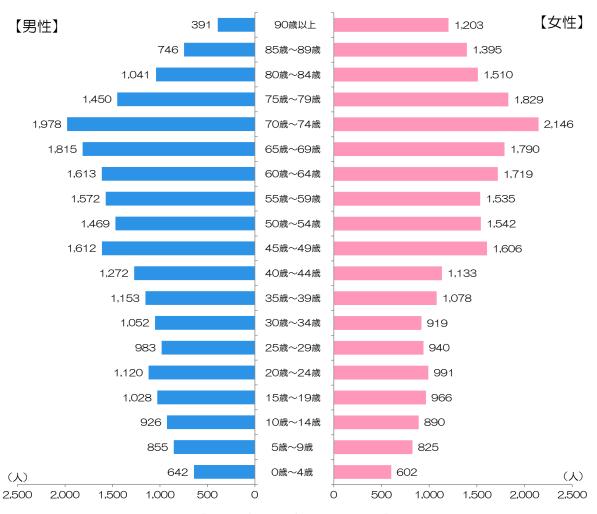
第1節 人口及び要支援・要介護認定者数の現状と推移

(1)人口構成

令和2年(2020年)10月1日時点の住民基本台帳に基づく本市の人口構成は、下記のとおりです。

【人口構成(令和2年(2020年)10月1日現在)】

総人口	男性	女性	
47,337人	22,718人 (48.0%)	24,619人 (52.0%)	



【年齡(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	47,337	4,740	25,303	17,294
構成比	100.0%	10.0%	53.5%	36.5%

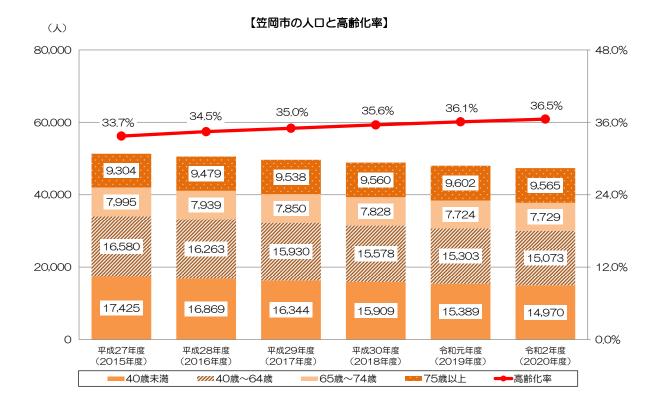
(2) 人口及び高齢化率の状況

本市の総人口は、平成27年(2015年)度の51,304人から3,967人減少し、令和2年(2020年)10月1日現在で47,337人となっています。高齢化率は2.8%上昇し、36.5%となっています。

(単位:人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
総人口	51,304	50,550	49,662	48,875	48,018	47,337
40歳未満	17,425	16,869	16,344	15,909	15,389	14,970
40歳~64歳	16,580	16,263	15,930	15,578	15,303	15,073
65歳~74歳	7,995	7,939	7,850	7,828	7,724	7,729
75歳以上	9,304	9,479	9,538	9,560	9,602	9,565
高齢化率	33.7%	34.5%	35.0%	35.6%	36.1%	36.5%

資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)



(3) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

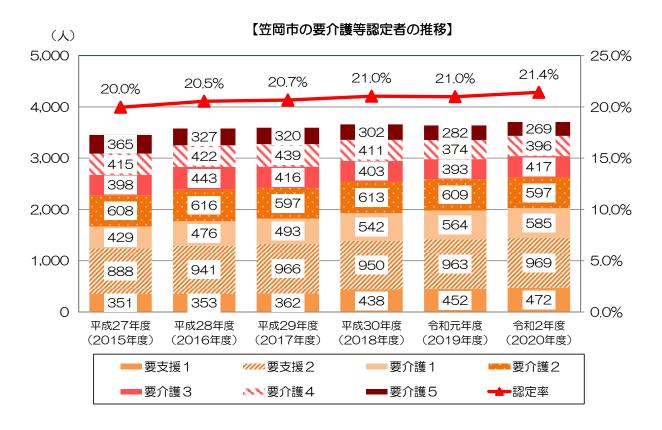
本市の要介護等認定者数は、平成 27 年(2015年)度の 3,454 人から 251 人増加 し、令和 2 年(2020年)9 月末日現在で 3,705 人となっています。要支援 1、要支援 2、要介護 1 の増加がみられます。

認定率は、増加傾向にあり、令和 2 年(2020年) 10 月1日現在で 21.4%となっています。

(単位:人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
要支援1	351	353	362	438	452	472
要支援2	888	941	966	950	963	969
要介護1	429	476	493	542	564	585
要介護2	608	616	597	613	609	597
要介護3	398	443	416	403	393	417
要介護4	415	422	439	411	374	396
要介護5	365	327	320	302	282	269
合計	3,454	3,578	3,593	3,659	3,637	3,705
認定率	20.0%	20.5%	20.7%	21.0%	21.0%	21.4%

介護保険事業状況報告(各年10月1日現在)



(4) 高齢者世帯状況

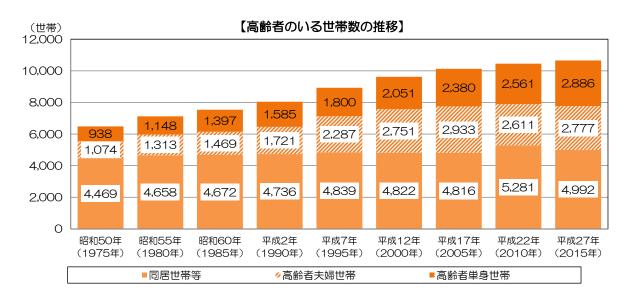
高齢者の世帯状況をみると、一般世帯の 55.7% (10,655 世帯) が 65 歳以上の高齢者のいる世帯となっています。

高齢者のいる世帯に占める高齢者夫婦世帯は 26.1% (2,777 世帯), 高齢者単独世帯 27.1% (2,886 世帯) となっています。

(単位:世帯(上段))

▽⇔	区分 一般世帯 高齢者の いる世帯				
			高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯	
世帯数	19,127	10,655	2,777	2,886	
構成比	100.0%	55.7%	26.1%	27.1%	

※国勢調査(平成27年(2015年))



【高齢者夫婦世帯 (夫・妻の年齢別)】

(単位:人)

	区分		合計				
	区刀	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	
	65~69歳	407	22	2	1	0	432
夫	70~74歳	421	328	30	3	1	783
毎	75~79歳	43	356	224	18	3	644
始	80~84歳	5	62	279	201	15	562
	85歳以上	1	1	30	177	147	356
	合計	877	769	565	400	166	2,777

※国勢調査(平成27年(2015年))

第2節 人口及び要支援・要介護認定者数の将来推計

(1)人口の将来推計

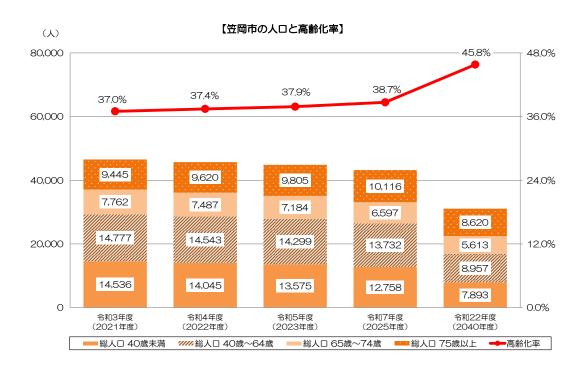
今後の人口の推移を把握するため、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の各年10月1日時点(各住民基本台帳)の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて推計を行いました。

コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各年齢 別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法 で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

推計結果では、団塊の世代が全て 75 歳に到達する令和7年(2025年) 度には高齢化率 38.7%となり今後更なる高齢化が予測されています。

(単位:人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	46,520	45,695	44,863	43,203	31,083
40歳未満	14,536	14,045	13,575	12,758	7,893
40歳~64歳	14,777	14,543	14,299	13,732	8,957
65歳~74歳	7,762	7,487	7,184	6,597	5,613
75歳以上	9,445	9,620	9,805	10,116	8,620
高齢化率	37.0%	37.4%	37.9%	38.7%	45.8%

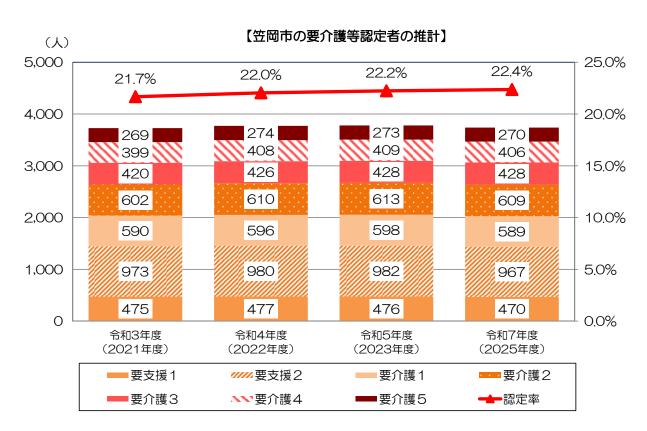


(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

人口推計結果と令和2年(2020年)10月1日の認定率を基に、今後の要支援・要介護認定者の推計を行いました。高齢者の増加に伴い、本計画期間中は認定者数の増加が見込まれます。

(単位:人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	475	477	476	470	431
要支援2	973	980	982	967	902
要介護1	590	596	598	589	560
要介護2	602	610	613	609	590
要介護3	420	426	428	428	403
要介護4	399	408	409	406	392
要介護5	269	274	273	270	255
合計	3,728	3,771	3,779	3,739	3,533
認定率	21.7%	22.0%	22.2%	22.4%	24.8%



第3節 高齢者の生活に関するアンケート調査結果(抜粋)

(1) アンケート調査の実施

①調査の概要

高齢者福祉施策の方向性や、介護サービスの必要量の決定にあたっての高齢者の課題や ニーズ等を把握するとともに、本計策定の基礎資料とするため、国が示した調査票をもと に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

対象者	令和元年(2019年)8月末現在, 笠岡市にお住まいの 65歳以上の方(要介護 1~5の認定を受けている方は除く)	
実施期間	令和元年(2019年)11月15日(金)~ 令和元年(2019年)12月6日(金)	
実施方法	郵送配布,郵送回収 ※回収率向上のための督促はがきを送付	

②調査票の回収状況

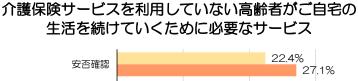
	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,100件	1,790 件	85.2%

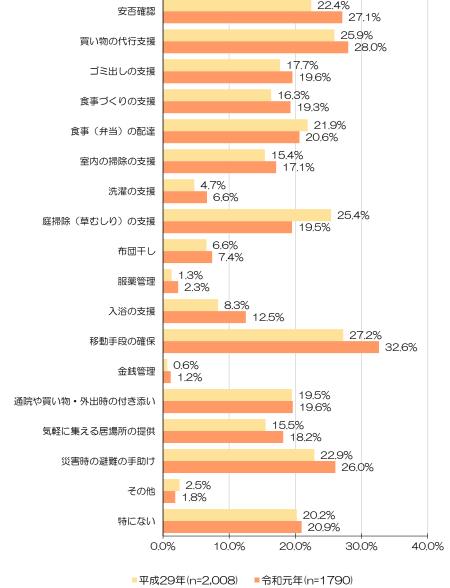
③調査結果について(抜粋)

ア)介護サービス未利用者が利用したいサービスについて

介護保険サービスを利用していない高齢者がご自宅での生活を続けていく為に利用したいサービスについてみると、今回の調査では「移動手段の確保」と答えた方が32.6%と最も多くなっており、次いで「買い物の代行支援」28.0%、「災害時の避難や手助け」26.0%の順となっています。

前回調査と比較すると、「食事(弁当)の配達」「庭掃除(草むしり)の支援」を除く全ての項目で増加しています。

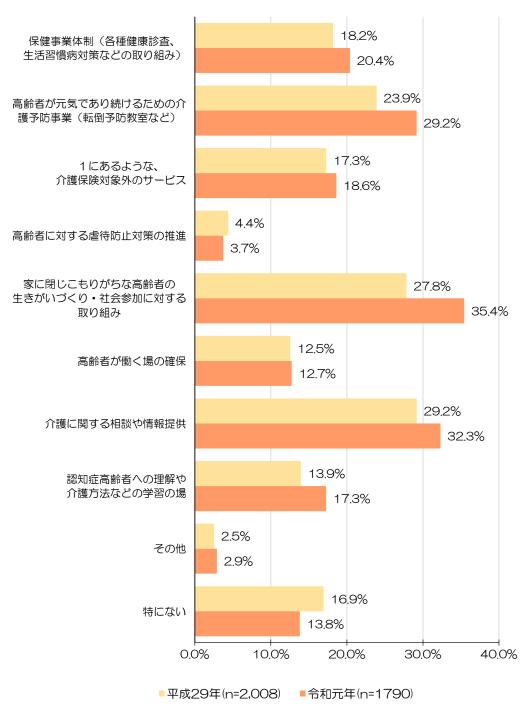




イ) 充実すべきサービスについて

笠岡市が今後どのようなサービスを充実していく必要があるかについてみると、「家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・社会参加に対する取り組み」35.4%が最も多く、次いで、「介護に関する相談や情報提供」32.3%、「高齢者が元気であり続けるための介護予防事業(転倒予防教室など)」29.2%の順となっています。

市は今後どのようなサービスを 充実していく必要があるか。

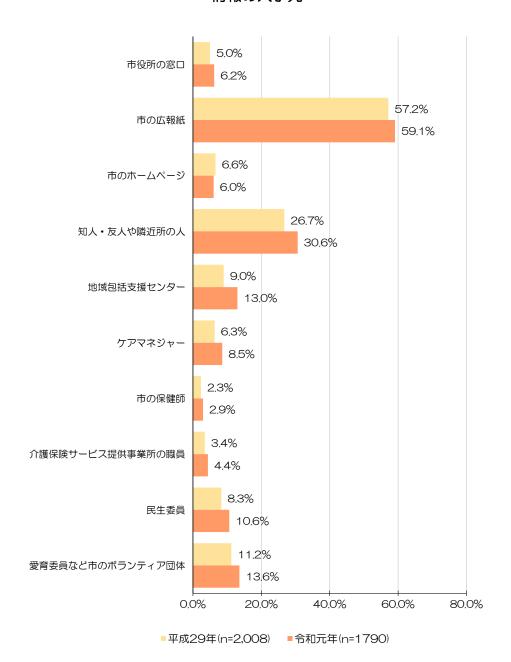


ウ) 高齢者へのサービスや事業情報の入手方法について

笠岡市が実施している高齢者向けのサービスや事業に関する情報をどのように入手しているかについてみると、今回の調査では「市の広報紙」59.1%が最も多く唯一50%以上となっており、次いで「知人・友人や隣近所の人」30.6%、「愛育委員など市のボランティア団体」13.6%の順となっています。

前回調査と比較すると、「市のホームページ」以外は増加しています。

情報の入手先

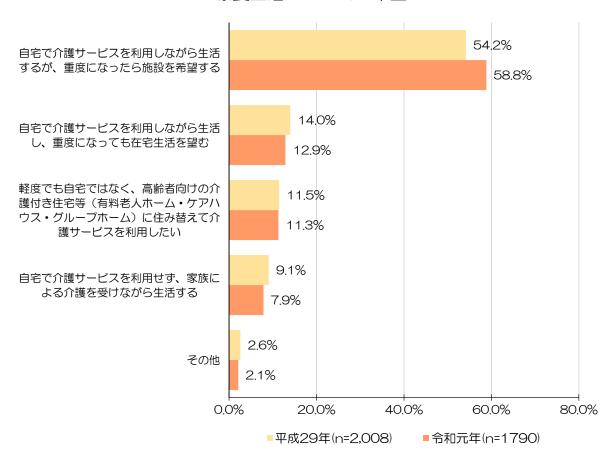


工)介護が必要になった場合の療養生活の希望について

介護が必要になった場合、療養生活にどのような希望を持っているかについてみると、今回の調査では「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」58.8%が最も多く、次いで、「自宅で介護サービスを利用しながら生活し、重度になっても在宅生活を望む」12.9%、「軽度でも自宅ではなく、高齢者向けの介護付き住宅等(有料者人ホーム・ケアハウス・グループホーム)に住み替えて介護サービスを利用したい」11.3%の順となっています。

前回調査と比較すると、「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」と答えた方が増加、「自宅で介護サービスを利用しながら生活し、重度になっても在宅生活を望む」が微減しており、"在宅"より"施設"を希望する方が微増している傾向がみられます。

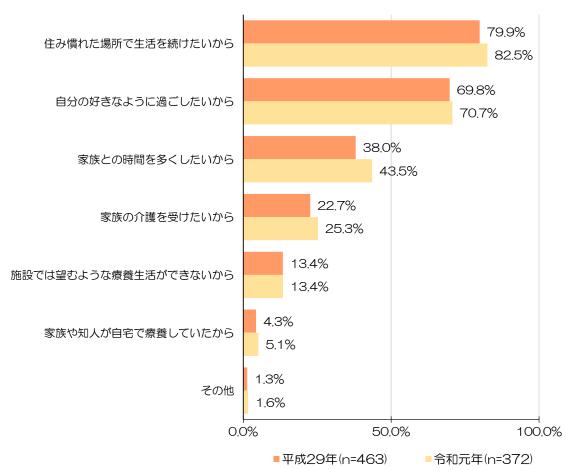
介護が必要になった場合における 療養生活についての希望



自宅で療養生活をしたいと思う理由についてみると、今回の調査では「住み慣れた場所で生活を続けたいから」82.5%が最も多く、次いで「自分の好きなように過ごしたいから」70.7%、「家族との時間を多くしたいから」43.5%の順となっています。

前回調査と比較すると、「施設では望むような療養生活ができないから」以外では増加しています。

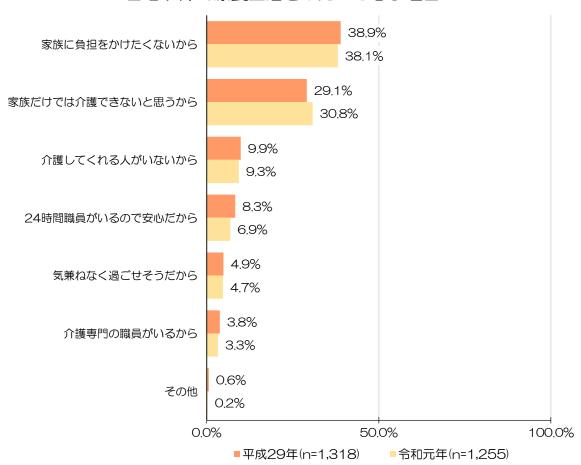
自宅で療養生活をしたいと思う理由



自宅以外で療養生活をしたいと思う理由についてみると、今回の調査では「家族に負担をかけたくないから」38.1%が最も多く、次いで「家族だけでは介護できないと思うから」30.8%、「介護してくれる人がいないから」9.3%の順となっています。

前回調査と比較すると、「家族だけでは介護できないと思うから」と答えた方が前回 調査より若干増加しており、家族への負担を考慮する方が増えている事がわかります が、全ての項目で前回との差は5%を下回っており、大きな差はみられませんでした。

自宅以外で療養生活をしたいと思う理由



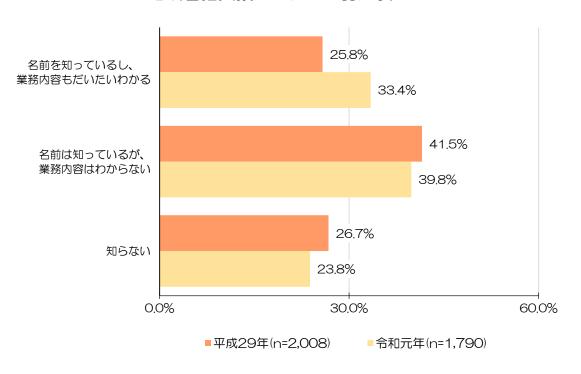
オ) 笠岡市地域包括支援センターの認知度について

笠岡市地域包括支援センターの認知度をみると、今回の調査では「名前は知っているが、業務内容はわからない」39.8%が最も多く、次いで「名前を知っているし、業務内容もだいたいわかる」33.4%、「知らない」23.8%の順となっています。

前回調査と比較すると、「名前は知っているが業務内容はわからない」と「知らない」 が減少、「名前を知っているし、業務内容もだいたいわかる」と答えた"知っている方" は前回調査より7.6ポイント増加しており、認知度は高くなっていることがわかります。

しかし、「名前は知っているが、業務内容はわからない」と答えた方が約4割を占めていることから、地域包括支援センターの業務内容についての周知・啓発を引き続き進めていくことが大切だと考えられます。

地域包括支援センターの認知度

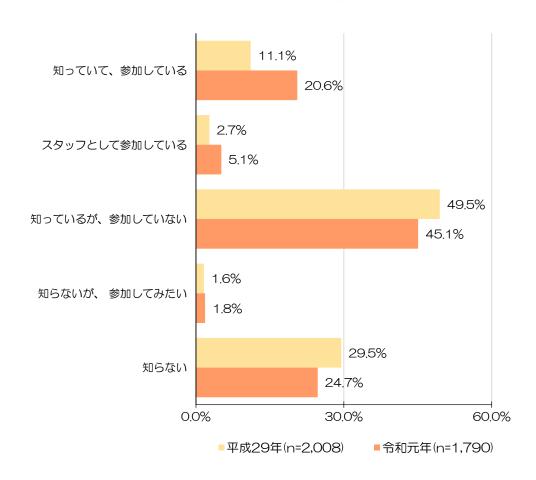


カ) いきいきサロン活動の認知度について

「いきいきサロン活動」の認知度についてみると、今回の調査では「知っているが、参加していない」45.1%が最も多く、次いで「知らない」24.7%、「知っていて、参加している」20.6%の順となっています。

前回調査と比較すると、「知っているが、参加していない」と「知らない」と答えた 方は前回よりそれぞれ4.4ポイント、4.8ポイント減少しており、「知っていて、参加し ている」については9.5ポイント増加していることから、認知度が上がっていることが わかります。

「いきいきサロン」活動の認知度

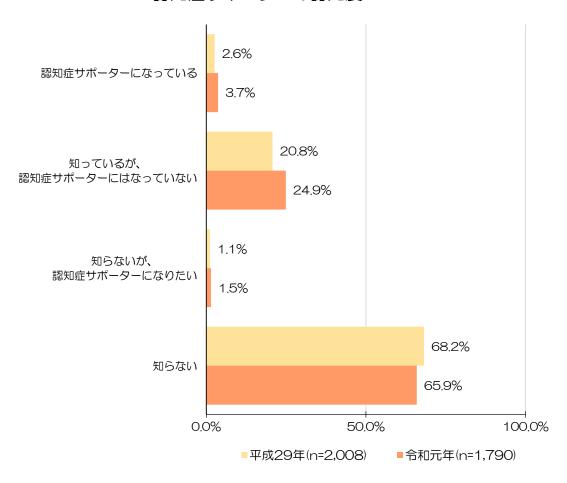


キ) 認知症サポーターの認知度について

認知症サポーターの認知度についてみると、今回の調査では「知らない」65.9%が 最も多く、次いで「知っているが、認知症サポーターにはなっていない」24.9%、「認 知症サポーターになっている」3.7%の順となっています。

前回調査と比較すると「知らない」は減少しているものの、「知っているが、認知症 サポーターにはなっていない」が増加しているため、今後も引き続き周知・啓発が必要 だと思われます。

認知症サポーターの認知度

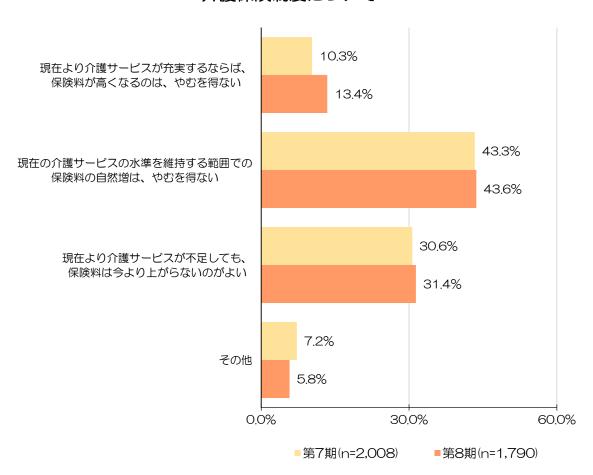


ク)介護保険制度について

介護保険制度についての考え方に最も近いものをみると、今回の調査では「現在の介護サービスの水準を維持する範囲での保険料の自然増は、やむを得ない」43.6%で最も多く、次いで「現在より介護サービスが不足しても、保険料は今より上がらないのがよい」31.4%、「現在より介護サービスが充実するならば、保険料が高くなるのは、やむを得ない」13.4%の順となっています。

前回調査と比較すると、「現在の介護サービスの水準を維持する範囲での保険料の自然増は、やむを得ない」が3.1ポイント増加していますが、その他の項目ではいずれも大きな差はみられませんでした。

介護保険制度について



第4節 これからの介護保険に関するアンケート調査結果(抜粋)

(1)アンケート調査の実施

①調査の概要

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に在宅介護実態調査を実施しました。

対象者	令和元年(2019年)8月末現在,笠岡市にお住まいの要介護1~5の認定を受けている方(施設入所等は除く)
実施期間	令和元年(2019年)11月15日(金)~ 令和元年(2019年)12月6日(金)
実施方法	郵送配布, 郵送回収 ※回収率向上のための督促はがきを送付

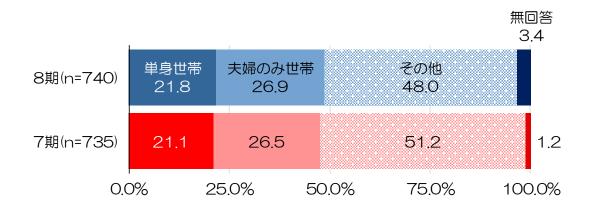
②調査票の回収状況

	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査	1,000 件	740 件	74.0%

③調査結果について(抜粋)

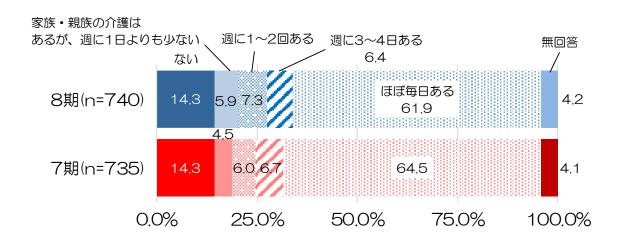
ア)世帯構成について

在宅の要介護認定者の世帯構成については、大きな変化は見られません。



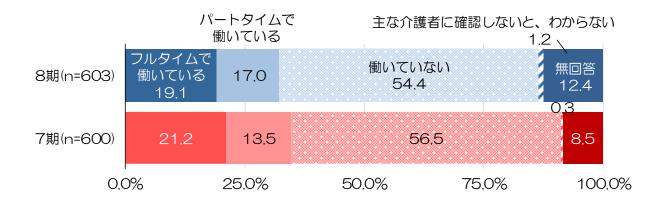
イ) 家族介護の状況

在宅の要介護認定者に対する、家族・親族からの介護(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)の状況は、「ほぼ毎日ある」が第7期と比べ、2.6 ポイント減少し、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」「週に1~2回ある」が増加しています。



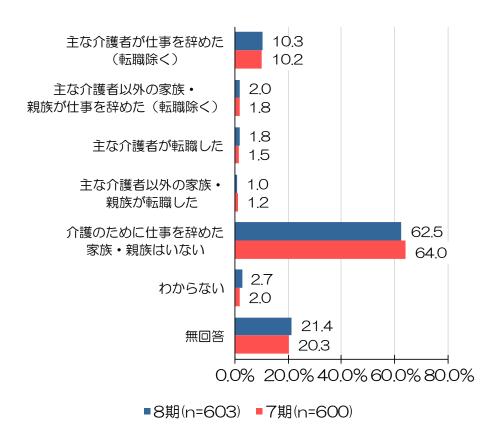
ウ) 主な介護者の勤務形態について

主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイムで働いている」、「働いていない」がそれぞれ 2.1 ポイント減少し、「パートタイムで働いている」が 3.5 ポイント増加しています。



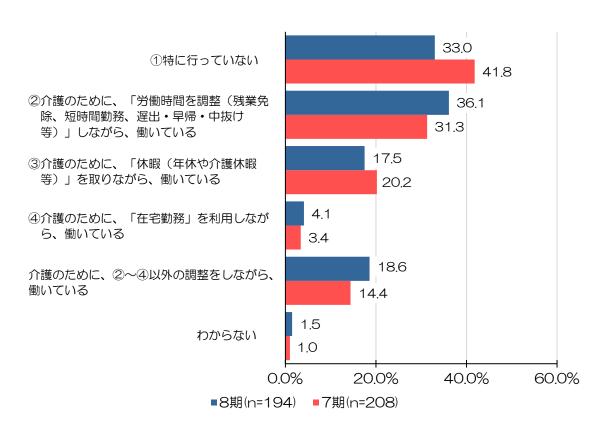
エ)介護のための離職の有無

介護を主な理由とした、過去1年間の家族・親族の離職の状況ついては、大きな変化は 見られません。



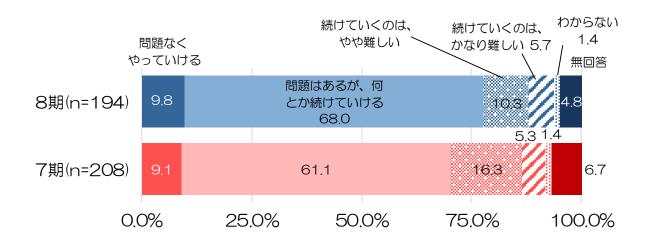
オ) 働き方の調整

働き方の調整については、「特に行っていない」が8.8 ポイント減少、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」が4.8 ポイント減少し、「介護のために、②~④以外の調整をしながら、働いている」が4.2 ポイント増加しています。



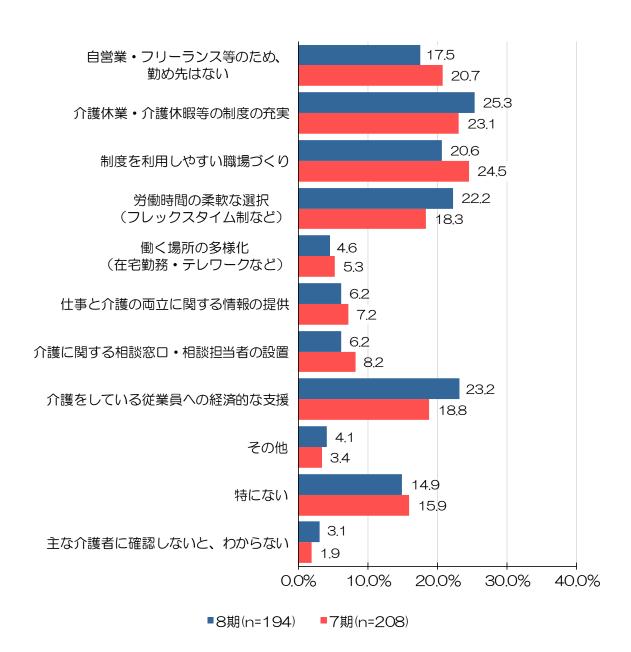
力) 就労継続の可否

就労継続の可否については、「問題はあるが、何とか続けていける」が 6.9 ポイント増加 し、「続けていくのは、やや難しい」が 6.0 ポイント減少しています。



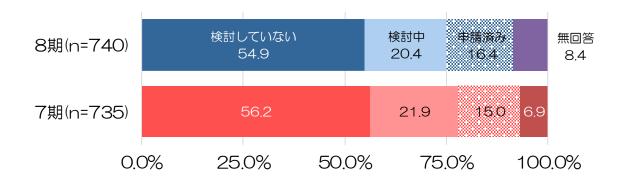
キ) 就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援

就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援については、「介護をしている従業員への経済的な支援」が4.4 ポイント、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が3.9 ポイント増加し、「制度を利用しやすい職場づくり」が3.9 ポイント、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が3.2 ポイント減少しています。



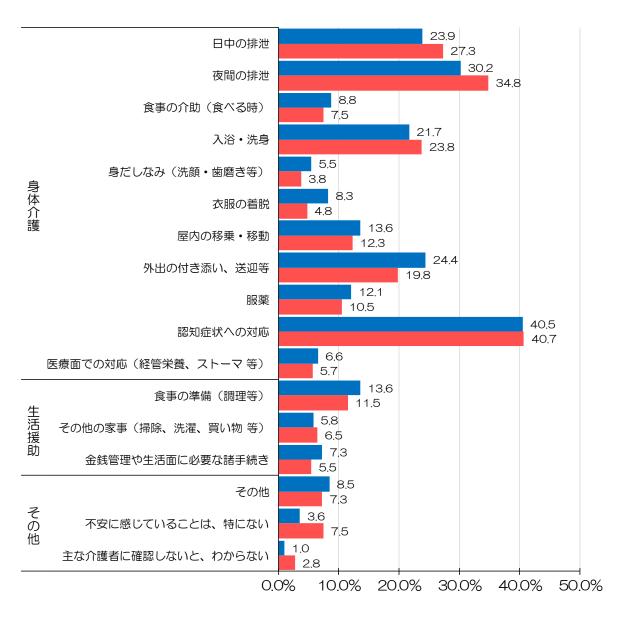
ク)施設等への入所・入居の検討状況

在宅の要介護認定者の施設等への入所・入居の検討状況については、大きな変化は見られません。



ケ) 主な介護者が不安に感じる介護等

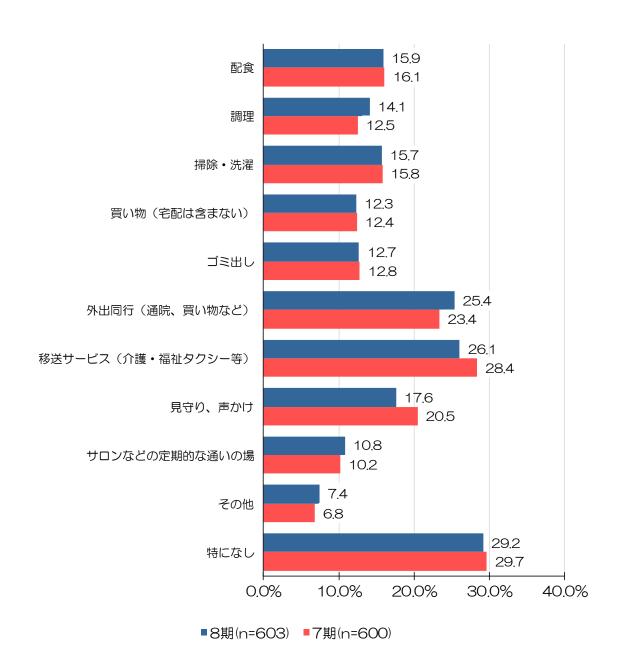
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」4.6 ポイント、「衣服の着脱」3.5 ポイント増加しており、「夜間の排泄」4.6 ポイント、「不安を感じていることは、特にない」3.9 ポイント、「日中の排泄」3.4 ポイント減少しています。



■8期(n=603) ■7期(n=600)

コ) 充実が必要と思う支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要と思う支援・サービスについては、「外出同行(通院、買い物など)」が2.0ポイント増加し、「見守り、声かけ」が2.9ポイント、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が2.3ポイント減少しています。



第5節 日常生活圏域

(1)日常生活圏域別の人口推計

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結びつきのある地域を範囲として、その区域単位で必要なサービスを整備していこうというものです。

第7期計画において、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくために、より身近な地域でインフォーマルサービスも含めた整備が必要になることから、生活支援体制整備事業の推進が非常に重要なポイントとなります。したがって、日常生活圏域については、生活支援体制整備事業の第2層の区域(陸地部を東圏域・中央圏域・西圏域・北圏域の4圏域とし、島しょ部を1圏域とする。)の5つに分けています。

本計画においても引き続き、5つの日常生活圏域とし計画を推進します。

	圏域	高齢者数 (人)	高齢化率 (%)	人(人)	面積 (km²)
1	東圏域	5,681	32.1%	17,674	37.85
2	中央圏域	4,547	35.6%	12,776	29.75
3	西圏域	3,523	38.2%	9,227	22.96
4	北圏域	2,456	40.1%	6,122	17.86
5	南 圏域 (島しょ部)	1,087	70.7%	1,538	22.5
	合 計	17,294	36.5%	47,337	130.92

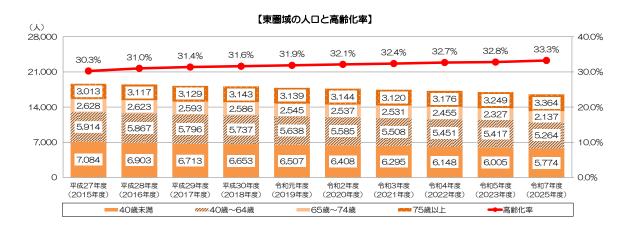
令和 2 年 (2020年) 10 月 1 日現在

※次ページからの圏域ごとの人口推計の合計は、11ページの将来推計の 数値と一致しません。

【東圏域】

(単位:人)

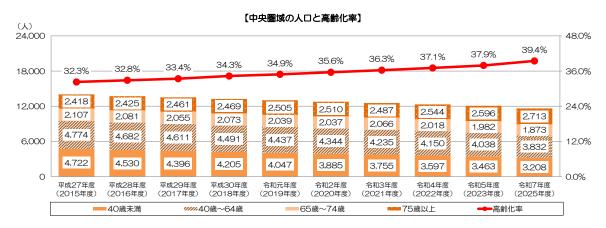
年齢			人口実績(外				令和7年 (2025年)			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(20204)
1号被保険者 (65歳以上)	5,641	5,740	5,722	5,729	5,684	5,681	5,651	5,631	5,576	5,501
内後期高齢者 (75歳以上)	3,013	3,117	3,129	3,143	3,139	3,144	3,120	3,176	3,249	3,364
2号被保険者 (40~64歳)	5,914	5,867	5,796	5,737	5,638	5,585	5,508	5,451	5,417	5,264
40歳未満	7,084	6,903	6,713	6,653	6,507	6,408	6,295	6,148	6,005	5,774
総人口	18,639	18,510	18,231	18,119	17,829	17,674	17,454	17,230	16,998	16,539
高齢化率	30.3%	31.0%	31.4%	31.6%	31.9%	32.1%	32.4%	32.7%	32.8%	33.3%
後期高齢化率	16.2%	16.8%	17.2%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.4%	19.1%	20.3%



【中央圏域】

(単位:人)

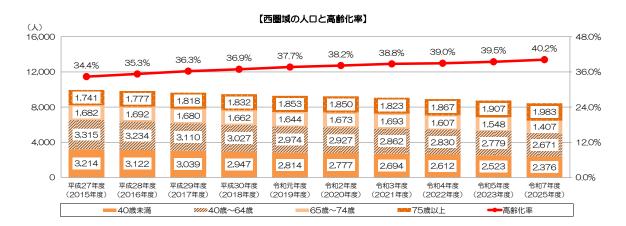
年齢			人口実績(外	国人を含む)				令和7年 (2025年)		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(20254)
1号被保険者(65歳以上)	4,525	4,506	4,516	4,542	4,544	4,547	4,553	4,562	4,578	4,586
内後期高齢者 (75歳以上)	2,418	2,425	2,461	2,469	2,505	2,510	2,487	2,544	2,596	2,713
2号被保険者 (40~64歳)	4,774	4,682	4,611	4,491	4,437	4,344	4,235	4,150	4,038	3,832
40歳未満	4,722	4,530	4,396	4,205	4,047	3,885	3,755	3,597	3,463	3,208
総人口	14,021	13,718	13,523	13,238	13,028	12,776	12,543	12,309	12,079	11,626
高齢化率	32.3%	32.8%	33.4%	34.3%	34.9%	35.6%	36.3%	37.1%	37.9%	39.4%
後期高齢化率	17.2%	17.7%	18.2%	18.7%	19.2%	19.6%	19.8%	20.7%	21.5%	23.3%



【西圏域】

(単位:人)

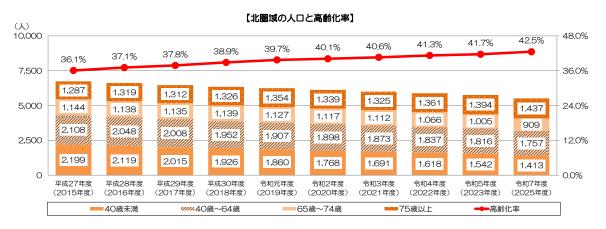
年齢			人口実績(外	国人を含む)					令和7年 (2025年)	
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(20254)
1号被保険者(65歳以上)	3,423	3,469	3,498	3,494	3,497	3,523	3,516	3,474	3,455	3,390
内後期高齢者 (75歳以上)	1,741	1,777	1,818	1,832	1,853	1,850	1,823	1,867	1,907	1,983
2号被保険者 (40~64歳)	3,315	3,234	3,110	3,027	2,974	2,927	2,862	2,830	2,779	2,671
40歳未満	3,214	3,122	3,039	2,947	2,814	2,777	2,694	2,612	2,523	2,376
総人口	9,952	9,825	9,647	9,468	9,285	9,227	9,072	8,916	8,757	8,437
高齢化率	34.4%	35.3%	36.3%	36.9%	37.7%	38.2%	38.8%	39.0%	39.5%	40.2%
後期高齢化率	17.5%	18.1%	18.8%	19.3%	20.0%	20.0%	20.1%	20.9%	21.8%	23.5%



【北圏域】

(単位:人)

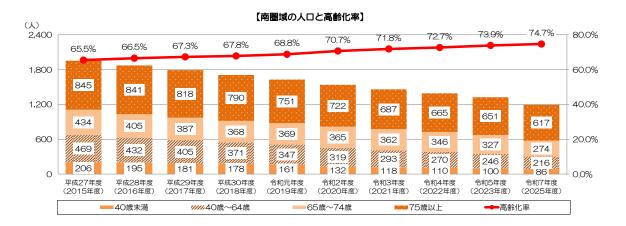
年齢			人口実績(外	国人を含む)				令和7年 (2025年)		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(20254)
1号被保険者(65歳以上)	2,431	2,457	2,447	2,465	2,481	2,456	2,437	2,427	2,399	2,346
内後期高齢者 (75歳以上)	1,287	1,319	1,312	1,326	1,354	1,339	1,325	1,361	1,394	1,437
2号被保険者 (40~64歳)	2,108	2,048	2,008	1,952	1,907	1,898	1,873	1,837	1,816	1,757
40歳未満	2,199	2,119	2,015	1,926	1,860	1,768	1,691	1,618	1,542	1,413
総人口	6,738	6,624	6,470	6,343	6,248	6,122	6,001	5,882	5,757	5,516
高齢化率	36.1%	37.1%	37.8%	38.9%	39.7%	40.1%	40.6%	41.3%	41.7%	42.5%
後期高齢化率	19.1%	19.9%	20.3%	20.9%	21.7%	21.9%	22.1%	23.1%	24.2%	26.1%



【南圏域】

(単位:人)

年齢			人口実績(外	国人を含む)					令和7年 (2025年)	
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(20204)
1号被保険者 (65歳以上)	1,279	1,246	1,205	1,158	1,120	1,087	1,049	1,011	978	891
内後期高齢者 (75歳以上)	845	841	818	790	751	722	687	665	651	617
2号被保険者 (40~64歳)	469	432	405	371	347	319	293	270	246	216
40歳未満	206	195	181	178	161	132	118	110	100	86
総人口	1,954	1,873	1,791	1,707	1,628	1,538	1,460	1,391	1,324	1,193
高齢化率	65.5%	66.5%	67.3%	67.8%	68.8%	70.7%	71.8%	72.7%	73.9%	74.7%
後期高齢化率	43.2%	44.9%	45.7%	46.3%	46.1%	46.9%	47.1%	47.8%	49.2%	51.7%



笠岡市の日常生活圏域



【西圏域】

金浦 城見 陶山

【中央圏域】

笠岡 大井 今井

【南圏域】

高飛白北真六島鳥石木鍋島

【北圏域】

吉田 新山 北川

【東圏域】

笠岡東 大島 横江・美の浜 神内 神外

(2) 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数は以下の通りです。

(単位:箇所)

圏域名サービス種類	東圏域	中央圏域	西圏域	北圏域	南圏域
訪問介護	3	2	0	2	0
訪問看護	1	1	0	0	0
通所介護	5	0	4	2	0
通所リハビリテーション	3	2	0	0	0
短期入所生活介護	2	1	0	1	0
短期入所療養介護	3	2	0	0	0
福祉用具貸与	1	1	0	0	0
特定福祉用具販売	1	1	0	0	0
居宅介護支援	5	6	2	3	0
介護老人福祉施設	2	1	0	1	0
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0	0	0
介護老人保健施設	3	3	0	0	0
介護療養型医療施設	0	1	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0
地域密着型通所介護	4	2	1	2	6
認知症対応型通所介護	0	1	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3	1	3	4	1

令和3年3月末現在

第3章 第7期計画(ゲンキプラン21-W)に関する取組と評価

第1節 介護保険サービスの進捗状況

被保険者数や認定者数については、計画値と大きな乖離はありません。全体的には、計画値の範囲内であるため、大きな問題はなく順調に推移してきているといえます。

在宅サービス、居住系サービス、施設サービス別に見てみると、以下のとおりです。

【在宅サービス】

訪問介護については、介護人材の確保が非常に難しい影響から、一部の生活支援サービスが、生活支援サポーター利用に移行したものの、人員不足のためニーズに十分答え切れていない現状があります。

また,第7期中に2箇所整備予定であった「小規模多機能型居宅介護事業所」について, 平成30年(2018年)度に公募により決定した1箇所については,西日本豪雨災害以降 の度重なる全国的な自然災害の影響から,整備年度が計画年度から次年度に繰り越すこと となりました。

さらに、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響から、新規事業者の参入が見込めず、逆に既存事業所が人員不足のため休止する事態となっています。そのため、給付見込みは計画値を大幅に下回る結果となりました。

こうした影響から、在宅サービスについては計画値を 10%以上下回る結果となりました。

【居住系サービス】

利用者数、給付費ともに計画値内で順調に推移しています。

特定施設入居者生活介護に関して、令和元年(2019年)度の給付費が計画値を 10%以上下回っていますが、これは、入居者の介護度が計画よりも軽い方が多かったことが影響していると考えられます。

【施設サービス】

全般的には順調に推移していると考えます。その中で、介護老人福祉施設の利用者数が計画値を 10%以上下回っているにもかかわらず、給付費は 100%以上になっているのは、想定よりも、重度者が多く利用したことが原因と考えられます。

また、介護療養型医療施設については、平成30年(2018年)度、令和元年(2019年)度ともに計画値を大きく下回っています。

介護療養型医療施設については、令和5年(2023年)度末での廃止が決まっていますが、利用形態として介護者人福祉施設や介護者人保健施設への入所待ちとしての利用が多いと考えられることから、長期継続利用者の減が利用者数、給付費の減に繋がっていると考えられます。

なお、介護療養型医療施設については、笠岡市内唯一の該当施設である「きのこエスポアール病院(60 床)」が、令和3年(2021 年)度中に介護医療院に転換することとなります。

令和2年(2020年) 度については、第7期計画期間中であり、傾向としては過去2カ年と同様と言えます。最終的には実績値が確定した後に総括を行い、その後、第7期計画における介護保険事業全体の総括を行い、結果についてはホームページで公表することとします。

【全体】

			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
		年度	H30年度	H30年度		R元年度	R元年度	
		月数	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
第1号	号被保険者数	(X)	17,391	17,304	99.5%	17,318	17,267	99.7%
要介記	養認定者数	(X)	3,636	3,579	98.4%	3,587	3,634	101.3%
要介記	雙認定率	(%)	20.9	20.7	98.9%	20.7	21.0	101.6%
総給付	寸費	(円)	5,287,022,000	5,031,304,419	95.2%	5,347,849,000	4,995,919,158	93.4%
	施設サービス	(円)	2,569,921,000	2,544,959,504	99.0%	2,575,125,000	2,505,476,987	97.3%
	居住系サービス	(円)	773,561,000	737,389,389	95.3%	798,244,000	752,495,166	94.3%
	在宅サービス	(円)	1,943,540,000	1,748,955,526	90.0%	1,974,480,000	1,737,947,005	88.0%
第1号	- 号被保険者1人あたり給付費	(円)	304,009	289,355	95.2%	308,803	289,333	93.7%

【サービス別利用者数(予防給付及び介護給付合算)】

			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
		年度	H30年度	H30年度		R元年度	R元年度	
		月数	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
	小計		10,332	9,507	92.0%	10,332	9,270	89.7%
	介護老人福祉施設		4,080	3,453	84.6%	4,080	3,418	83.8%
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	Ē	600	585	97.5%	600	577	96.2%
サービス	介護老人保健施設		5,016	5,004	99.8%	5,016	4,954	98.8%
	介護医療院		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	介護療養型医療施設		636	500	78.6%	636	321	50.5%
	小計		3,660	3,499	95.6%	3,780	3,680	97.4%
居住系	特定施設入居者生活介護		1,584	1,514	95.6%	1,704	1,660	97.4%
サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	認知症対応型共同生活介護		2,076	1,985	95.6%	2,076	2,020	97.3%
	訪問介護		3,564	2,905	81.5%	3,576	2,979	83.3%
	訪問入浴介護		300	282	94.0%	288	306	106.3%
	訪問看護		1,332	1,381	103.7%	1,320	1,559	118.1%
	訪問リハビリテーション		456	451	98.9%	456	423	92.8%
	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導		2,162	119.3%	1,776	2,942	165.7%
	通所介護		5,904	5,586	94.6%	5,904	6,022	102.0%
	地域密着型通所介護		2,796	2,417	86.4%	2,796	2,386	85.3%
	通所リハビリテーション		3,720	3,269	87.9%	3,696	3,159	85.5%
	短期入所生活介護		2,496	1,987	79.6%	2,472	2,047	82.8%
在宅	短期入所療養介護(老健)		312	232	74.4%	312	241	77.2%
サービス	短期入所療養介護(病院等)		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	福祉用具貸与		12,024	12,673	105.4%	11,988	13,819	115.3%
	特定福祉用具販売		336	275	81.8%	336	219	65.2%
	住宅改修		336	260	77.4%	348	313	89.9%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護		0	0.0%	0	0	0.0%
	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護		394	82.1%	480	621	129.4%
	小規模多機能型居宅介護		804	399	49.6%	1,044	237	22.7%
	看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護		0	0.0%	12	0	0.0%
	介護予防支援•居宅介護支援		22,380	18,671	83.4%	22,380	19,488	87.1%

【サービス別給付費(予防給付及び介護給付合算)】

			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
		年度	H30年度	H30年度		R元年度	R元年度	
		月数	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
	小計		2,569,921,000	2,544,959,504	99.0%	2,575,125,000	2,505,476,987	97.3%
	介護者人福祉施設		859,818,000	880,584,498	102.4%	862,129,000	899,113,001	104.3%
施設	地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介	门護	165,621,000	160,413,043	96.9%	166,083,000	160,966,936	96.9%
サービス	介護者人保健施設	介護老人保健施設		1,338,070,665	101.5%	1,320,583,000	1,340,103,193	101.5%
	介護医療院		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	介護療養型医療施設		226,044,000	165,891,298	73.4%	226,330,000	105,293,857	46.5%
	小計		773,561,000	737,389,389	95.3%	798,244,000	752,495,166	94.3%
居住系	特定施設入居者生活介護		274,120,000	259,863,738	94.8%	298,172,000	261,449,057	87.7%
サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	認知症対応型共同生活介護		499,441,000	477,525,651	95.6%	500,072,000	491,046,109	98.2%
	小計		1,943,540,000	1,748,955,526	90.0%	1,974,480,000	1,737,947,005	88.0%
	訪問介護		143,423,000	112,887,155	78.7%	143,854,000	110,148,781	76.6%
	訪問入浴介護		18,371,000	17,595,136	95.8%	17,736,000	16,863,876	95.1%
	訪問看護		51,834,000	55,687,225	107.4%	51,291,000	58,498,406	114.1%
	訪問リハビリテーション		11,794,000	12,090,327	102.5%	11,799,000	11,477,161	97.3%
	居宅療養管理指導		14,414,000	18,168,672	126.0%	14,100,000	19,800,933	140.4%
	通所介護		502,388,000	496,860,405	98.9%	501,598,000	496,816,172	99.0%
	地域密着型通所介護		250,250,000	207,143,296	82.8%	249,237,000	189,373,856	76.0%
	通所リハビリテーション		235,146,000	210,444,062	89.5%	232,233,000	200,589,417	86.4%
	短期入所生活介護		153,379,000	142,173,777	92.7%	151,564,000	156,096,717	103.0%
在宅 サービス	短期入所療養介護(老健)		22,856,000	18,854,569	82.5%	22,867,000	16,672,388	72.9%
	短期入所療養介護(病院等)		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	福祉用具貸与		120,331,000	129,982,310	108.0%	119,303,000	138,713,673	116.3%
	特定福祉用具販売		9,350,000	7,633,088	81.6%	9,350,000	5,477,875	58.6%
	住宅改修		24,806,000	23,201,982	93.5%	25,887,000	26,797,990	103.5%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	夜間対応型訪問介護		0	0	0.0%	0	0	0.0%
	認知症対応型通所介護		46,899,000	40,367,619	86.1%	46,920,000	61,559,823	131.2%
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護		65,925,210	50.9%	168,282,000	37,484,000	22.3%
	看護小規模多機能型居宅介護	香護小規模多機能型居宅介護		0	0.0%	3,336,000	0	0.0%
	介護予防支援•居宅介護支援		205,318,000	189,940,693	92.5%	205,123,000	191,575,937	93.4%
				·			·	
	総計		5,287,022,000	5,031,304,419	95.2%	5,347,849,000	4,995,919,158	93.4%

第2節 「自立支援」「重度化防止」に関する取組と評価

第7期介護保険事業計画では,地域包括ケアシステムの構築とともに基本理念の中にも謳われているように,高齢者の「自立支援」と「重度 化防止」に関する取組について,様々な施策を展開してきました。

そうした中で、市町村の取組内容と自己評価について、ホームページ等を通じて原則公表することが求められることとなりました。 笠岡市としても、以下のとおり第7期に定めたそれぞれの目標に対する実績と自己評価を取りまとめています。

(1) 多職種協働による地域ケア個別会議

定例化	開催回数	目標 (数値等)	自己評価
定例化している	60	2カ月に1回	当初の開催回数については、目標は達成している。年度後半より、以前検討したケースの評価を行った。

[※]介護保険事業計画に係る取組と目標の達成状況について(平成30年(2018年)度)

(2) その他の市町村が設定している取組と目標の達成状況(上記以外)

分類	項目名	目標 (数値等)	実施内容•実績	自己評価
介護予防	健康ポイント事業	参加者数 800 人	参加者数が 1,158 人となった。	事業に対する周知が進み、目標を達成した。
介護予防	訪問型サービスA	サービス 利用者数 20 人	サービス利用者数が 12 人となった。	昨年度より増加したものの, 目標達成には至ら なかった。
介護予防	健康長寿愛らんど事業	延利用者数 3,230 人	延利用者数は 2,843 人となった。	島しょ部の高齢化が進み、参加者が減少し目標 達成には至らなかった。

分類	項目名	目標 (数値等)	実施内容・実績	自己評価
介護予防	生きがい活動支援通所事業	年間利用延人 数 1,140 人	年間利用延人数は 1,127 人となった。	登録者数の増により、ほぼ目標達成に至った。
介護予防	介護ポイント事業	参加者数 33 人	参加者数が36人となった。	養成講座開催を2クールに増やし、目標を達成した。
介護予防	いきいき百歳体操	月間参加者数 4,300 人	月間参加者数が 3,233 人 となった。	1箇所当りの参加者数の減少により、目標達成には至らなかった。

[※]介護保険事業計画に係る取組と目標の達成状況について(平成30年(2018年)度)

(3) 自立支援,介護予防又は重度化防止に関する取組と目標

分類	項目名	目標 (数値等)	実施内容•実績	自己評価	課題,今後の方針等
重度化防止	地域ケア個別会議	年間6回	昨年度は、新型コロナウイルスの関係で、最後の会議が中止となったため、5回の開催となった。	定例開催は定着している。	現状では、検討するケースが少ないため、より対象者の介護予防に重点を置き、自立支援に資する内容とするため、会議の進め方を検討する必要がある。
介護予防	健康ポイント事業	参加者数 1,000 人	参加者数 1,167 人となった。	事業の定着が進み,目標を達 成した。	引き続き、対象行事を増やすことにより、参加者数の増加を図り、もって健康増進につなげる。
介護予防	訪問型サービ スA	サービス利用者 30 人	サービス利用者数 14 人となった。	新規利用者の確保ができず, 目標が達成できなかった。	従前相当サービスからの振替が進んでいない。サービス提供者の研修充実により、サービスの内容・質の向上を図る。

分類	項目名	目標 (数値等)	実施内容•実績	自己評価	課題,今後の方針等	
重度化防止	短期集中通所 型サービスC	サービス利用者 10人	サービス利用者 5 人となった。	事業は定着してきているが, 目標達成には至らなかった。	事業終了後のインフォーマルサービス への接続がスムーズになるよう事業展 開を検討し、継続実施する。	
介護予防	健康長寿愛らんど事業	延べ利用者数3,230人	延べ利用人数 2,552 人となっ た。	島しょ部高齢者の減少及び新型コロナウイルス感染防止対策のため、事業が中止となり目標を達成できなかった。	引き続き、事業の周知に努めるとも に、以前参加していたが、現在参加し ていない方の実態把握を進め、島しょ 部高齢者の健康維持に努める。	
介護予防	生きがい活動 支援通所事業	年間延べ利用人 数 1,150 人	延べ利用人数 987 人となった。	登録者数の減少及び新型コロナウイルス感染防止対策のため, 事業が中止となり, 目標を達成できなかった。	さらに、自立支援・重度化防止に資するよう、リハビリ職の関与等事業内容の見直しを、委託先である社会福祉協議会と協議する。	

分類	項目名	目標 (数値等)	実施内容•実績	自己評価	課題,今後の方針等	
介護予防	介護ポイント事業	参加者数 70 人	参加者数 40 人となった。	事業所からの受入れ希望が増 えていないため、目標が達成 できなかった。	引き続き,事業所からの受入れ希望増 に向けた周知と実際の作業内容の周知 を図り,参加者の増を目指す。	
介護予防	いきいき百歳 体操	月間参加者数 4,500 人	月間参加者数3,543人となった。	昨年度から増えているが、令和2年(2020年)2月以降、新型コロナウイルスへの警戒と感染防止対策のため、事業中止の影響から、目標を達成できなかった。	既存箇所の継続とともに、新規箇所の 開始を目指し、未実施地区への働きか けを行う。 新型コロナウイルス感染防止に配慮し た運営方法について、地区の運営者に 周知した上で運営を行っていく。	

※介護保険事業計画に記載した「取組と目標」等の取組状況及び自己評価結果等(令和元年(2019年)度)

第3節 保険者機能強化交付金及び保険者努力支援交付金について

地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や 都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が 制度化されました。

この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年(2020年)度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを 高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障 の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより 配分基準のメリハリ付けが強化されました。

【保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標】

- I PDCAサイクル体制等の構築
- Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
 - (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等
 - (2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知 地域ケア会議における個別事例の検討件数割合等
 - (3) 在宅医療・介護連携
 - (4) 認知症総合支援 介護保険事業計画等に具体的な計画を定め,進捗管理 早期診断・早期対応に繋げるための体制構築
 - (5) 介護予防/日常生活支援
 - ○体操等の通いの場への65歳以上の方の参加率
 - ○介護予防と保健事業の一体的実施
 - ○介護予防の場へのリハビリテーション専門職等の関与
 - ○社福法人・医療法人・民間サービス等と連携した介護予防の取組
 - ○介護予防におけるデータ活用
 - ○高齢者の社会参加を促すための個人インセンティブ
 - (6) 生活支援体制の整備

(7)要介護状態の維持・改善の状況等要介護認定者の要介護認定の変化率健康寿命延伸の実現状況(要介護2以上の認定率)

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

- (1)介護給付の適正化 ケアプラン点検の実施状況
- (2) 介護人材の確保
 - ○介護人材確保のための取組
 - ○介護人材を養成する研修事業の実施状況、研修修了者のマッチング状況
 - ○介護助手等の高齢者の就労的活動の促進, 高齢者の就労的活動への参加率
 - ○文書削減の取組

笠岡市においても、上記のとおり国が示した指標に基づき保険者機能に関して採点した結果、平成30年(2018年)度(県下1位)、令和元年(2019年)度(県下3位)、さらに令和2年(2020年)度(県下3位)と、県下でも上位の結果となっています。(各年度の採点結果については、ホームページで公表します。)

令和2年(2020年)度からは、保険者機能強化推進交付金に関してより柔軟に、自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、一般会計で行う介護予防等の取組に活用が可能となりました。

今後,高齢者人口の減少が続く中,介護保険制度の持続化に資するとともに,さらなる保険者機能の強化を図るため,介護予防事業の効果測定事業等に取り組む財源として,有効に活用していきます。

第4章 計画の基本構想

第1節 基本理念

本計画の上位計画である第7次笠岡市総合計画(計画期間:平成30年(2018年)度 ~令和7年(2025年)度)において『元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡』を将来の都市像と定め、市民の誰もが郷土愛を感じ、住み慣れた地域でいつまでも元気で活躍できる魅力あるまち、子どもから高齢者までが共生し、安心して快適な生活をおくることができる活気と希望にあふれたにぎわいのあるまち、市民の笑顔があふれる明るいまちを目指しています。

その中で、「高齢者福祉・介護の充実」「社会保障」は、4つの戦略のうち「安定戦略"安らぐ"」に位置づけられています。

少子高齢社会や頻発する大規模災害等を背景に、これまで以上に安心・安全に対するニーズが高まる一方で、都市化・小家族化や生活スタイルの多様化等を背景に、地域における結びつきが希薄化する等、地域が本来持っていたはずの地域力が弱まってきています。

こうした視点から、笠岡市民の誰もがいつまでも住み慣れた地域の中で元気に安心して 暮らしていけるような仕組みづくりを進めるとともに、防災・防犯等の安全面における生 活機能の向上を図り、市民誰もが"安らぐ"ことのできる笠岡づくりを進めていくことと しています。

その過程の中で、第6期計画では地域包括ケアシステムを段階的に構築していく、第7期計画では、地域包括ケアシステム構築の次の段階として、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく、さらに第8期計画では、2025年のみでなく、2040年をも見据え、地域包括ケアシステムをベースに子どもや障がい分野等を横断的に連携する重層的支援体制の充実を図る中で、地域共生社会の実現を目指していくこととなります。

そうした経緯を踏まえながら、第7次総合計画のもと笠岡市における「地域共生社会の 実現」を目指し、『住み慣れた地域のみんなで支えあい自立した生活を継続できる福祉のま ち 笠岡』を基本理念として計画の推進を図ります。

基本理念

住み慣れた地域のみんなで支えあい 自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡

基本目標1 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

高齢者が、長年培った豊富な知識や経験、技術等を生かして、積極的に地域に参加する 生涯現役の社会づくりを進めます。

また, 地域での支えあいを推進するため, 多様な主体による地域活動の担い手として, 一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らせる仕組みを構築します。

基本目標2 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送るためには、自らの健康状態を把握し、健康増進を図ることが大切です。また、高齢者が要介護状態等にならないための介護予防・生活支援サービス等の提供、さらには医療や介護が必要になったとしても、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために、医療と介護の連携強化や認知症対策を進めていきます。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、その中核機関を担う機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

基本目標3 自分に合う環境で安心して暮らせるために

住まいは生活の基盤となります。住み慣れた地域でいつまでも暮らせることは非常に重要ですが、高齢者の心身の状態に合わせて、様々なサービスを利用しながら、住まいや住まい方を変えていくことも必要です。

また、今後高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、認知症等により判断能力の低下した高齢者に関する権利擁護業務の充実が求められます。そのため、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく、中核機関(P.97参照)の設置に向けた取組を進めます。

基本目標4 効率的で適正な介護保険サービスの提供

高齢者人口の減少や介護現場の人材不足等,介護保険制度を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で,高齢者に安心して介護保険サービスを利用していただくため,サービスの水準と質の確保と向上が重要となる一方,介護保険料とのバランスいわゆる「給付と負担のバランス」をより適正なものとする必要があります。

また、本市としても、岡山県福祉人材センターや備後圏域連携中枢都市圏事業への参加により、介護人材の確保に努め、国の掲げる介護離職ゼロを目指すとともに、医療病床の慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要の受け皿整備についても適切に取組を進めます。あわせて、介護保険制度について、適正な運営を担保するとともに、持続可能な制度となるよう介護給付費適正化の取組も進めていきます。

第3節 施策体系

基本日煙 1

生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

積極的な社会参加の継続と促進

高齢者の就労促進

高齢者の生きがいづくり支援

地域での支えあいの推進

支えあう体制づくり

多様な主体による地域活動との連携

基本目標2

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

健康づくり・介護予防の推進

健康づくりの推進

介護予防の推進

在宅医療と介護連携の推進

在宅への流れの構築

ロボット技術・ICTの活用促進

インターネットによる地域包括ケア資源マップの作成

認知症施策の推進

認知症予防, 発症•重度化防止

認知症の人と家族への支援

認知症高齢者等の見守り体制の充実

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの適正な運営

基本 日標:

自分に合う環境で安心して暮らせるために

住まい方の支援・施設等の充実

多様な住まい方の支援

住宅改造等に対する助成等制度

基盤整備

日常生活の支援

日常生活を支える高齢者福祉サービス

高齢者虐待防止•権利擁護

高齢者虐待防止

高齢者の権利擁護

島しょ部の介護・福祉の推進

介護・福祉サービスの確保と事業所支援

島しょ部での地域包括支援センター機能の充実

基本 目標4

効率的で適正な介護保険サービスの提供

介護保険サービスの適正な運営

介護保険サービスの質の確保と向上

介護人材の確保・定着

感染症対策・災害対策の強化

介護保険サービスの基盤整備

第8期介護保険事業計画期間中の基盤整備

サービス別事業量の見込み

居宅サービス

地域密着型サービス

住宅改修/介護予防住宅改修

居宅介護支援 • 介護予防支援

施設サービス

保険料の算定

介護保険事業量の見込み

標準給付費と介護保険料の見込み

地域支援事業費

笠岡市の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み(全体像) と4つの柱(目標)

全世代・全対象型

全世代・全対象型の地域包括支援体制を 構築することにより、誰もが安心して 生活を継続できる。

笠岡市地域包括ケアシステム (地域共生社会の実現)

(3)福祉(児童・障がい・介護)

(2025 年の姿) 障がいや年齢にかかわらず、公的サービスだけで なく、地域との交流を持ちながら住み慣れた地域 で生活が続けられる。

〈主な課題〉

- **ヽ±な課題/** ①市民病院で障がい児等のレスパイト入院の受け 入れを行っているが,更なる医療推進が望まれ
- ②精神障がい者の施設から在宅への地域移行が進んでいない
- ③精神障がいのある人や知的障がいのある人が高齢化することにより、課題が複雑化する傾向にある。
- ④若年性認知症は,経済的な問題,介護期間が予測できない,利用できる介護保険サービスが限られる等介護負担が大きい
- (多) 高齢の親と障がいのある子の同居のケースが増加している

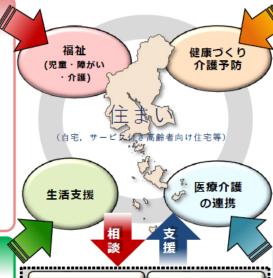
(4)生活支援

〈2025 年の姿〉

市民が、タイムリーに状態にあった生活支援(買い物、掃除、洗濯、移動支援)を受けられる。また、地域の人たちと顔の見える関係の中で、支え合いながら生活できる。

〈主な課題〉

- ①日常生活のなかで,ちょっとしたことの手伝い を頼める相手がいない
- ②介護や障がいに認定されないケースの困りごと への支援ができていない
- ③単身者, 高齢者世帯の孤立死が発生している
- ④核家族化の進展,地域とのつながりの希薄化, 子育て基盤の脆弱化などにより,子育てに不安 や困り感を抱えている保護者が増えている
- (5) 相談することに拒否や反発などの感情を持った 住民が問題を複雑化させることにより,重症化 して発見する場合が多い



笠岡市地域包括 支援センター 連携 空岡市 地域包括ケア推進室

子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)

(1)健康づくり・介護予防

〈2025 年の姿〉

高齢者が自立した生活を送るために,状態に応じた 生活習慣改善・介護予防に取り組んでいる。認知症 になっても,地域住民によって見守られ,住み慣れ た地域での生活が続けられる

〈主な課題〉

- ①いきいき百歳体操では、施設や病院から退院・ 退所したケースの運動機能を維持できない
- ②退職後,地域とのつながりが希薄になりがちで 閉じこもりに移行しやすい
- ③MCIを含め、認知症の増加が予測されているが、早期発見・早期対応のためのシステムができていない
- ④地域の人々の認知症のケースが在宅生活を継続することへの不安の訴えが多い
- ⑤かかりつけ医の認知症への理解が低いため重症化 するケースがある
- ⑥健康上の課題を抱える被保護者の健康や生活の質 が保ちにくいことから医療扶助費が増えている

(2) 医療と介護の連携

〈2025 年の姿〉

在宅生活を中心に、医療(訪問診療・訪問看護)と 介護サービスが一体的に受けられる。

〈主か課題)

- ①ICT を活用したシステム(晴れやかネットケアキャビネット)が普及していない
- ②多職種間での連携がとりにくい
- ③介護度が重度化することで在宅生活の継続が難しくなるため、専門職のアセスメント能力を高める必要がある
- ④市民やその家族が,在宅医療の情報を知らない
- ⑤現在の通所介護事業所の運営時間では、被介護者 が在宅で一人になる時間があるため、在宅生活を 継続してくくなる

【笠岡市が目指す地域包括ケアシステムの姿】

高齢者対象型

おおむね在宅,時々入院 いつでも支える医療と介護

二次医療圏

高度急性期・急性期

医療

介護支援専門員 (ケアマネジャー)



相談業務やサービスの コーディネート



通院・入院

通所・入所

訪問

介護予防・日常生活支援総合事業

- ◆訪問型サービス A【H29 年 4 月~】
- ◆通所型サービス C【R 元年 8 月~】
- ◆学習療法【R元年~】

介護保険サービス(在宅系) R3.3 時点

- ◆訪問介護事業所【市内7機関】
- ◆訪問看護ステーション【市内 2 機関】
- ◆通所介護事業所【市内 11 機関】
- ◆地域密着型通所介護事業所【市内 15 機関】
- ◆通所リハビリテーション事業所【市内 5 機関】
- ◆小規模多機能型居宅介護【市内2機関】
- ◆認知症対応型通所介護【市内 2 機関】など

介護保険サービス(施設・居住系) R3.3 時点

- ◆介護老人福祉施設【市内4機関】
- ◆介護老人保健施設【市内6機関】
- ◆認知症対応型共同生活介護【市内 12 機関】

実施医療機関【市内 19 機関/35 機関中】

実施歯科医院【市内 19 機関/26 機関中】

かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者

◆薬局(かかりつけ薬局) 【市内 20 機関】

◆訪問看護ステーション【市内 2 機関】

◆認知症サポート医5名 R3.3 時点

一次医療圏

訪問



(在宅・サービス付き高齢者向け住宅)

◆認知症初期集中支援チーム【H29 年 10 月~ 総合相談,権利擁護, 包括的・継続的ケアマネ ジメント, 地域づくり



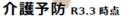
社会福祉協議会・地域包括支援センター

行政機関

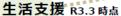
委託

長寿支援課,市民課,健康推進課,地域福 祉課,子育て支援課など庁内関係課

介護予防・生活支援



- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【R2年4月~】
- ◆健康ポイント事業【H29 年 9 月~】
- ◆介護予防ポイント事業【H30 年 4 月~】 登録者:43名
- ◆いきいき百歳体操【市内 73 箇所】
- ◆ふれあいいきいきサロン【市内 116 箇所】
- ◆認知症カフェ【市内 5 箇所】



- ◆ 生活支援サポーター【H30 年 4 月~】 登録者:94名
- ◆ふれあい・たすけ愛サービス
- ◆は~と♡ふるネット
- ◆愛育委員・民生委員・福祉委員による 見守り訪問
- ◆通所付添サポーター【R 元年度~】 登録者:12名







一次医療圏

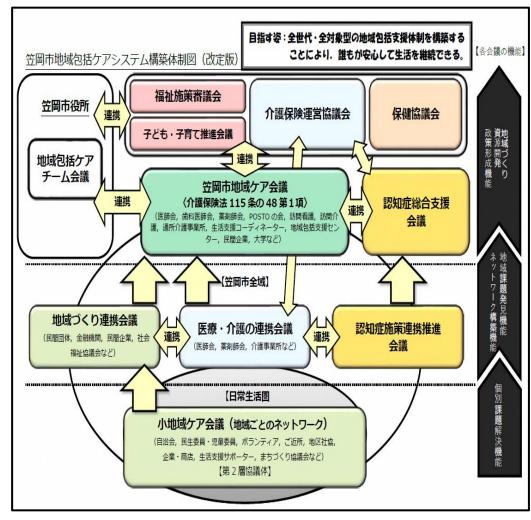
9名

◆訪問診療 R3.3 時点

笠岡市における地域包括ケアシステムの構築のため、平成29年(2017年)度から健康福祉部内に新たに「地域包括ケア推進室」を立ち上げ、目指す姿を『全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築することにより、誰もが安心して生活を継続できる』として、右図のような体制図に基づき、庁内外の様々な分野からの意見を取り入れ、理念及び施策展開を実施してきました。

本計画の位置づけとしては、根拠法が老人福祉法及び介護保険法であることから、対象を高齢者に限定したものとして策定します。しかし、今後は2040年を見据え、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防の5つの柱を掲げる高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」をベースとして、伴走型支援を軸とした子どもや障がい、生活困窮といった分野を横断的に連携する包括的かつ重層的な支援体制の充実を図る必要があります。

この点を踏まえ、本計画は地域共生社会の実現を念頭に置き、上位計画である「笠岡市地域福祉計画」及び保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める他計画と連動させ、推進していきます。



■評価指標(高齢者対象) ①要介護認定率 ②要介護4・5の認定者割合 ③認知症高齢者自立度のⅡa以上の人の在宅率 ④要支援→要介護2以上に悪化する人の割合 ⑤要介護3~5の人の在宅率

第5章 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

第1節 積極的な社会参加の継続と促進

我が国の平均寿命は、男女ともに81歳(令和元年(2019年)現在 男性81.41歳・女性87.45歳)を超えており、今後さらなる高齢化が進むことが予測されています。すでに、日本の人口は平成27年(2015年)の国勢調査時から減少に転じており、生産年齢人口の減少、年少人口の減少が進み、ますます地域社会の担い手不足が深刻化してきています。

令和2年(2020年)版の高齢社会白書(内閣府)によると、現在仕事をしている高齢者のうち約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい。」と回答しており、70歳位までもしくはそれ以上の回答を合わせると、約9割の高齢者が高い就労意欲を持っています。(下表参照)また、令和元年(2020年)度に実施した高齢者生活アンケートで、高齢者の地域での活動に関する項目では、参加頻度が高いものとして「町内会・自治会」「老人クラブ」「趣味関係のグループ」「ボランティアのグループ」となっており、何らかのグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると約53%の方が、参加意向を持っていることがわかります。

将来の介護需要に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書(平成 30 年(2018年)4月19日経済産業省)によれば、ボランティア・趣味活動を月1回以上参加している高齢者は、4年後の生活機能維持への効果が認められるとされています。

このように、介護予防の視点からも高齢者の社会参加は重要なテーマです。笠岡市には認定を持っていない比較的元気な高齢者が多くいることから、その方々の社会参加を促進することで、いきいきと自分らしく生活する生きがいになるとともに、地域社会の担い手不足の解消にもつながるものと考え諸施策を進めていきます。

あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか。

	65歳 くらいまで	70歳 くらいまで	75歳 くらいまで	80歳 くらいまで	働けるうちは いつまでも	仕事を したいとは 思わない	不明• 無回答
収入のある仕事をしている者	11.60%	23.40%	19.30%	7.60%	36.70%	0.80%	0.60%
全体	25.60%	21.70%	11.90%	4.80%	20.60%	13.60%	1.90%

資料:内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(令和元年度)

(注) 調査対象は、全国の60歳以上の男女。

(1) 高齢者の就労促進

①シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲を持つ高齢者を対象に、地域社会と連携しながらその知識、経験、能力、希望を活かして働く機会が得られるよう支援し、活力ある地域社会づくりを推進しています。

今後の方向性

会員数については、微増ではあるものの就業年齢の上昇に伴い、伸び悩んでいます。 また、登録会員の高齢化率により受注件数の減少が見られています。

今後は、高齢者に対する就労意欲の向上に繋げるため、定期的な会員募集の継続と笠岡市委託事業(訪問型サービスA)の拡充により、会員数と受託件数の増加を目指します。

②就労的支援コーディネーターの配置

令和2年(2020年)の地域支援事業の改正により「利用者に就労的活動を提供したいと考える介護事業所やNPO法人等と、これら就労的活動ができる場所とをマッチングする人材」として、就労的支援コーディネーターの配置が盛り込まれました。

今後の方向性

現状において、笠岡市に就労的支援コーディネーターの配置がすぐに必要な状況とは考えていないものの、今後就労的活動も含めた生活支援コーディネーターの活動充実を図る中で、第8期計画期間中に配置の方向性について検討していきます。

(2) 高齢者の生きがいづくり支援

①公民館等での生涯学習活動及び敬老行事

地域の公民館等では生涯学習活動として、様々な教室が実施されています。特に「高齢者学級」では高齢者と次世代が世代間交流を図り「生活伝承」を行っています。

また、毎年敬老の日を中心に、高齢者の健康と長寿をお祝いするだけでなく、行事を通して、お年寄りから子どもたちまで、地域のすべての方に交流を深めることで、地域コミュニティーの推進を図ることを目的として、市内各地の約 40 箇所で敬老会を開催していました。

しかし、令和2年(2020年)度については、新型コロナウイルス感染症の影響から、 一部の会場を除きほとんどが中止する結果となりました。

今後の方向性

今後は,新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し,実行委員会形式での開催を継続 していきます。

②生きがいと健康づくり推進事業(笠岡ことぶき大学、スポーツ大会)

笠岡ことぶき大学は、高齢者の社会参加や生涯学習を目的として、15の多彩な講座を 開講しております。また、生涯スポーツとして親しまれているゲートボールやグラウン ド・ゴルフ等のスポーツ大会を支援し、生きがい・健康づくりの推進に取り組んでいま す。

円滑かつ効率的に事業を推進するため、福祉事業のノウハウ・実績が豊富である、社 会福祉法人笠岡市社会福祉協議会に事業の運営を委託しています。

今後の方向性

今後も,新型コロナウイルス感染症防止対策をしっかりした上で,事業を継続していきます。

③老人クラブ活動支援

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、きめ細かい見守り・情報 伝達を行っています。また、社会福祉協議会支部と連携して、いきいき百歳体操やサロン活動なども行っており、高齢者の生きがいや健康づくり活動を支援しています。

今後の方向性

単位老人クラブ数の減少により、会員数も減少しており、会員数の増には単位老人クラブごとの呼びかけの強化を行う必要があります。

単位老人クラブの世話役自体も、かなり高齢化していることを踏まえつつ、引き続き 支援していきます。

④福祉バスの運行

高齢者や社会福祉諸団体の社会参加,活動の促進のため,バスを借上げて運行しています。福祉ボランティア団体や社会福祉諸団体は,無料または半額(高速道路・駐車場料金等除く)でバスを利用することができます。

今後の方向性

利用団体の固定化により、実績が伸びていません。また、令和2年(2020年) 度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績が大幅に減となっています。 今後も新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、事業としては継続していきます。

⑤老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に対応するとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与することを目的とした施設で、社会福祉協議会が指定管理者となって運営しています。屋内には大広間や和室・浴場などを備え、また屋外には全天候型グラウンドのゲンキかさおか広場があり、高齢者の生きがいづくりの場となっています。

指定管理者の公募を行う中で、令和3年(2021年)度から引き続き笠岡市社会福祉協議会が「指定管理者」となりました。

今後の方向性

利用については、より気軽に利用できる施設として管理運営しているものの、一般利用者数が非常に少ないため、周知活動等利用促進を図る必要があります。指定管理者からの積極的な活用方法の提案を受けつつ、利用促進を図っていきます。

第2節 地域での支えあいの推進

笠岡市では、高齢化が進む中で同時に核家族化の増加により、令和2年(2020年)10月1日現在、65歳以上一人世帯が3,117世帯(全世帯の14.1%)、二人世帯が2,405世帯(全世帯の10.9%)となっており、合計すると全世帯の4分の1が65歳以上のみの世帯となっています。

こうした中で、地域のつながりの希薄化等により、貧困や虐待・孤立死等の課題が複雑 多様化していることから、地域で生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ 早期発見しにくい課題等、これまでの公的な福祉サービスだけでは、制度の隙間から生じ る課題を解決できない状況が生まれています。

地域で暮らす高齢者が、自分らしくいきいきと生活していくためには、制度の隙間を埋める生活支援サービス等の開発とともに、元気な高齢者が生きがいを持って支える側にもなれる「地域全体で支える力」を再構築する体制づくりが必要となります。

また、「地域全体で支える力」を再構築するためには、地域で活動する多様な団体等との連携を強めていくとともに、地域住民一人ひとりが、地域の抱える課題を自らのこととして捉え、その解決に向けて力を合わせることが必要です。

(1) 支えあう体制づくり

①生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、国の示す地域包括ケアシステムの5つの要素のうち、「生活支援」「介護予防」に、地域で取り組む体制を整備する事業です。

地域ごとに配置する生活支援コーディネーター*1 や協議体*2 が中心となり、地域における課題やニーズを把握し、元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。

笠岡市では、次ページにあるように、笠岡市全域(第1層)に生活支援コーディネーターの配置と協議体(地域作り連携会議)の設置を行い、5つの日常生活圏域(第2層)に、生活支援コーディネーターの配置と協議体(つながるまち会議)の設置を進め、助け合い・支えあいの仕組みづくりを推進します。

今後の方向性

生活支援コーディネーターを社協に委託していますが、1層の生活支援コーディネーターが専任でないため、体制整備が十分ではありません。

1層の生活支援コーディネーターの専任配置を実現することで、生活支援サービスの充実を図り、令和3年(2021年)度から、閉じこもり予防を目的に、住民相互のささえ合いによる通所付添いサポーター事業を開始します。

※1 生活支援コーディネーター

高齢者が安心して生活するために、地域の様々な課題と地域の支えあい・助け合い等の担い手をつなぐ調整(コーディネート)役。

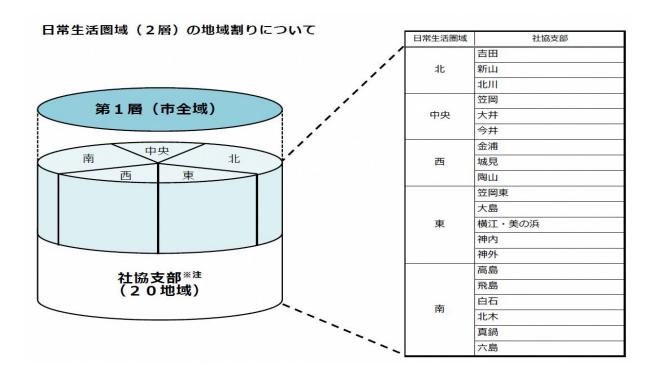
※2 協議体

地域の多様な主体がメンバーとなり、地域課題や社会資源を整理し、現在の活動 や課題解決に向けて話し合うネットワーク会議。

<u>笠岡市における地域区分 市全域(1層)</u>と日常生活圏域(2層)

笠岡市全域を「第1層」, 日常生活圏域を「第2層」

民生・児童委員協議会代表, 笠岡市民代表, 金融機関代表, 民間企業代表 出席者 NPO 法人代表,シルバー人材センター代表,社会福祉協議会,笠岡市 第1層協議体〈市全域〉 第1層 第1層(市全域) ●地域づくり連携会議を開催し,市全体の課題を (市全域) <地域づくり連携会議> 抽出し, 社会資源の見直し, 新たな開発を協議 中央 北 東 第2層協議体〈日常生活圏域〉 ●地域単位での担い手づくり・仕組みづくりの支 第2層 (日常生活圏域) (5ブロック・20 ●つながるまち会議(小地域ケア会議)を開催し, 地域) 社協支部※注 要支援者や地域の課題の抽出を行う。また,地 域ならではの社会資源を創出する。 (20地域) くつながるまち会議 福祉委員,民生委員・児童委員,愛育委員,まちづくり協議会 出席者 など地域で見守り活動を行う住民



②ふれあいサロン活動

社協支部で開催されているふれあいサロン活動は、市内 140 箇所以上で運営されています。地域に気軽に集まれる、交流できる場をつくることにより、閉じこもりや寝たきり等の防止につながります。地域の方が、自主的に運営されており地域に根ざした活動として親しまれています。

今後の方向性

令和2年(2020年)度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時休止していましたが、感染予防対策を講じて再開しています。今後とも、3密状態の防止等感染予防対策を徹底し継続していきます。

③ハートフル社会福祉大会

平成 22 年 (2010 年) 度から, 笠岡市社会福祉協議会委託で地域福祉の大会として, 地域福祉についての講演や市内で先駆的または継続的に地域福祉活動に積極的に取り組んでいる福祉団体・NPO・ボランティア団体の活動事例の紹介をしており, この大会を通じて福祉意識の高揚を図っていき, 地域における支えあいの活動を広めていくよう, 市民や福祉団体の活動への動機づけの場所となっています。

また、地域福祉推進の中で先駆的・継続的に取り組んでいる個人・団体に対し表彰を 行っています。

今後の方向性

地域福祉の推進に功労のあった方を表彰する機会であるため、今後とも定期開催を継続していきます。

4くらしサポート手帳の活用

くらしサポート手帳は、生活支援サービスを提供している様々な関係機関を、一覧に まとめた情報誌として平成 29 年(2017年) 度に作成しました。

その後、定期的な更新が出来ていませんでしたが、令和2年(2020年)度に買い物 やゴミ出しといった生活支援サービスや介護予防の場、移動手段の確保など安心した生 活を送るために、欠かせない情報を紹介した情報誌を作成しました。

今後の方向性

働く世代の人口減少による担い手不足のため,在宅支援を実施する団体が減少傾向となっています。

今後は、高齢者一人世帯や夫婦世帯が増加するため、地域ごとに住民相互の支え合いのしくみづくりを強化していきます。

⑤生活支援サポーター養成講座

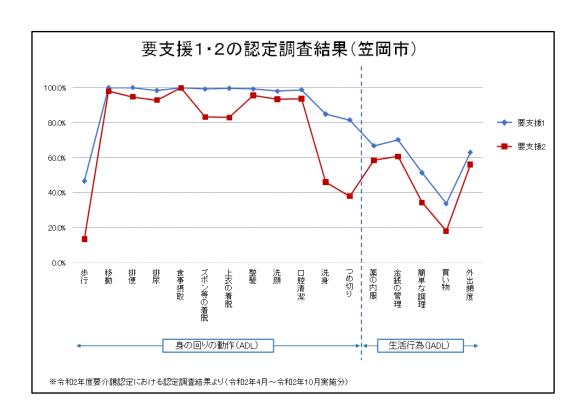
下のグラフのように、要支援1から要支援2の認定を持っている方については、生活 行為の自立度が低い傾向があります。認定を持っていない高齢者を含め、生活支援サー ビスを提供することで、自立した生活を継続できる高齢者が多くいます。

引き続き、生活支援サポーター養成講座を開催し、支えあいの地域づくりを進めます。

今後の方向性

介護保険サービスで賄えないニーズに対応できており、少しずつ高齢者の利用が増加しています。

今後は、高齢者一人世帯や夫婦世帯が増加するため、地域ごとに住民相互の支え合いのしくみづくりを強化していきます。



(2) 多様な主体による地域活動との連携

①社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

社会福祉法に定められた社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

笠岡市としては、地域包括支援センターの業務委託をはじめ、生活支援体制整備事業 における生活支援コーディネーター業務委託等、地域包括ケアシステムを構築するため に、必要不可欠な組織と考えています。

また, 高齢者の見守り協定では, 笠岡市及び民間事業者との間で3者協定を結んでいます。

今後の方向性

笠岡市における地域福祉推進の中核を担う組織としての機能強化に向けて、引き続き 連携を深めていきます。

②笠岡市民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は,民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき,厚生労働大臣から委嘱を受けて活動している民間のボランティアです。

令和2年(2020年)12月1日現在,158人(定数160人うち2人欠員)の民生 委員・児童委員が地域で福祉制度全般についてのつなぎ役として,市内各地域で活動を 行っています。

今後の方向性

高齢者等の見守り活動を継続して行っているため、地域福祉の推進のため今後とも連携を図っていきます。

③笠岡市愛育委員

愛育委員は、地域の乳幼児から高齢者までを対象に、生涯にわたる健康づくりの支援 を行っているボランティアです。行政とのパイプ役として市長から委嘱を受け、地域の 身近な健康課題に合わせた活動を実践しています。

高齢者に対しては、平成28年(2016年)度から80歳以上に対する見守り活動の実践や地域で自主的に開催されているいきいき百歳体操の運営支援を行っています。

今後の方向性

今後も継続して愛育委員による見守り活動を継続し、高齢者の孤立や何らかの変化を 早期発見し、必要な支援につなげていきます。

④消費者被害安全確保地域協議会(笠岡市消費生活センターとの情報共有)

高齢者、障がい者、認知症により判断応力が不十分となった人などの消費者被害防止 や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者等が連携して、必要な情報交換、 見守り活動等を行う組織です。

笠岡市としては、既存の福祉等のネットワークを活用して、笠岡市消費生活センターとの情報共有を図るため、民生委員・児童委員、笠岡市社会福祉協議会、笠岡市地域包括支援センター等の高齢者、障がい者と接する機会の多い団体が参加している、地域ケア会議(地域づくり連携会議)の中に協議会を立ち上げることとしました。

消費生活センターから、その時々で流行っている詐欺の事例や相談の多い案件などを 紹介して、各団体がそれぞれの活動を行う中で、高齢者や障がい者の異変を察知した場 合に、消費生活センターに報告の上被害の未然防止や被害回復を図ります。

今後の方向性

消費生活センターとの情報共有を図り、高齢者や障がい者の消費者被害防止や被害回復を図ります。

⑤笠岡市自主防災組織

災害対策基本法が平成 26 年(2014年) 4月に改正され、要配慮者(災害時の避難に何らかの配慮が必要な人)のうち、特に支援が必要な者を対象として「避難行動要支援者名簿(地域福祉課所管)」の作成が市町村に義務付けられました。

笠岡市では、平成27年(2015年)度から名簿を作成しており、名簿に掲載している個人情報の提供同意を得た者については、危機管理課を通じて各地区の自主防災組織に情報提供しています。

今後の方向性

避難行動要支援者名簿の把握に努め、危機管理課と連携しながら、個別支援計画の作成に取り組みます。

※自主防災組織:地域住民が自主的に,防災知識の普及啓発,防災訓練や地域の防災安全 点検の実施,防災資材の備蓄・点検等に取り組む組織です。

第6章 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

第1節 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、自立した自分らしい生活を継続するためには、 まず心身ともに健康であることが一番重要となります。

令和元年(2019年)度に実施した高齢者生活アンケートの中で、主観的健康感について、現在の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と答えた、健康感の高い方が76.6%となっており、多くの高齢者が自分は健康であると実感していることがわかります。

笠岡市民の平均寿命と健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均(年))の差は、 男性で 1.3 歳、女性で 3.3 歳(平成 29 年(2017年))となっており、この差が大きい ほど生活の質の低下や医療・介護給付費の増加の要因ともなります。

笠岡市では、「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」に沿って、①健康寿命の延伸、②生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組み、子どもから高齢期までの切れ目のない健康増進施策を推進しています。

また、国は「健康寿命延伸プラン」において、2040年までに健康寿命を男女ともに3歳以上延伸することを目標に、健康日本21(第2次)等の取組の推進とともに、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に取組を推進し、その中で高齢者の特性を踏まえ、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとしています。

平成 29 年(2017年) 4 月から実施した総合事業は、要支援認定を受けた方や、地域包括支援センター等が行っている「基本チェックリスト」を用いた生活機能判定の結果により、介護予防が必要と判断された方(以下「事業対象者」という。)その他にも元気な状態を維持するために、介護予防に取り組みたい方のニーズに応えるために、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

笠岡市健康寿命		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
		2016年/H28年算定	2017年/H29年算定	2018年/H30年算定	2019年/H31年算定	2020年/R2年算定
	健康寿命(日常生活動作が自立 している期間の平均(年))	79.11	79.50	79.52	79.73	79.6
男性	日常生活動作が自立していない 期間の平均(年)	1.30	1.37	1.34	1.24	1.3
	平均寿命(年)※端数が合わな い場合有	80.42	80.87	80.87	80.98	80.9
	健康寿命(日常生活動作が自立 している期間の平均(年))	83.97	83.99	84.17	84.37	84.3
	日常生活動作が自立していない 期間の平均(年)	3.11	3.21	3.19	3.04	3.3
	平均寿命(年)※端数が合わな い場合有	87.08	87.21	87.35	87.41	87.6

備中県民局算出 備中県民局算出 備中県民局算出 備中県民局算出 第7.5 k l l 管出

(1)健康づくりの推進

①健康ポイント事業

市が実施する健診の受診や健康づくりの取組,各種イベントなどに参加し、「健康ポイント」を貯め、健康状態の改善・維持に向けた仕組みを作ることで、住民の健康づくりの意識を高め、また元気で生活する高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を目指すことを目的に、平成29年(2017年)9月から「健康ポイント事業」を実施しています。

今後の方向性

令和2年(2020年)度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントが中止となったため、事業自体の実施が出来ませんでした。

今後の推移を見ながら、事業再開に努めます。

②各種健(検)診の実施

生活習慣病の予防やがん等の病気の早期発見・治療を目的に、特定健康診査及び後期高齢者健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診を実施します。

今後の方向性

笠岡市健康づくり計画(第2期計画)に基づき、引き続き目標達成に向けて取り組みます。

③健康相談・保健指導事業

生活習慣病の発症の原因である「メタボリックシンドローム」の予防に取り組むとと もに,「糖尿病」や「高血圧」を併せ持つことで引き起こされる「慢性腎臓病」を予防し, 人工透析への移行を減らします。

今後の方向性

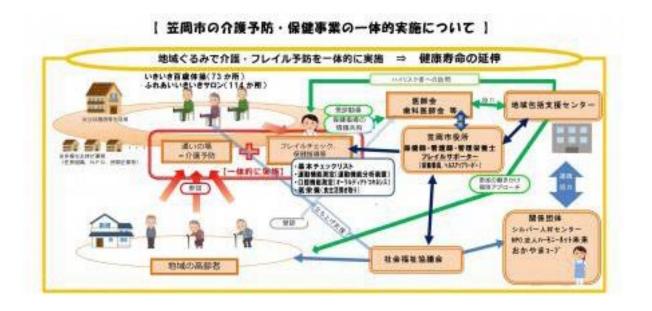
笠岡市健康づくり計画(第2期計画)に基づき、引き続き目標達成に向けて取り組みます。

④保健事業と介護予防の一体的な実施

健康寿命の延伸を図るため、地域ぐるみで介護・フレイル予防を下の図のように一体的に実施します。

今後の方向性

基本チェックリストや運動機能測定・口腔機能測定を実施することにより、ハイリスク者を抽出し、専門職による支援や後期高齢者歯科検診につなげます。



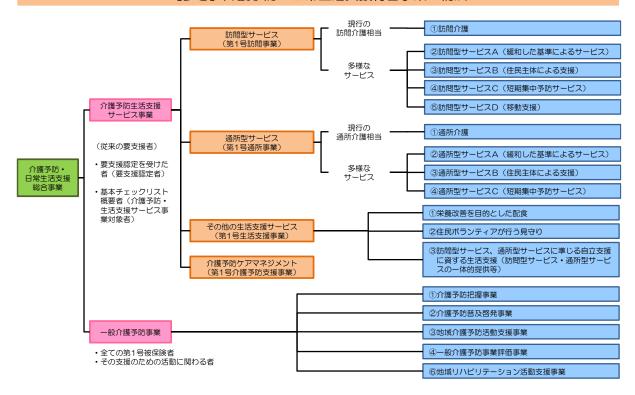
(2)介護予防の推進

笠岡市の要支援・要介護認定者は、令和2年(2020年)9月末現在3,705人となっており、そのうち要支援1が472人、要支援2が969人を占めています。要支援認定者が占める割合は、38.9%となり国や県の平均を大きく上回っています。

今後,自立支援・重度化防止の観点から,要支援認定者(特に要支援1)については,アセスメントやマネジメントの段階から,可能な限りその人の状態像に合わせて,インフォーマルサービスの利用について検討していく必要があります。

また、国は令和3年度から介護保険法施行規則の一部を改正し、総合事業の対象者として「要介護認定による介護給付を受ける前から、総合事業を継続的に利用する要介護認定者」を追加することとしています。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の構成



①介護予防・牛活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者や事業対象者が対象となります。 従来の介護予防訪問介護・通所介護の事業者によるサービス(以下「従前相当サービス」 という。)、従前相当サービスよりも人員基準等を緩和した訪問型サービスA(シルバー 人材センター委託)、通所型サービスC(短期集中型予防サービス)を実施しています。

ア) 指定事業者によるサービス

笠岡市では、介護予防・生活支援サービス事業の中核となる指定事業者によるサービスとして、従前相当サービスを実施しています。

相当サービスは、従来の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)と同様のサービスを提供するものです。

今後の方向性

従前相当サービスについては、新型コロナウイルス感染症予防対策を事業者に求め、 引き続き現行と同様のサービス提供を行います。その中で、事業対象者の選定方法の改 正やサービス単価の見直しについても、第8期計画期間中に検討することとします。

イ) 委託事業者によるサービス

訪問型サービスAについては、予防給付(介護予防訪問介護)の人員基準等を笠岡市独自に緩和したものとなっています。訪問型サービスAは、平成12年(2000年)3月17日付け老計第10号*に記載されたサービスのうち家事援助に特化したサービス内容となっており、笠岡市主催の専門研修を受講した方のみがサービス提供者となります。

※老計第10号とは、当時厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長から発出された 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」のことで、その内容とし ては、身体介護(排泄介助・食事介助・入浴介助等)と家事援助(掃除・洗濯・一 般的な調理・買い物等)の内容を示した文書をいいます。

今後の方向性

訪問介護サービス事業者の人員確保が難しくなる中、代替えサービスとして機能するよう、専門研修受講者(サービス提供者)を増やしていくため、引き続きシルバー人材センターと連携していきます。

ウ) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

通所型サービスCについては、身体機能が低下している高齢者を対象に、通所介護 事業所や病院等で短期間(6か月以内)リハビリを実施し、在宅での生活を支援する 目的で実施しています。

リハビリ期間終了後に地域の通いの場利用を検討したが,送迎が課題となり,対象者が介護保険サービスを利用することとなりました。

今後の方向性

事業実施を見直し、岡山県通所付添いサポート事業を活用し、自宅から通いの場の間 の移動の付添を行います。

エ)介護予防マネジメント事業

総合事業に移行する中で、対象者の心身の状況や生活環境等に応じて、給付サービスはもとより、従前相当サービス及び訪問型サービス A、通所型サービス C やその他の生活支援サービスが効果的に提供され、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、暮らしていくことができるためには、介護予防マネジメントの質の向上は欠かせません。

今後の方向性

インフォーマルサービスを含めた,自立支援につながる介護予防プラン作成のため に,地域包括支援センター等のケアマネジャーのマネジメントカのレベルアップを図り ます。

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、原則として全ての第1号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方が対象となります。元気な状態を維持するために、介護予防に取り組みたい方のニーズに応えるため、以下の事業への取組を進めます。

ア)介護予防把握事業

この事業は、閉じこもり等の何らかの支援を要する介護予防の必要性が高い高齢者 を早期に把握し、介護予防事業につながるとともに、高齢者の生活状況を広く把握し て、必要な支援につなぐことを目的としています。

地域包括支援センター等で地域の実情に応じて収集した情報等の活用により,介護 予防の必要性が高い高齢者を把握していきます。

今後の方向性

レセプトや介護認定情報から、虚弱の可能性が高い高齢者を選定し、早期に支援する ことにより、要介護状態になることを予防し、自立期間の延伸を図ります。

イ) 介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的に活動へ参加し、介護予防に向けた取組を実施するような地域社会の構築を目的として、それに資する知識の普及・啓発、活動の育成・支援を行っていきます。

◆健康長寿愛らんど事業

平成 25 年(2013年)度末に夢ウエル丸事業を終了し、平成 26 年(2014年)度から「健康長寿愛らんど事業」を開始しました。健康長寿愛らんど事業は、介護予防事業(笠岡市が社会福祉協議会に委託)と社会福祉協議会の地域福祉活動の「交流活動事業」の2つの事業を合わせた事業で、専門職(保健師等、理学療法士、社会福祉士)を月2回派遣し、介護予防事業を行うとともに、相談支援機能の向上を図っています。「交流活動事業」は各島の社会福祉協議会支部役員等による企画で実施しているところが大きな特徴です。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により,一時中断していましたが,引き続き感染防止対策を実施して事業を継続します。

◆生きがい活動支援通所事業(生きがい対応デイサービス)

閉じこもりがちな高齢者に対し、日常生活動作訓練などのサービスを提供し、介護 予防の立場からいきいきと暮らせるようにするため、生きがい対応型デイサービスを 老人福祉センターで週に3回実施しています。

また、高島においては平成23年(2011年)2月より通所介護事業所(眞奈井)において同様のサービスを実施しています。

今後の方向性

事業については継続実施とし、さらに、通所型サービスCのリハビリ期間終了後の受け皿としての内容充実についても検討します。

◆介護予防ポイント事業

65 歳以上の高齢者を対象に、市が実施するボランティア養成講座を受講・登録していることを条件に、市内の介護保険サービス事業所や障がい福祉サービス事業所等で、介護支援ボランティア活動を行った実績に応じてポイントを交付する「介護ポイント事業」を実施することにより、社会参加・地域貢献とともに、健康増進・介護予防につなげていきます。

今後の方向性

介護保険サービス事業所及び障がいサービス事業所,病院等の受け入れ施設が増えて おらず,また,加齢による交通手段確保が困難なことから,施設へ通うことが困難となっており,登録が進んでいません。

令和2年(2020年) 度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できていません。今後は、課題の解消に向けて検討します。

ウ) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく,誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して,市町村が介護予防に資することと判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする事業です。

◆いきいき百歳体操

笠岡市では、平成23年(2011年)度から地域で自主的に「いきいき百歳体操」に取り組んでいる住民の方々を支援しています。「いきいき百歳体操」は、筋力や仲間づくりの体操で、地域の仲間とともに行う自主活動です。5人以上・週1回活動を行うグループには、おもりの貸出の支援等も行っています。

令和2年(2020年)12月現在実施箇所数は、市内73箇所となっています。

今後の方向性

1年に1回、いきいき百歳体操交流会を実施し、団体・個人の表彰を実施するとともに、実施箇所の少ない地域を中心に支援を行います。

③その他事業

ア) 通所付添サポート事業

通所型サービスCのリハビリ期間終了後の受け皿として、インフォーマルサービスである「通いの場」があります。しかし、そこまで行く手段が確保できないために、参加できないという課題があります。

笠岡市では、令和2年(2020年)度からその運営の担い手を養成するため、 「岡山県通所付添サポーター養成事業」に参加するとともに、市内施設及び通所事業所に車両提供協力を呼びかけています。

今後の方向性

令和 3 年(2021 年) 度中には、運営の核となる通所付添連絡会(仮称)を立ち上げ、具体的な事業実施を開始します。

イ)介護サービス事業所インセンティブ事業

利用者の在宅生活継続に向けて、積極的な取組を行っている通所サービス事業所に対して、インセンティブを付与します。

今後の方向性

今後とも事業を継続していきます。

第2節 在宅医療と介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有していて、医療と介護の両方を必要とする事例が多くなっています。

このような状況を受け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に 提供できる体制を構築するため、都道府県や保健所の支援の下、市町村が中心となって、 地域の郡市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築することが 重要です。

そのような中、家族や病院から患者の入退院情報が、在宅サービス関係者に事前に連絡がない等医療と介護の連携が不十分なケースが見受けられます。その結果、生活困窮や高齢者虐待等の複合的な課題が絡み、退院支援に苦慮するケースもあります。

また,在宅医療・在宅介護に関しては,市民やその家族が在宅医療の情報を知らないという課題があり、情報提供方法や普及啓発方法の検討が必要となっています。

(1) 在宅への流れの構築

①医療・介護の連携会議の開催

笠岡市では、在宅医療と介護の連携をより深めるため、笠岡医師会、笠岡・小田歯科医師会、岡山県薬剤師会笠岡支部等医療関係機関と岡山県介護支援専門員協会笠岡支部、市内訪問系サービス・通所系サービス・居住系サービス・施設サービス等介護関係機関の代表者がメンバーとなる「医療・介護の連携会議」を開催しています。

今後の方向性

医療と介護の連携強化を目的に、在宅の困難事例を基に、共通ツールの活用や医療介護の相互の役割の共有を行いました。

高齢者夫婦世帯やひとり世帯の増加により、ICTの活用による医療や介護の連携強化に努め、在宅支援の充実を図っていきます。

②多職種連携強化・資質向上研修の開催

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制を構築するためには、直接携わる専門職の連携強化と資質向上は必要不可欠となります。

今後の方向性

重度化防止を目的に、介護支援専門員の研修を重点的に実施し、自立支援のアセスメントの視点の共有や通所事業所など関係団体との顔の見える関係づくりを行いました。 今後は、高齢者夫婦世帯やひとり世帯の増加により、介護支援専門員を中心とした医療や介護の連携強化に努め、在宅支援の充実を図ります。

③在宅療養に関する市民への普及啓発

平成30年(2018年)度介護報酬改定に向けた基本的な視点として、地域包括ケアシステムの推進の一つとして「本人の希望する場所での、その状態に応じた医療・介護と看取りの実施」があります。

今後の方向性

在宅医療に関する情報を、長寿支援課作成の「あんしん介護保険」の更新と合わせて掲載します。

愛育委員と協働した、市民向けの普及啓発講演会を開催します。

④ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取組の推進

本人が最期まで尊厳を持って人生をまっとうすることができるよう,人生の節目で人生の最終段階における医療やケアの在り方について,前もって考え,本人・家族・医療者等が繰り返し話し合い共有するプロセスを「人生会議(ACP(アドバンス・ケア・プランニング))」と呼びます。

今後の方向性

延命措置の希望の有無,看取りの場所等に関する「意思表示カード」を作成します。 幅広い世代の住民を対象にした市民講演会の開催,まちづくり出前講座のテーマに追加し,市民への普及啓発を行います。

(2) ロボット技術・ICTの活用促進

①介護ロボット等を活用した事業所への運営支援

介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業により、市内の3事業所が 平成28年(2016年)度に介護ロボットを導入しています。

今後の方向性

介護人材不足から今後ますます需要が高まることが予測されるため、導入に向けた補助金等の情報収集と各事業所への周知に努めます。

②ICTの活用

高齢者は加齢に伴い複数の疾病に罹ることが多くあります。その際、自分自身の疾患 に応じて医療機関を受診しています。このため、検査結果や診察記録などはそれぞれの 病院で保管されており、他の医療機関では利用ができません。

「晴れやかネット」は、高齢者ご本人の同意のもと、各医療機関に保管されている医療情報を高度に暗号化して、インターネットで結び相互に共有することにより診療に役立てるための仕組みです。

また,「ケアキャビネット」は, 医療・介護の関係者が患者の療養情報が記載されている連携シートなどを用い, 迅速かつ的確に患者の情報を共有する拡張機能として構築されました。

井笠地域では「むすびの輪」として、ケアキャビネットの活用を進めていますが、まだ まだ一部事業所の活用にとどまっています。

今後の方向性

高齢者夫婦世帯. ひとり暮らし世帯の増加のため、在宅療養を希望する市民が少なくなっています。

医療機関や介護事業所の連携強化,介護支援専門員のアセスメント力を強化すること により,病院や施設から在宅へ戻るという仕組みづくりを行っていきます。

※ICT: Infommation and Communication Technology の略。(情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。従来はパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉として「IT」が使われてきたが、情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で「ICT」という言葉が使われるようになってきています。)

(3) インターネットによる地域包括ケア資源マップの作成

在宅医療や介護に関心はあっても、在宅でどのような医療や介護を受けられるのか分からないという方や、在宅医療に関わる医療職や介護職の方が、地域の医療・介護・生活支援サービス資源についての情報把握、在宅医療・介護の連携推進などに役立てていただくため在宅医療施設、介護施設や生活支援事業所等の情報を掲載した備後圏域地域包括ケア資源マップを作成しています。

今後の方向性

高齢者夫婦世帯. ひとり暮らし世帯の増加のため、市民が資源マップを活用することが少なくなっています。

市民には、地域の医療・介護・生活支援サービス資源についての情報把握、在宅医療・介護の情報を紙媒体で配布し、インターネットによる介護施設の情報は、医療・介護連携で使えるよう見直しを行います。

第3節 認知症施策の推進

令和元年(2019年)度に実施した高齢者の生活に関するアンケートでは、「認知症の症状がある人又は家族に認知症の症状がある人がいますか」の問いに対して、約1割の人が「はい」と答えています。人口減少の中、少子高齢化・核家族化に伴い、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。

認知症有病率は、加齢とともに上昇することから、ひとり暮らし認知症高齢者や老老介護の中で、本人介護者ともに認知症の認認介護世帯が増加することが予想されます。

また、高齢者の生活に関するアンケートで、認知症に関する窓口を知っている人は、約3割弱となっており、相談窓口の周知も大きな課題となっています。

令和元年(2019年)6月に国の認知症施策推進大綱が、関係閣僚会議で決定され「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進」するという基本的考え方が示されました。

笠岡市においても、この認知症施策推進大綱に基づき「認知症になっても、1 日でも長く住み慣れた住まいで、心豊かに安心して生活することができる体制づくりを推進する」を目標に施策を進めていきます。

(1) 認知症予防、発症•重度化防止

国の認知症施策推進大綱にもあるように,認知症予防(ここでの予防は,認知症にならないことではなく,認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味)に務めることが重要です。

①認知症予防テキストの作成

認知症の症状のない高齢者に対して、いきいき百歳体操やいきいきサロンにおいて、 認知症予防テキストを活用した脳トレを実施します。

今後の方向性

それぞれで使用している脳トレの内容が統一できていないので、認知症予防を目的と した統一テキストを作成し、いきいき百歳体操を運営している方を対象に研修会を実施 します。

②学習療法の実施

認知症の症状がある方でも、その重度化を防止するため、公文のテキストを使用した 学習療法を実施しています。

今後の方向性

市内通所事業所において継続実施していきます。

③認知症サポーターの養成

"認知症を理解し、温かく見守り支援する認知症サポーターを増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり"を目指して、平成21年(2009年)度から認知症サポーターの養成を行っています。主に市内の職場・小中学生・地域ボランティア等が受講されており、これまでに延べ168回実施し、延べ5,191人が受講しています。(令和元年(2019年)度末時点)

「認知症サポーター養成講座」を受講した方を「認知症サポーター」と呼び、「認知症サポーター養成講座」の講師を「認知症キャラバン・メイト」と呼びます。

「認知症キャラバン・メイト」は養成研修を受講後に活動をしており、80 名が 9 班に分かれて活動しており、メンバーは介護保険事業所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・市役所の職員やボランティア等となっています。市内の介護保険事業所等へ養成研修の受講希望者を募り、例年5人前後が受講し活動しています。

今後の方向性

地域住民を対象に認知症サポーターを養成し、認知症については、一定の理解を得ることは出来ましたが、認知症になると在宅での生活の継続は難しいという意識は拭えていません。

今後は、市内の事業所に認知症サポーターを増やし、認知症の方が安心して外出できる環境づくりを行います。

4認知症キャラバン・メイト フォローアップ研修

よりよい「認知症サポーター養成講座」実施に向けて、「認知症キャラバン・メイト」 全員を対象にした「フォローアップ研修」を実施しています。

認知症の正しい理解を深めるためには、認知症の症状について知るだけでなく、"認知症の本人や介護者の気持ち"を自分事として捉え、接し方について地域住民が認識を深めることが重要です。

今後の方向性

認知症サポーターを養成するために,認知症キャラバン・メイトに活動の目的の共有 や認知症の新しい知識の習得を行ないました。

認知症キャラバン・メイトが継続して活動できていることから、フォローアップ研修 は、隔年で実施していきます。

⑤認知症ケアパス

「認知症ケアパス」とは、"認知症の容態に応じた適切なサービスの提供の流れをまとめたもの"のことで、各自治体で作成するように、地域支援事業(介護保険法)や認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に記載されています。

本市では、平成27年(2015年)度より「認知症キャラバン・メイト」の「認知症ケアパス班」および地域包括支援センターや市の認知症担当者が集まり、ケアパス作成会議を開催し、平成29年(2017年)3月に「福祉のまち笠岡 認知症ガイドブック」が完成しました。

認知症の本人・家族は、どこに相談したらよいか、どんな支援を受けられるか知らない人が多く、「認知症の症状が出たら、すぐに施設に入れるべきだ」という意見もあり、 "認知症があっても在宅生活を継続できる"というイメージが持てる情報提供が必要です。

今後の方向性

平成 29 年(2017年)3月に認知症ケアパスを作成し、医療介護関係者、民生委員などに配布しましたが、市民への普及が十分できていません。

令和2年(2020年) 度に全市民に配布するよう, リーフレットを作成し, 令和3年(2021年) 度に配布する予定となっています。

⑥認知症地域支援推進員

「認知症地域支援推進員」を平成30年(2018年)度から全国の各自治体で配置するように、地域支援事業(介護保険法)や認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に明記されています。

本市では、「認知症介護研究・研修センター」が実施する「認知症地域支援推進員研修」 を受講した9人が推進員として活動しています。

今後の方向性

笠岡市,地域包括支援センター,居宅介護支援事業所に認知症地域支援推進員を配置していますが、役割を明確に出来ていません。

認知症地域支援推進員が、認知症力フェの立ち上げや運営に関われるよう、事業の見直しや連携強化を行います。

⑦認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援推進事業」を平成30年(2018年)度から全国の各自治体で実施するように、地域支援事業(介護保険法)や認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に明記されています。

本市では、専門医およびチーム員は専門の研修を受講し、平成 29 年(2017年) 10 月に1チーム(専門医1名・チーム員2名)で本事業をスタートしました。

対象者: 40 歳以上の在宅生活者で「認知症が疑われる方」または「認知症の方」のうち医療機関との連携が必要な方

目 的:①医療と生活をつなぎ、自立生活を支援する

②認知症専門医との連携により、関わる職員のスキルアップを図る

認知症相談はこれまで通り地域包括支援センターが対応し、必要な対象者について、 チームが集中的に関わっていくこととしています。相談があった対象者の対応だけでな く、高齢者のご自宅を訪問する「実態把握」も行い、支援を必要としている方の早期発見 に努めています。

認知症の方の数は 2,117人(介護保険の要介護・要支援認定者のうち認知症高齢者自立度 II 以上)に達し、年齢とともに出現率は増加し、85~89歳では出現率 29.0%で、90歳以上では出現率 54.4%と2人に1人は認知症の症状がある現状です。(令和元年年(2019年) 10月1日時点)

認知症の症状が出ていても、医療や介護サービスを受けないままに悪化したり、受けていても認知症の行動・心理症状(BPSD)が顕著となり、生活に苦慮している場合があり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが必要とされています。

今後の方向性

医師,看護師,社会福祉士各1名で,認知症初期集中支援チーム(以下「チーム」という。)を編成しています。

今後も、地域包括支援センターが実施する「実態把握」による早期発見、認知症当事者や家族への早期支援を行い、その後必要に応じてチームが集中的に関わることとします。

(2) 認知症の人と家族への支援

①若年性認知症施策の強化

若年性認知症は初期症状が分かりにくく、うつ病等の他の病気と間違われやすいため、 発症から受診・診断までに時間がかかりやすい等高齢者の認知症とは異なる特性があり ます。

若年性認知症の本人・家族が、地域で安心して暮らしていけることを目的に、平成27年(2015年)度から「認知症キャラバン・メイト」の「若年性認知症班会議」を行い、若年性認知症の事例検討を行いました。

今後の方向性

若年性認知症班会議の実施はありませんが、若年性認知症当事者や家族が集える場づくりを令和3年(2021年)度から実施していきます。

2認知症施策連携推進会議

認知症のご本人やご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進を目的に年2回「認知症施策連携推進会議」を実施し、認知症施策の進捗状況の確認及び認知症施策推進に関する内容の協議検討を行っています。

今後の方向性

認知症の人やその家族が、地域で安心して生活できるための施策を検討する場として、年に1~2回実施しています。令和元年(2019年)度は、認知症カフェの運営について協議しました。

今後も、社会資源の開発等施策協議の場として、認知症の人と家族への支援を行っていきます。

③認知症介護研修センター事業

笠岡市民の認知症に対する啓発・啓蒙の為,また市内の認知症に関する福祉施設の職員に向けて笠岡市社会福祉協議会や笠岡市地域包括支援センターと連携して様々な研修, 講座を開催しています。

今後の方向性

引き続き,認知症介護研修センターの指定管理者である(社)新生寿会に委託し、認知症高齢者の正しい理解と介護方法等の普及啓発を目的に、事業継続します。

4認知症介護相談センター事業

認知症高齢者の家族を支援するため、月に1度、認知症介護者の集いとして実際に認知症の人を介護している家族が集まり話し合い、いろいろな体験談や知識を通して、介護に意欲ややりがいが持てるよう互助活動を行っています。

今後の方向性

引き続き,認知症介護者の集い場として,公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県 支部に委託して事業継続します。

⑤認知症カフェ

令和2年(2020年)12月末現在,笠岡市内で定期的に開催されている認知症カフェは,5箇所となっています。認知症カフェは自主的な運営で行われており,当事者の方や家族の方の交流の場となっています。

今後の方向性

認知症の人やその家族が通える認知症力フェになるよう、認知症力フェ運営者と研修 や協議を実施しました。新たに立ち上がった認知症力フェは、認知症の人やその家族が 通える場となっています。

認知症の人やその家族が通える認知症力フェの中学校区への1箇所設置(市内7箇所)や,認知症力フェに認知症地域支援推進員を設置し,相談機能を強化,さらには,参加しやすい声かけや送迎に取り組みます。

(3) 認知症高齢者等の見守り体制の充実

①認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業

認知症高齢者が行方不明になった時に、情報配信を通じて早期発見に役立てる取組として、平成25年(2013年)度から実施しています。ご家族が事前に市役所に事前登録用紙を提出しておき、実際に行方不明になった時に、「緊急情報メール」や「笠岡放送」を通じて市民や関係機関に目撃情報の提供を呼びかけています。

また、一連の流れの模擬体験等を行う「認知症ひとり歩き SOS ネットワーク体験」を 実施することで、本事業の理解と普及啓発を行ってきました。

さらに、平成30年(2018年)度からは備後圏域連携中枢都市圏認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワークを構築し、行方不明者情報を広域で共有し、早期発見及び安全確保につなげています。

令和2年(2020年)12月末時点で、事前登録者は77人、登録者数は年々増加傾向にあり、過去の行方不明歴はなくても、もしもの時のために登録しておくご家族が増えています。

今後の方向性

引き続き、関係団体と連携し、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見及び安全確保に努めるため、事業継続します。

第4節 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある自分らしい生活を送ることができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないよう介護予防に努めるとともに、心身の状態に応じた介護サービスや医療サービス等様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

地域包括支援センターは,地域包括ケアシステムの深化・推進の中核を担う組織として 設置されています。

地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえてセンターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要になります。

地域包括支援センターは、国の考え方では日常生活圏域ごとに1つ設置することが望ま しいとされています。笠岡市においては、当初日常生活圏域を陸地部と島しょ部の2圏域 としたことから、全市1箇所の設置としました。

その後,日常生活圏域については,第7期介護保険事業計画策定時に,生活支援体制整備事業の推進を見据えて5つ(東・中央・西・北・南)分けているため,今後よりきめ細かい対応を進めるために,財源との兼ね合いも含めその設置箇所等について検討していくことも必要です。

(1) 地域包括支援センターの適正な運営

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての役割のほか、権利擁護、介護予防のケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の多様な業務を担っています。現状の課題や今後求められる役割等を勘案しながら、複合的に機能強化を図ります。

①総合相談支援事業

保健師,主任介護支援専門員,社会福祉士の3職種で構成するチームを形成し,地域 ごとの支援体制で対応しています。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう,総合相談や実態把握を通して,介護予防の視点から課題の早期発見,早期対応に努めていきます。

今後の方向性

今後も引き続き、虚弱高齢者の可能性のある高齢者を抽出し、自立支援を強化していきます。

②権利擁護事業

「独居等の認知症高齢者等で世帯内に適切な意思決定をすることができる人がいない」「高齢者虐待等の権利侵害が疑われる」等の困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使するための支援を行っています。

高齢者虐待に関する通報には、即日対応を行っており、虐待の認定に関してもチェックリストによる客観的な評価を行っています。現状の対応は、被虐待者への支援にとどまり、養護者への支援が不十分な状況となっています。成年後見制度の利用等、権利擁護に関する相談を受付け、専門的支援として申立事務や後見人による支援が必要なケースについてはかさおか権利擁護センターと連携して対応しています。

今後の方向性

権利侵害が疑われる高齢者の支援はもとより、養護者に対する支援を強化していきます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう,個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、主任介護支援専門員を中心とした相談や支援を実施しています。

今後の方向性

介護支援専門員からの相談対応ケースの記録の報告を求め、地域包括支援センターの質の向上に努めます。

④適正な人員体制の確保

地域包括支援センターの運営にあたっては、高齢化の進展、要支援・要介護認定者の 増加、相談件数の増加、困難事例及び休日夜間の対応状況を勘案し、笠岡市地域包括支 援センターの職員等の基準を定める条例に基づき、適切な人員体制を確保します。

また、保健師(又は地域保健等に関する経験のある看護師),社会福祉士,主任介護支援専門員について、資格要件だけでなく、在宅高齢者等への支援に関する経験等、多様な業務に対応可能な知識と能力を有する者の配置に努めます。

今後の方向性

主任介護支援専門員については、高齢者の人口からみると、3人の配置が必要ですが、 現状では1名しか配置できていません。

今後も主任介護支援専門員の配置に努めます。

⑤市との役割分担及び連携の強化

地域包括支援センターの業務は、公平・中立な立場で、市の施策と一体的に進めることが求められます。委託元である市としては、地域包括支援センターの運営に関与し、 委託先である笠岡市社会福祉協議会と協動して適正な運営を行います。

今後の方向性

市の施策と一体的に進めるため、年度当初事業計画の協議を行い、定期的に実績報告を求めています。

今後も定期的に事業報告を求め、事業を継続していきます。

⑥地域包括支援センター運営方針の明確化

市は、介護保険法の規定に基づき、設置運営の目的や運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針等を「地域包括支援センター業務委託仕様書」に示し、効率的で効果的な事業実施を推進します。

今後の方向性

令和元年(2019年)度から、地域包括支援センターの評価を行い、運営協議会へ報告しています。

今後も事業を継続していきます。

⑦継続的な評価

地域包括支援センターの事業については、今までも地域包括支援センター運営協議会で、自己評価結果が報告されていましたが、この度の介護保険法の改正により、市による評価が義務づけられました。

これらの評価の実施により, 地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し, 地域 包括支援センター運営協議会において, 運営方針の見直し等を検討します。

今後の方向性

令和元年(2019年)度から、地域包括支援センターの評価を行い、運営協議会へ報告しています。

今後も事業評価を継続していきます。

第7章 自分に合う環境で安心して暮らせるために

第1節 住まい方の支援・施設等の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、自分に合う環境で高齢者が安心して暮らすことができる「住まい」の確保が非常に重要となります。

高齢者の生活に関するアンケートでは、高齢者の持ち家率は 91.6%とほとんどの方が 持ち家であることがわかります。そうした中で、国勢調査の結果でも高齢者一人世帯や高 齢者夫婦世帯が増えていく中で、収入事情や社会的孤立等の課題を抱え、地域での生活を 継続することが困難な高齢者の増加が懸念されます。

同アンケートでは、「自宅で療養生活をしたい思う理由」に関する回答で「住み慣れた地域で生活を続けたいから」が82.5%と非常に高くなっています。一方で、転倒リスクのある方が、全体の32.6%となっており、加齢とともにその割合は高くなっています。

自宅での生活を継続するためには、介護保険住宅改修制度や住宅リフォーム制度等を利用してのバリアフリー化等により、高齢者が安心して暮らせる環境を作ることが求められています。

さらに、介護が必要になった場合の療養生活の希望についての項目では、自宅以外で療養生活したいと思う理由について、「家族に負担をかけたくない」と 38.1%の方が回答しています。そうした背景がある中で「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」が 58.8%と非常に高く、「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になっても在宅生活を望む」が 12.9%であることから、重度になった場合、施設での生活を希望する割合が高いことがうかがえます。

住む場所としては、自宅を基本としつつ、本人の身体状態の変化に合った「住み替え」 も、自分らしい生活を続けていくために必要な選択肢と言えます。その実現のためには、 高齢者のニーズの応じた多様な住まい方の支援が必要となります。

また,住み替えにより施設等で高齢者が安心して生活するためには,感染症や自然災害 発生時に備え,施設としての感染症予防対策や防災対策の強化が必要不可欠となります。

岡山県との連携により感染症予防対策や防災対策の強化につなげていく必要があります。

(1) 多様な住まい方の支援

①サービス付高齢者向け住宅

サービス付高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の確保に関する法律」が根拠法となっているため、住まい(住居)としての定義は「住宅」となります。

本市では、平成30年(2018年)度に定員30人が整備されたことにより、合計で2施設・定員85人のサービス付高齢者向け住宅が整備されています。

※ここでのサービス付高齢者向け住宅は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の 指定を受けていないものを言います。

今後の方向性

調査の結果、待機者が数名の状態であることから、第8期計画期間中の整備は必要ないと考えます。

②住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、老人福祉法が根拠法となっているため、住まい(住居)としての定義は「施設」になります。

本市では,2 施設・定員21人の住宅型有料老人ホームが整備されていますが,令和3年(2021年)1月31日付けで1施設が廃止されたことにより,1施設・定員11人となります。

※ここでの住宅型有料老人ホームは、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものを言います。

今後の方向性

調査の結果、待機者なしの状態であることから、第8期計画期間中の整備は必要ないと考えます。

③高齢者共同生活住居

平成27年(2015年)度に旧北木小学校再生事業の一環で、島しょ部で日々の暮らしが不安な高齢者が住み替えて共同生活をすることにより生活の質を高め、保健及び福祉の向上を図るために、北木島に6部屋整備されました。日常生活動作が自立している高齢者が入居対象となっています。

今後の方向性

指定管理者を定め、引き続き島しょ部における住み替え施設として運営していきます。

④養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の低所得の方で、常時の介護は必要ではないが身体または精神の機能の低下が認められ、さらに、家族等による援助を受けることができず自宅での生活が困難な方を、必要に応じて市町村が措置により入所させる施設です。

本市には、笠岡市・浅口市・里庄町の2市1町で構成される一部事務組合が運営する 養護者人ホーム敬愛園(定員60人)があります。

	第7期実績値			第8期見込値			
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
施設定員数 (人)	60	60	60	60	60	60	
利用見込み (人)	40	35	35	35	35	35	

今後の方向性

養護老人ホームの利用が必要な高齢者に対し、適正な措置対応を引き続き実施します。

⑤軽費老人ホーム(ケアハウス)

身体機能の低下や家庭環境,住宅事情等で独立した生活をすることに不安のある人が, 比較的低料金で利用できる施設で、食事や安否確認などのサービスが提供されます。 本市には、4 施設・定員 190 人が整備されています。

	第7期実績値			第8期見込値			
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
施設定員数	190	190	190	190	190	190	
利用見込み (人)	180	180	178	180	180	180	

今後の方向性

調査の結果,80人程度の待機者がいるようですが,平成10年(1998年)以降新たな施設整備が行われていないことから,第8期計画期間中の整備は必要ないと考えます。

(2) 住宅改造等に対する助成等制度

①高齢者住宅改造助成事業

要支援・要介護認定者で本人が市民税非課税の方を対象に、介護保険制度の住宅改修の上乗せ制度として、最大 50 万円を補助対象額として、その 3 分の 2 (最大 333 千円)を助成しています。

今後の方向性

要支援・要介護認定者の在宅生活の継続が可能となるよう、適正に制度を運営していきます。

②住宅改修

介護保険制度の住宅改修として、最大 20 万円を補助対象額として、その 90% (18 万円)を助成するものです。

今後の方向性

要支援・要介護認定者の在宅生活の継続が可能となるよう、適正に制度を適用するとともに、事前申請制度により対象工事内容の適正化を図ります。

③住宅リフォーム助成金制度(担当課:都市計画課)

本市に住民登録を有する者で、納期の到来した市税、後期高齢者医療保険料及び介護 保険料を完納している者を対象に、国・県・市の補助を受けていない住宅リフォーム工 事について、最大 15 万円を助成する制度です。(その他詳細な要件があります。)

今後の方向性

今後とも、引き続き適正に制度を運営していきます。

第2節 日常生活の支援

高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、自宅で安心して暮らせるためには、 家庭内での緊急時の対応や安否確認等を行うことにより、不安感の解消を図るとともに、 配食サービスの提供等により食生活の安定と改善を図ることが重要です。

また、介護保険制度が「介護」についての考え方を、それまでの家族介護から社会で支える介護に転換して 20 年以上が経過する中で、家族の介護力の低下も進んでいます。

そうした中でも,在宅介護を継続している介護者に対して,相談支援体制の充実や経済 的な支援が必要となります。

(1)日常生活を支える高齢者福祉サービス

①緊急通報体制整備事業(緊急通報装置,福祉電話貸与)

在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報が消防署に入った場合、近所の登録した3名の協力員のもとに連絡が行き、対象者宅に協力員が駆けつける仕組みとして、 装置を所得状況に応じて貸与または給付しています。

福祉電話については、電話等の連絡設備のない低所得者(市民税非課税世帯)で、かつ 安否確認等を必要とする高齢者を対象に固定電話を貸与し、設置しています。

今後の方向性

緊急通報装置については、今後コールセンター方式への転換を含め、より効果的な手法について検討していきます。

福祉電話については、その必要性を含め第8期計画期間中に検討していきます。

②日常生活用具給付事業

所得税非課税世帯の在宅の高齢者を対象に、手押車、眼鏡、杖の購入費の一部補助を 行っています。それぞれ最高で5千円、3千円、1千円を支給しています。手押車の需 要が多く、高齢者の自立支援につながっています。

今後の方向性

手押車は, 高齢者の外出を支援する手段として, 非常にニーズが高いため給付を継続するとともに, その他の生活用具についても, ニーズに合わせて給付を行います。

③自立支援ヘルパー派遣事業

要支援・要介護認定が非該当で、所得税非課税世帯のひとり暮らし高齢者などを対象 に、シルバー人材センターなどに委託し、ヘルパーを派遣することで、買い物などの軽 易な日常生活上の支援を行っています。

今後の方向性

自立支援ヘルパーについては、利用者の減少と総合事業の訪問型サービス A とサービス内容が類似していることから、統合を含めて第8期計画期間中検討します。

④はり・きゅう・マッサージ施術利用券の支給 (笠岡市福祉基金助成事業) 所得税非課税世帯の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術利用券(年 24 枚) を支給します。市内の指定の施術所で利用できます。助成額は 1 回あたり 1,100 円です。

今後の方向性

利用者の減少はありますが、事業としては継続していきます。

⑤笠岡市ささえあい活動助成事業

本市では、市民が主体的に行う住民組織による「地域福祉」のささえあい活動に対し、 予算の範囲内でささえあい活動助成事業を行っています。事業内容としては、社会福祉 協議会支部単位でふれあいいきいきサロン、友愛訪問などを実施しています。

今後の方向性

地域共生社会の実現には、住民主体によるささえあい活動がますます重要となります。その活動を継続・発展させるため、引き続き予算の範囲内で助成を行います。

⑥高齢者配食サービス事業

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、ケアプランに基づき、安否確認を合わせて、週2食までの補助を行っています。

補助額は配食費用の半額で、1 食あたり 400 円を上限とし、対象者は所得税非課税世帯となっています。

今後の方向性

高齢者の食の自立支援に有効なため、引き続き事業を継続します。また、対象者の選択肢を増やすため、新たな事業者の参入促進を図ります。

⑦家族介護慰労金支給助成事業

寝たきりの高齢者および認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、年額50,000円を支給しています。要介護4または5に認定された高齢者を6か月以上同居で介護している市内在住の所得税非課税世帯の方が対象となります。

今後の方向性

支給対象要件や支給対象者に関して、より介護者支援につながるよう、第8期計画期間中に見直しを行います。

⑧家族介護支援事業(家族介護者リフレッシュ事業)

寝たきり高齢者や認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、同じ経験や悩みを持つ者が集い、お互いに支え合うことで身体的、精神的にリフレッシュし、在宅介護が継続できることを目的に年に約12回の交流会を開催しています。

今後の方向性

家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、引き続き事業を継続していきます。

⑤高齢者タクシー料金助成事業(担当課:企画政策課)

本市に在住する 75 歳以上の高齢者で運転免許を保持していない者(原付免許のみを受けている者を除く)を対象に、外出機会の増加を促し、高齢者の福祉の増進を図ることで健康寿命の延伸を目指すことを目的として、タクシー料金の一部を助成しています。(その他要件があります。)

今後の方向性

今後とも、事業を継続していきます。

第3節 高齢者虐待防止•権利擁護

高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるためには、高齢者 虐待防止・権利擁護は必要不可欠なものです。

社会福祉協議会支部や民生委員・児童委員等により、地域での見守り活動が行われる中、 高齢者虐待の早期発見・早期対応、擁護者を含めた支援体制を強化することが重要です。

高齢者虐待事例の対応には、法的根拠や有効な対応方法について、弁護士をはじめとした専門職・関係機関との連携を図り、適切に対応することが必要となります。

また、今後高齢者人口は減少するものの、後期高齢者数については令和9年(2027年) 度まで増加することから、認知症高齢者数の増加が見込まれます。さらに、高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、権利擁護が必要な高齢者数も増加が見込まれます。

こうした対象者に関して、成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護が必要な高齢者への支援を、令和3年(2021年)度中に設置予定の中核機関等と連携して行うことが、 今後ますます重要となります。

(1) 高齢者虐待防止

①高齢者虐待防止支援チーム

高齢者虐待の防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17年(2005年)法律第 124号)により,立入調査など市の役割が明確となり,平成 19年(2007年)度から市内の高齢者虐待事例に対して,安全確保と適切な措置や支援を行うために,「高齢者虐待防止支援チーム」を設置しています。

弁護士,社会福祉士,医療ソーシャルワーカー,介護支援専門員,人権擁護委員・介護施設職員の専門職了人で構成され,市の担当者(地域包括支援センター・老人保護措置担当)も含めて,年4回の定例会で事例の検討を行うとともに,よりスピーディーな対応を行うため,弁護士1名を含めた地域包括支援センター,長寿支援課,地域包括ケア推進室による「月次検討会」を実施しています。

今後の方向性

高齢者虐待事例が複雑多岐な課題を抱えているケースが多いため、高齢者虐待防止支援チームの存在意義がますます重要になります。

引き続き,事例に迅速に適切に対応するため,チームを継続設置します。

②高齢者虐待緊急一時保護事業

平成 21 年(2009 年) 度より、養護者からの虐待等により本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがあるため、緊急に、高齢者の保護又は家族分離をする必要がある場合に、市が認める協力施設に高齢者の緊急一時保護を行い、施設の利用料についての一部免除を行っています。生活保護世帯については全額、市民税非課税世帯は半額免除となっています。

今後の方向性

緊急一時保護基準の明確化を行うとともに,協力施設の拡大と免除対象費用の見直し を検討します。

(2) 高齢者の権利擁護

①市民後見人の養成

高齢者の権利擁護の推進には広く後見人の人材確保が重要となります。専門職による 後見人人材の不足から、主に身上監護を担当する「市民後見人」の養成が必要となって います。

本市では平成23年(2011年)度から「市民後見推進事業」をかさおか権利擁護センターに委託して実施しており、令和元年(2019年)度末現在、市民後見人養成課程を修了した31名のうち、23名がバンク登録をされ、うち受任者は7名となっています。

市民後見人を養成するためには、専門的な知識の学習だけでなく、実習など多くの時間を要し、実務に携わった後にも継続した支援が必要です。そのため2年間の養成期間を修了した後に面接及び「市民後見人バンク登録」を行い、社会福祉協議会の法人後見との複数後見で後見人業務を行う「笠岡方式」を推進しています。

今後の方向性

引き続き、市民後見人の養成に努め、もって高齢者の権利擁護を推進します。

②かさおか権利擁護センターとの連携

平成23年(2011年)度に笠岡市社会福祉協議会内に設置された「かさおか権利擁護センター」は、「権利擁護に関する相談窓口」「成年後見人等の申立て支援」「権利擁護センターによる法人後見の実施」「成年後見制度の普及・啓発」を行っています。

今後の方向性

令和3年(2021年)度中に里庄町と広域設置予定の中核機関に、現かさおか権利擁護センター業務を引き継ぎ、継続実施します。

③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の財産管理や介護保険サービス契約等について、本人に代わって法的な権限のある成年後見人等が行い、本人を保護するための制度で、成年後見人等の選任については家庭裁判所へ申立てを行います。親族等による申立てが期待できない場合、必要に応じて市長が申立ての手続きを行っています。

本市では、後見人等の活動に対する報酬助成制度を平成22年(2010年)度から実施しており、平成29年(2017年)度から、市長申立てのみならず、一定の条件下で 親族等の申立てにより選任された後見人等に対しても助成対象としています。

今後の方向性

引き続き、成年後見制度の適切な利用促進につなげるために、事業を継続していきます。

4中核機関の設置

平成 28 年(2016年) 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28年法律第 29号)が公布されました。この法律の成立を受けて、市町村には令和 3 年(2021年) 度までに「中核機関*1」設置が努力義務化されました。

令和2年(2020年)度に里庄町と連携して、中核機関設置に向けた準備委員会(岡山弁護士会推薦弁護士2名・岡山県社会福祉士会推薦社会福祉士1名)を開催して、専任体制の必要性について提言を受けています。

今後の方向性

現かさおか権利擁護センターの業務を引き継ぎ、より高齢者の権利擁護推進に資するために、令和3年(2021年)度中に設置します。

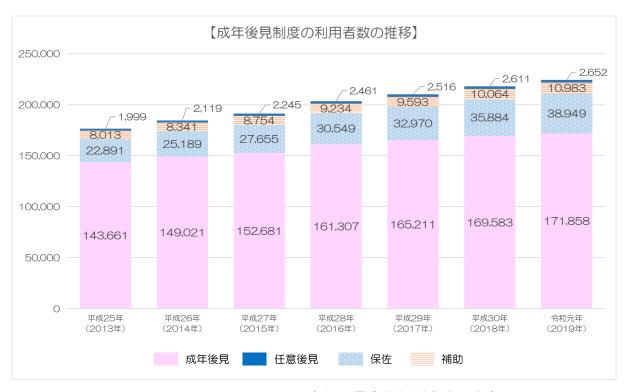
※1 地域における権利擁護支援の総合窓口として、市町村が設置する組織です。業務 としては、高齢者と障害者を区別することなく、成年後見制度の利用促進を図る ため、①広報機能、②相談機能、③後見制度利用促進機能、④後見人等支援を行い ます。

⑤成年後見制度利用促進基本計画の策定

平成 28 年(2016年) 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年(2016年) 法律第 29 号)が公布されました。この法律の成立を受けて、市町村には「成年後見制度利用促進基本計画」を令和 3 年(2021年) 度末までに策定することが努力義務化されました。

今後の方向性

中核機関の設置と合わせ、成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて取り組みます。



資料:最高裁判所事務局改定

(注)調査時点は、いずれも各年12月末時点。

第4節 島しょ部の介護・福祉の推進

笠岡諸島は大小31の島からなり、風光明媚な景観が広がっています。その中でも高島、 白石島、北木島、真鍋島、大飛島、小飛島、六島の7島が有人島であり、そこに暮らす高齢 者は交通事情等厳しい環境の中、島での暮らしを続けています。

島しょ部で暮らす高齢者については、年々減少しており令和2年(2020年)10月1日現在で、1,087人(高齢化率70.7%)となっています。

本市としては、住む場所に関係なく、高齢者が安心して暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、要支援・要介護状態になっても島しょ部で暮らせるための、介護・福祉サービスは必要不可欠となります。

また、高齢者生活アンケートでは、地域包括ケアシステムの中核機関であるべき、地域包括支援センターの認知度について、「知らない」と答えた割合を見ると、全市の23.8%に対し島しょ部は24.6%と低いことがわかります。

(1)介護・福祉サービスの確保と事業所支援

①介護・福祉サービスの拡大・支援

島しょ部では、民間介護サービス事業者の参入が得にくく、介護サービスが不足していますが、平成20年(2008年)度に基準該当サービスを導入したことにより、北木島大浦の事業所に加えて、平成20年(2008年)度に北木島豊浦、平成21年(2009年)度に白石島、平成22年(2010年)度に高島、平成23年(2011年)度に真鍋島に、さらに平成27年(2015年)度に北木島楠に通所介護事業所(計6箇所)の参入を実現することができました。

また, 飛島では平成 24 年(2012年) 度にまちづくり協議会が主体となり, 地域支えあい事業補助金を活用し, 健康器具や送迎自動車を購入し, 独自の介護予防の通所事業を行っています。

居宅介護支援事業は平成 21 年(2009年)度,訪問介護は平成 23 年(2011年)度より,社会福祉協議会が笠岡市から事業を引き継ぎ島しょ部での事業を開始し,地域包括支援センター等と連携して在宅支援を行っています。

今後の方向性

島しょ部の高齢者数の減少は、笠岡市全体よりも急速に進んでいますが、住む場所に 関係なく、高齢者が安心して暮らせるための環境づくりと事業の継続への支援を行いま す。

②島しょ部介護サービス交通費補助金

島しょ部にある介護サービス事業所が陸地部から専門職等を確保するための交通費の 補助として当該交通費を補助しています。(補助率 2/3, 1 事業所 3 名上限)

今後の方向性

島しょ部の介護サービス事業所の人材確保のため、引き続き補助を行います。

③島しょ部の介護サービス事業補助

島しょ部で通所介護事業所を開設する場合の新築又は改修、現事業所の増改築及び修繕について、一事業所あたり300万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)また、家賃補助について月額5万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)

今後の方向性

島しょ部の介護サービス事業所の事業継続のため、引き続き予算の範囲内で補助を行います。

④地域での人材育成

高齢化が著しい島しょ部では、高齢者がお互いを支える支援体制にマンパワーの確保 が必要です。島しょ部(白石島)でも、生活におけるちょっとした困り事を支援するた め、介護保険サービス以外のインフォーマルサービスとして、生活支援サポーター養成 研修を開催しています。

今後の方向性

インフォーマルサービスの充実に向け、生活支援サポーターの養成に努めます。

⑤通院のための無料乗船券の支給(笠岡市福祉基金助成事業)

島しょ部にお住まいで定期的に通院される高齢者の方に、帰りの乗船代(高速船は対象外)が無料になる船券を年間 24 回分支給します。70 歳以上で、所得税非課税世帯の方が対象になります。

今後の方向性

島しょ部高齢者の医療受診機会の確保のため、引き続き継続します。

(2)島しょ部での地域包括支援センター機能の充実

①地域包括支援センター機能の充実

島しょ部の総合相談・支援業務については、平成 26 年(2014年)度からは平成 25年(2013年)度末でのデイサービス船「夢ウエル丸」廃止に伴う代替え事業として、「健康長寿愛らんど事業」を島しょ部 10 箇所で月 2 回実施しています。

また,「健康長寿愛らんど事業」を実施する中で高齢者の相談支援にも対応し、閉じこ もり予防のため高齢者宅を戸別訪問する等の対応も行っています。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響による一時休止前は参加していたが、その後、再開 したにもかかわらず、参加していない人を中心に実態把握を進め、島しょ部高齢者の介 護予防事業を積極的に進めます。

第8章 効率的で適正な介護保険サービスの提供

第1節 介護保険サービスの適正な運営

本市における高齢者人口は、すでに減少に転じており今後増加する見込みはありません。 しかし、後期高齢者人口については、現在の推計によれば令和9年(2027年)度程度まで増加すると見込まれるため、要支援・要介護認定者数については、今しばらく少しずつ 増加すると予測されます。(P.12参照)

しかし、笠岡市の要支援・要介護認定者に関する傾向としては、全国・岡山県・近隣市と 比較すると、次ページの表のとおり、要支援認定者の割合が非常に高く、要介護認定者の 軽・中度及び重度の割合が低くなっています。そのため、施設サービス利用者は継続的に 多いものの、在宅サービス、居住系サービスを合わせた介護給付費全体が大幅に増加する 傾向にはないと言えます。

介護人材の不足による介護保険サービス事業所の廃止等,介護保険制度を取り巻く環境 が厳しさを増す中で,高齢者に安心して介護保険サービスを利用していただくため,サー ビスの水準と質の確保と向上が重要となる一方,介護保険料とのバランスいわゆる「給付 と負担のバランス」を適正なものとする必要があります。

合わせて、適正な運営を担保するとともに、持続可能な制度となるよう、この第8章を第5期介護給付適正化計画と位置づけ、介護給付費適正化主要5事業の継続はもちろん、事業所指導等の取組も進めていきます。

サービス基盤整備に関しては、介護人材の確保支援に努め、国の掲げる介護離職ゼロを目指すとともに、第8次岡山県保健医療計画との整合性を図りながら適切に取組を進めます。

また、介護保険サービス事業所において、高齢者が安心してサービス利用を継続するためには、感染症や自然災害発生時に備え、事業所としての感染症予防対策や防災対策の強化に資する指導や研修会等の開催に努めます。

【要支援・要介護認定者の介護度別構成割合】

	笠岡市	全国	岡山県	井原市	浅口市
要支援 1	12.8%	14.1%	13.7%	15.2%	14.5%
要支援 2	26.1%	14.0%	14.9%	11.7%	16.6%
要支援小計	38.9%	28.1%	28.6%	27.0%	31.1%
要介護 1	15.9%	20.4%	20.5%	21.7%	20.4%
要介護 2	16.1%	17.1%	17.1%	17.4%	13.7%
要介護3	11.2%	13.2%	12.8%	11.9%	11.9%
軽・中度小計	43.2%	50.7%	50.4%	50.9%	46.0%
要介護 4	10.7%	12.4%	11.9%	13.4%	14.6%
要介護 5	7.2%	8.8%	9.0%	8.7%	8.2%
重度小計	17.9%	21.2%	20.9%	22.1%	22.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
認定率	21.2%	18.6%	20.7%	21.3%	17.4%

出典:地域包括ケア「見える化システム」より(令和2年(2020年)9月介護保険事業状況報告)

(1)介護保険サービスの質の確保と向上

①要介護認定の適正化

要介護認定調査及び審査を適正に行うために、変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、審査会前に点検を行っています。認定調査については、内部研修の随時開催とともに、調査時の担当者を原則毎回違う認定調査員となるようにし、認定調査結果に偏りが出ないようしています。また、認定審査会の審査会委員については、6か月ごとに合議体を入れ替え、合議体ごとに偏りが出ないようにしています。

今後の方向性

認定調査については、年1回の岡山県主催の介護認定調査員研修に参加するとともに、内部研修の随時開催により認定調査結果の平準化を図ります。

認定審査会については、新規委員は必ず岡山県主催の認定審査会委員研修(新規研修)に参加するとともに、現任研修にも積極的に参加し、審査会結果の平準化を図ります。

②ケアプランの点検

アセスメントからケアマネジメントまでのプロセスが、適切に行われているかどうか、 提供されているサービスが利用者の要支援・介護状態の軽減や重度化の防止につながっ ているかどうかなど、ケアマネジメントの手順面と実質面を確認しています。

今後の方向性

引き続き、ケアマネジメントの適正化のため、専門職によるケアプランの点検を実施します。

③住宅改修等の点検

介護保険制度の住宅改修は事前申請で、被保険者の身体状況にあった改修内容(補助対象)であるかを点検し、改修終了後は、申請どおりの改修がなされているかの完了確認と安全性の確認を行い給付の適正化を図っています。

今後の方向性

改修内容が被保険者の身体状況に合っているかどうかの事前申請時のチェックを徹底するとともに、建築技師等との連携により適正な給付となるよう努めます。

④福祉用具の購入・貸与調査

福祉用具の購入については、被保険者の身体状況にあった福祉用具利用となっているかどうかの点検を行っています。

福祉用具貸与については、被保険者の身体状況に関して主治医の意見をもとに、特例給付適用の要否について、随時担当ケアマネジャーからのヒヤリングも実施した上で審査しています。、

今後の方向性

引き続き、適正な給付となるよう点検・審査を実施します。

⑤縦覧点検・医療情報との突合

岡山県国民健康保険団体連合会との連携を図り、医療情報との突合を行い、請求内容 の点検による過誤請求により、適正な給付の実施とともに給付費の削減を図っています。

今後の方向性

引き続き、岡山県国民健康保険団体連合会との連携を図り、適正な給付の実施とともに、給付費の削減に取り組みます。

⑥介護給付費通知

介護保険サービスの利用者に、介護保険制度への理解を深めていただくとともに、給付内容について利用者自身に確認していただくため、利用した介護サービス費用等の通知と高額介護サービスや高額介護合算、給付制限についてのお知らせを、毎年度8月と2月に行っています。

今後の方向性

引き続き、介護保険制度への理解を深めていただくとともに、利用者自身に給付内容を確認していただくことにより、適正な給付となるよう取り組みます。

⑦介護保険サービス事業所への指導・監査及び実地指導の計画的実施

地域密着型各サービス事業所の質的向上を目指し、事業所への実地指導や集団指導を 行うとともに、岡山県指定のサービス事業所については、岡山県と連携を図り、指導を 行っています。

また、施設内で虐待が発生した場合には、高齢者の安全を確保する等適切な対応を速やかに行っています。

平成 28 年(2016年)度に地域密着型通所介護の指導監査権限が移譲,平成 29 年(2017年)度に介護予防・日常生活支援総合事業が開始,さらに平成 30 年(2018年)度には居宅介護支援事業所の指導監査権限も移譲されたことから,短期間に指導監査の対象となる事業所が急激に増加しています。これらの事業所に対しても計画的に実地指導を行っています。

今後の方向性

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対して、計画的な実地指導を行うとともに、指定期間満了をむかえる事業所について、指定更新申請の確実な提出を求めています。

⑧介護保険サービス事業所からの事故報告書提出の徹底及び結果のフィードバック 介護保険サービス事業所のサービス提供時に、利用者に事故があった場合には指定権 限の有無にかかわらず、事故報告書(第1報・第2報)の提出を求めています。

今後の方向性

事故内容とその理由について統計・分析を行い、その結果を介護保険サービス事業所にフィードバックすることで、より適正なサービス提供につながるよう取り組みます。

9介護サービス相談員派遣事業

よりよいサービス提供につなげるために、2人1組での訪問を行い、利用者の不安や 悩みを聞き、それを施設等のサービス事業者側に伝えることで、「サービスの質の向上」 を図っています。

今後の方向性

引き続き、事業としては継続していきます。

⑩介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談体制の充実

介護保険制度の啓発のため、パンフレット「笠岡市あんしん介護保険」等を作成する とともに、必要な情報についてはホームページで情報提供に努めています。また、介護 保険制度に関する出前講座等あれば、積極的に出向き普及啓発に努めています。

また、介護保険の申請やサービス利用に関する相談・苦情等については、苦情処理機関に位置付けられている岡山県国民健康保険団体連合会との連携はもとより、まずは、 長寿支援課と地域包括支援センターの双方が連携して対応しています。

今後の方向性

笠岡市の介護保険事業の現状について、被保険者に理解を深めていただく機会を積極的に作っていきます。

サービス利用が必要な方に、必要なサービス提供ができるよう、介護保険制度の周知に努めます。

⑪介護保険料の収納確保及び保険給付の適正な執行

普通徴収に係る未納者の発生防止と解消を図るため、口座振替制度を推進するとともに、介護保険料未納による給付制限についても啓発しています。

今後の方向性

介護保険料の未納により、給付制限が発生しないよう、収納対策課との連携をより強化します。給付制限の適用については、事前通知を行うとともに適切に対応します。

(2)介護人材の確保・定着

①総合事業・生活支援サービスへのシフトによるサービス提供の効率化

介護人材の確保・定着については、有効求人倍率が高い状況が続く中、雇用が売り手 市場となっています。特に訪問系サービスに関する人材確保は、非常に厳しい現状があ ります。

今後の方向性

訪問介護サービスの代替えサービスとして, 訪問型サービス A の充実及び生活支援サポーター養成による人材育成により, サービス提供の効率化を図ります。

②他機関等との連携による介護人材の確保・定着

介護人材確保・定着の手段として、専門学校や大学に対しての求人を、広域で行うことが重要です。

今後の方向性

介護保険サービス事業所に対して「岡山県福祉人材センター」が開催する「福祉の就職総合フェア」「相談会」「職場の定着率アップ出張講座」等の情報提供を行います。

また、備後圏域を範囲に福山市社会福祉協議会が主催する「福祉・介護現場の就職面 談会」に関する情報提供を行います。

③介護現場の業務効率化の促進

介護人材不足解消のためには、利用者の安全を確保した上で、介護現場における業務の 効率化と職員の業務負担軽減が必要になります。市内介護保険サービス事業所でも、施設 内への見守りセンサーの導入、夜勤職員のインカム等介護ロボット・ICT の活用が必要不 可欠です。

また、事務的な業務の効率化を図るため、現政権が進める「押印の廃止」の方針に合わせ、指定申請等提出書類への押印廃止及び様式の統一化等を進めることが必要です。

今後の方向性

介護ロボット・ICT の活用を促進するため、好事例の紹介を含め、補助金等の情報提供を積極的に行います。

業務効率化についても、保険者として積極的に進めるとともに、その内容について周知に努めます。

(3) 感染症対策・災害対策の強化

①研修会に関する情報提供

現在、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症をはじめ、介護保険サービス事業所における感染症対策は、利用者の安全を守るとともに、安定的なサービスを提供するために必要です。

また、平成30年(2018年)7月の西日本豪雨災害のように、近年の自然災害は大規模になっているため、被害は甚大なものとなっています。災害対策についても、利用者の安全を守るとともに、安定的なサービスを提供するために必要です。

今後の方向性

介護保険サービス事業所に対して、岡山県や備後圏域が主催で開催する「感染症対策研修会」や「災害対策研修会」の情報提供を行い、積極的な参加を促します。

②事業所間の情報連携の促進

感染症対策や災害対策については、単独事業所での対応には限界があります。そのために、まずは市内介護保険サービス事業所間の連携と情報交換が、最も有効と考えます。

今後の方向性

市内介護保険サービス事業所間のネットワークの構築と情報交換の場を設けるよう取り組みます。

③保険者としての対応

感染症対策や災害対策については、事業所の対応はもちろん保険者としての対応も重要となります。

今後の方向性

感染症や災害の発生時には、庁内の所管部との連携を図るとともに、岡山県との連携により、保険者としての機能が果たせるよう、介護保険サービス事業所との事前のシミュレーション実施に努めます。

また、事業所における人員体制の確保が困難な場合、岡山県が関係団体と締結している協定に基づく職員応援を求めます。

実際の発生時には、「笠岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「笠岡市地域防災計画」に基づく対応を行います。

第2節 介護保険サービスの基盤整備

(1) 第8期介護保険事業計画期間中の基盤整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために、第7期介護保険事業計画においては、「訪問」「通所」「泊まり」を柔軟に利用できる、小規模多機能型居宅介護事業所を2 箇所整備する予定としていました。

しかし、介護人材の不足等の理由から、新規事業所開設のための人員確保が難しい状況であることに加え、既存事業所においても人材確保が困難との理由から 1 事業所が廃止したことから、給付費としても計画値を大きく下回る結果となっています。

今後、令和8年(2026年)頃までは後期高齢者人口の増加、特に85歳以上人口が増加することより、認知症高齢者数についても一定程度の増加が見込まれます。

そうした中、本計画の基本理念である『住み慣れた地域のみんなで支えあい自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡』の実現に向け、「住民互助」による支えあい活動の担い 手確保に努めるものの、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯のより一層の増加により、 在宅生活が難しい認知症高齢者に対応する必要があると考えます。

こうした状況を踏まえ、第8期介護保険事業計画においては、地域密着型居住系サービスである認知症対応型共同生活介護の基盤整備(1ユニット:定員9名)を行うこととします。基盤整備該当日常生活圏域については、整備要望のあった東圏域を基本とします。

なお、事業者選定においては、笠岡市のホームページ等で公募を行った上で、外部委員 を含めた審査委員会による審査の結果決定することとします。

日常生活圏域ごとの地域密着型施設・居住系サービスの年度別必要利用定員総数

(単位:床)

	\triangle	地 介 護		密 着 福 祉	型 施 設		知症 一年	対 応活 介		地 特 定)	域 图		型
	分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
東	圏域	20	20	20	20	45	45	54	54	0	0	0	0
中:	央圏域	29	29	29	29	18	18	18	18	0	0	0	0
西	圏域	0	0	0	0	45	45	45	45	0	0	0	0
北	圏 域	0	0	0	0	45	45	45	45	0	0	0	0
南(島	圏 域 しょ部)	0	0	0	0	9	9	9	9	0	0	0	0
全	体	49	49	49	49	162	162	171	171	0	0	0	0

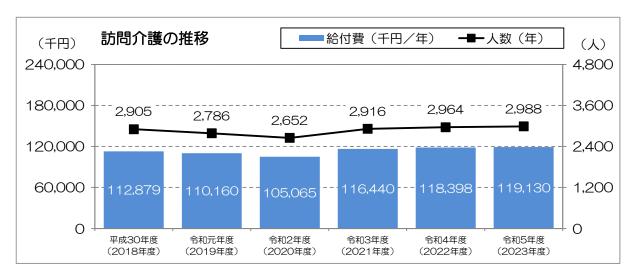
第3節 サービス別事業量の見込み

(1) 居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパー(訪問介護員)が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	給付費(千円)	112,879	110,160	105,065	116,440	118,398	119,130
	人数(人)	2,905	2,786	2,652	2,916	2,964	2,988



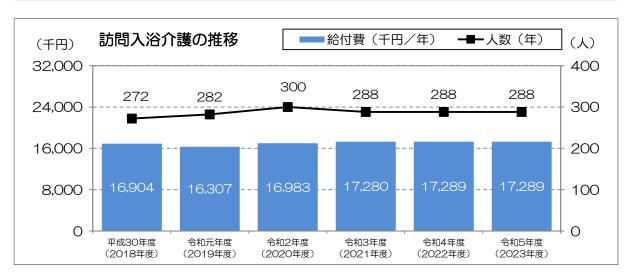
※出典:見える化システム将来推計総括表

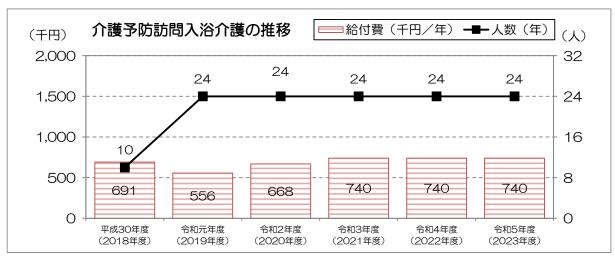
②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴介護	給付費(千円)	16,904	16,307	16,983	17,280	17,289	17,289
初向人佔月喪	人数(人)	272	282	300	288	288	288

			第7期実績値			第8期見込値	
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防	給付費(千円)	691	556	668	740	740	740
訪問入浴介護	人数(人)	10	24	24	24	24	24



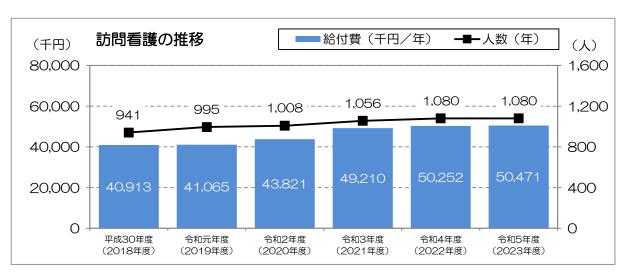


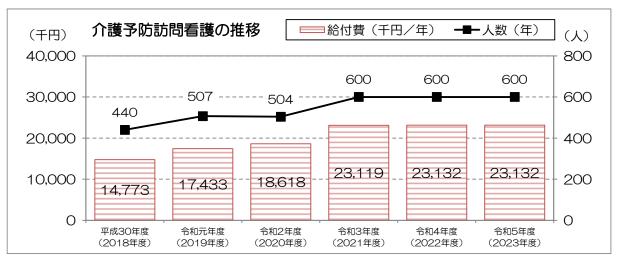
③訪問看護/介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や 必要な診療の補助を行うサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問看護	給付費(千円)	40,913	41,065	43,821	49,210	50,252	50,471
初月自读	人数(人)	941	995	1,008	1,056	1,080	1,080

			第7期実績値			第8期見込値	
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防	給付費(千円)	14,773	17,433	18,618	23,119	23,132	23,132
訪問看護	人数(人)	440	507	504	600	600	600



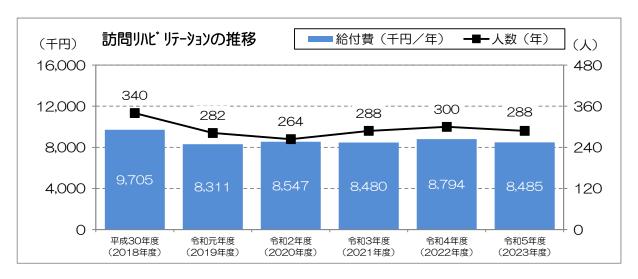


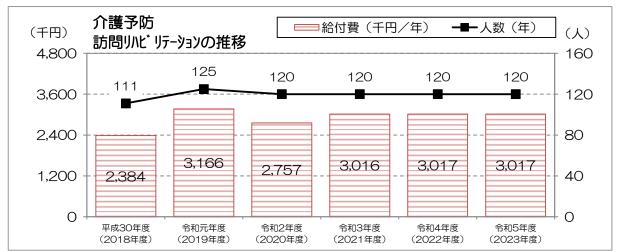
④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	9,705	8,311	8,547	8,480	8,794	8,485
別回りハビッケーション	人数(人)	340	282	264	288	300	288

			第7期実績値			第8期見込値	
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防	給付費(千円)	2,384	3,166	2,757	3,016	3,017	3,017
訪問リハビリテーション	人数(人)	111	125	120	120	120	120



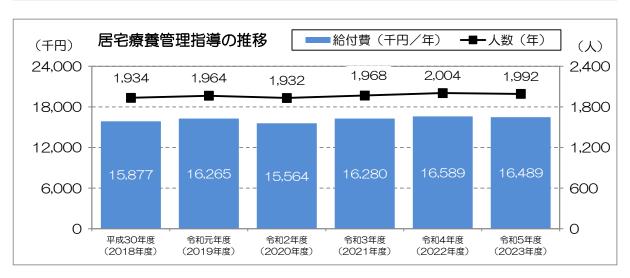


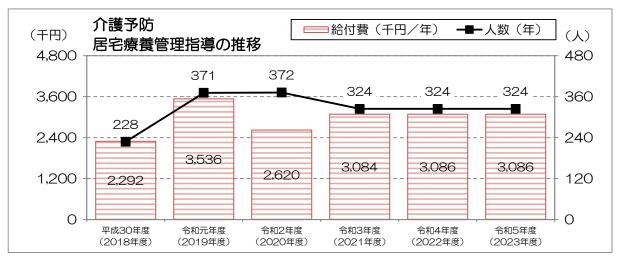
⑤居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅療養管理指導	給付費(千円)	15,877	16,265	15,564	16,280	16,589	16,489
店七原良官连拍等 	人数(人)	1,934	1,964	1,932	1,968	2,004	1,992

			第7期実績値			第8期見込値	
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防	給付費(千円)	2,292	3,536	2,620	3,084	3,086	3,086
居宅療養管理指導	人数(人)	228	371	372	324	324	324

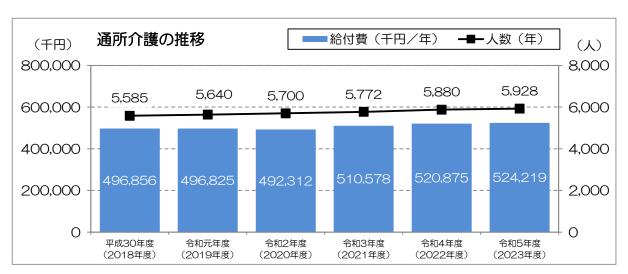




⑥通所介護

デイサービスセンターなどに通い, 日常動作訓練, 入浴, 給食などを提供するサービスです。

			第7期実績値			第8期見込値	
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所介護	給付費(千円)	496,856	496,825	492,312	510,578	520,875	524,219
週別月读	人数(人)	5,585	5,640	5,700	5,772	5,880	5,928

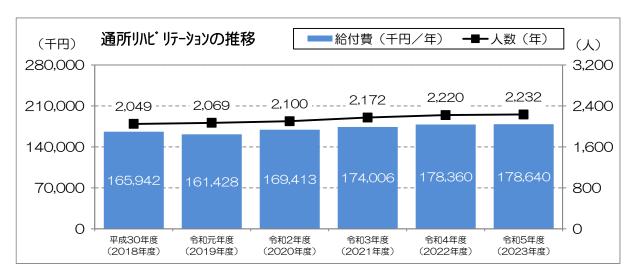


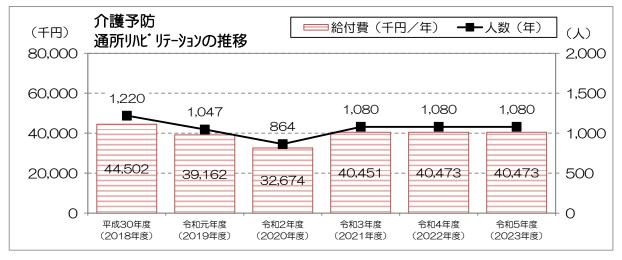
⑦通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院,診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	165,942	161,428	169,413	174,006	178,360	178,640	
週かりハレッナージョン	人数(人)	2,049	2,069	2,100	2,172	2,220	2,232	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	44,502	39,162	32,674	40,451	40,473	40,473	
通所リハビリテーション	人数(人)	1,220	1,047	864	1,080	1,080	1,080	



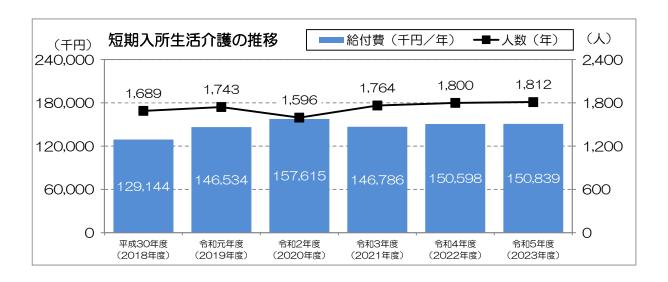


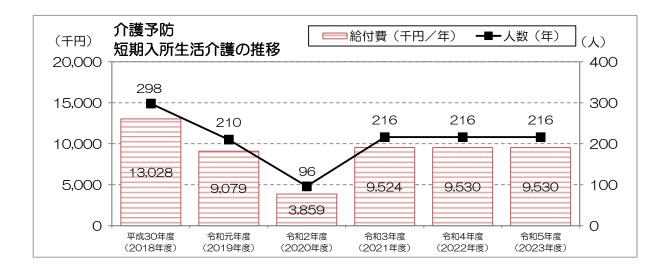
8短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
短期 3 配件活介譜	給付費(千円)	129,144	146,534	157,615	146,786	150,598	150,839	
短期入所生活介護	人数(人)	1,689	1,743	1,596	1,764	1,800	1,812	

			第7期実績値		第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	13,028	9,079	3,859	9,524	9,530	9,530	
短期入所生活介護	人数(人)	298	210	96	216	216	216	



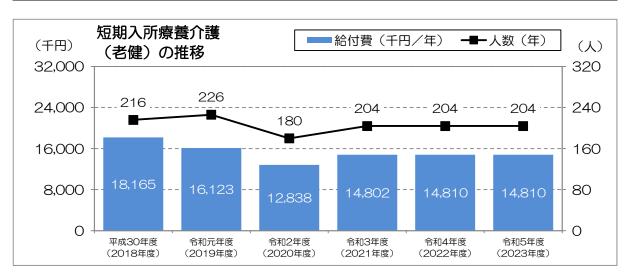


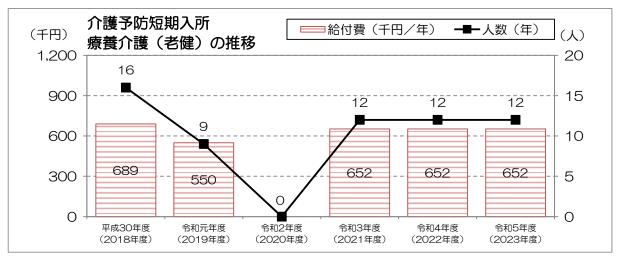
⑨短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、 介護、機能訓練、日常生活上の世話を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	18,165	16,123	12,838	14,802	14,810	14,810	
位别人所原度 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人数(人)	216	226	180	204	204	204	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	689	550	0	652	652	652	
短期入所療養介護 (老健)	人数(人)	16	9	0	12	12	12	



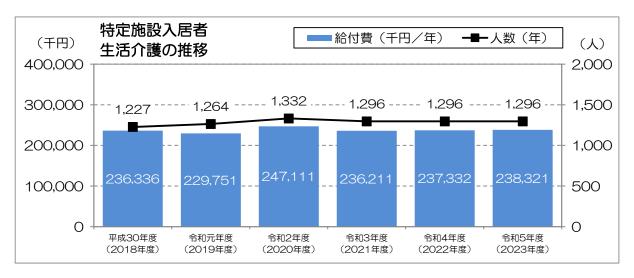


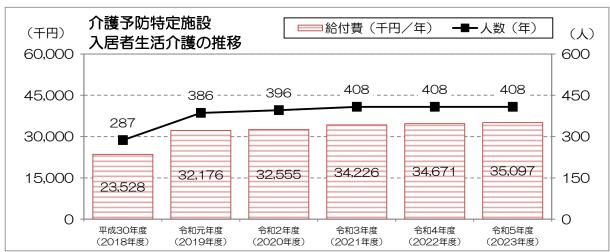
⑩特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者又は要支援者について,施設の特定施設サービス計画に基づき,入浴・排せつ・食事等の介護,生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	236,336	229,751	247,111	236,211	237,332	238,321	
付足地政人后有主心月後	人数(人)	1,227	1,264	1,332	1,296	1,296	1,296	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	23,528	32,176	32,555	34,226	34,671	35,097	
特定施設入居者生活介護	人数(人)	287	386	396	408	408	408	



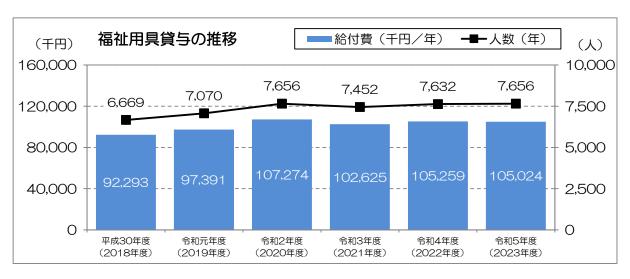


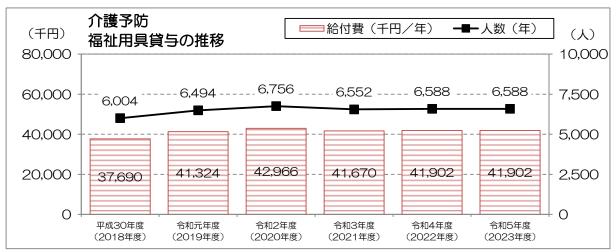
⑪福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具(車いす,特殊ベッドなど)の貸与(レンタル)を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
福祉用具貸与	給付費(千円)	92,293	97,391	107,274	102,625	105,259	105,024	
他性用具 サ	人数(人)	6,669	7,070	7,656	7,452	7,632	7,656	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	37,690	41,324	42,966	41,670	41,902	41,902	
福祉用具貸与	人数(人)	6,004	6,494	6,756	6,552	6,588	6,588	



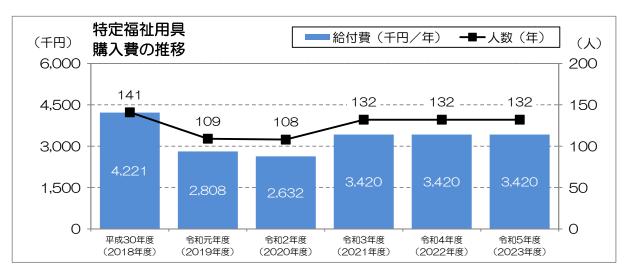


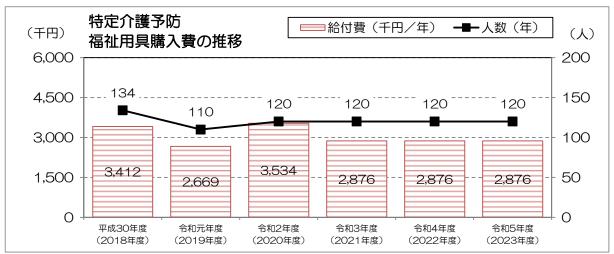
⑫特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費在宅での介護に必要な福祉用具(腰かけ便座,入浴用いすなど)の購入費を支給するサ

仕宅での介護に必要な福祉用具(腰かけ便座、人浴用いすなど)の購入費を支給するサ ービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,221	2,808	2,632	3,420	3,420	3,420	
村足個性用具購入員	人数(人)	141	109	108	132	132	132	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
特定介護予防	給付費(千円)	3,412	2,669	3,534	2,876	2,876	2,876	
福祉用具購入費	人数(人)	134	110	120	120	120	120	





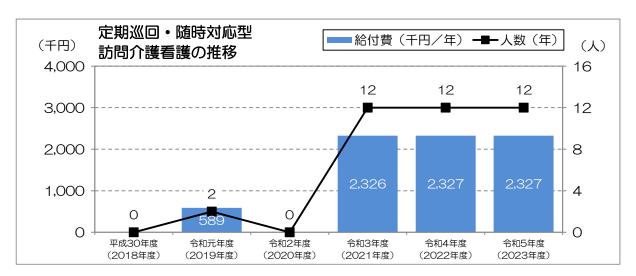
(2) 地域密着型サービス

①定期巡回·随時対応型訪問介護看護

日中·夜間を通じて,訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら,定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
定期巡回•随時対応型	給付費(千円)	0	588.97	0	2326	2327	2327	
訪問介護看護	人数(人)	0	2	0	12	12	12	

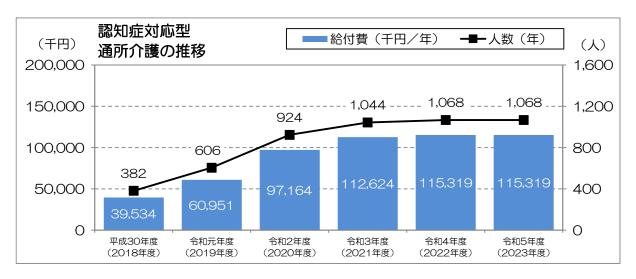


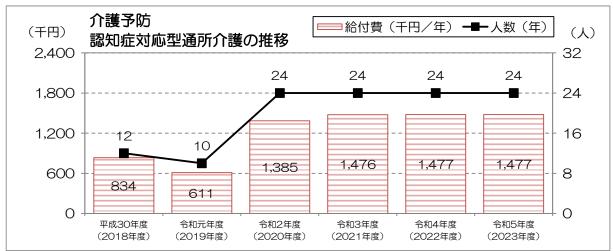
2認知症对応型通所介護/介護予防認知症对応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	39,534	60,951	97,164	112,624	115,319	115,319	
1000000000000000000000000000000000000	人数(人)	382	606	924	1,044	1,068	1,068	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	834	611	1,385	1,476	1,477	1,477	
認知症対応型通所介護	人数(人)	12	10	24	24	24	24	



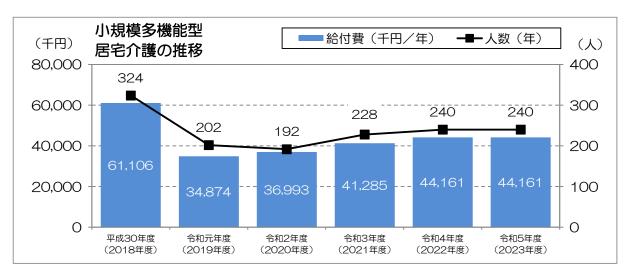


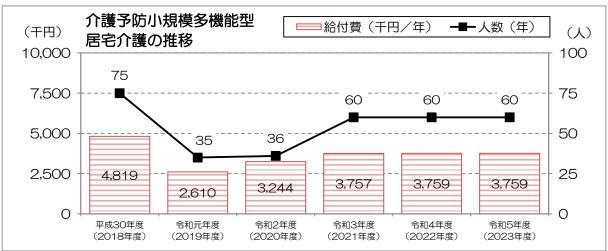
③小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で,施設への通いを中心に,居宅への訪問,短期間の宿泊を組み 合わせ,入浴,排せつ,食事等の介護,機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値		
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	61,106	34,874	36,993	41,285	44,161	44,161
小戏侠夕城此至店七月遗	人数(人)	324	202	192	228	240	240

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	4,819	2,610	3,244	3,757	3,759	3,759	
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	75	35	36	60	60	60	

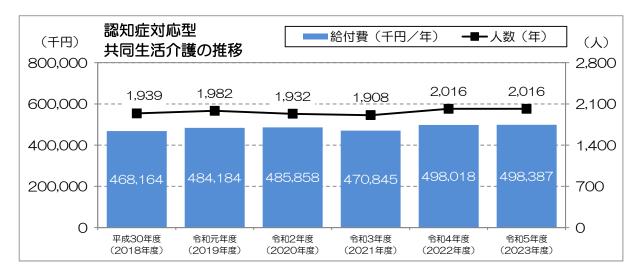


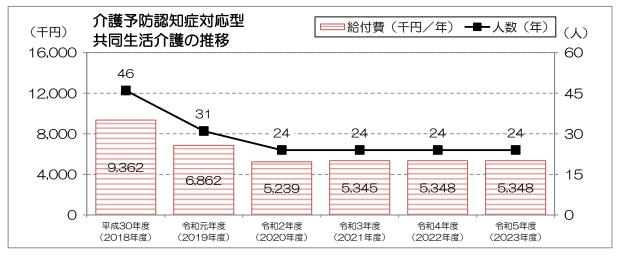


④認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居(グループホーム) で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。 要支援2以上で利用することができます。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	468,164	484,184	485,858	470,845	498,018	498,387	
認知症对心至共同主治月喪	人数(人)	1,939	1,982	1,932	1,908	2,016	2,016	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	給付費(千円)	9,362	6,862	5,239	5,345	5,348	5,348	
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	46	31	24	24	24	24	

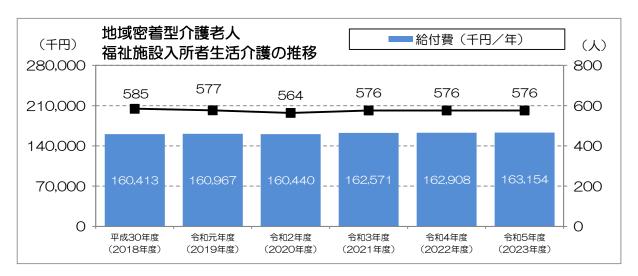




⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護者人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

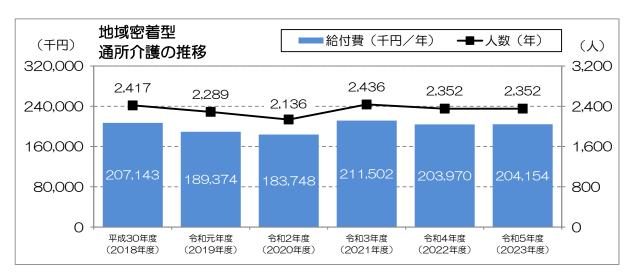
		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
地域密着型	給付費(千円)	160,413	160,967	160,440	162,571	162,908	163,154	
介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	585	577	564	576	576	576	



⑥地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設に通って、日帰りで食事、入浴、健康管理、日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	207,143	189,374	183,748	211,502	203,970	204,154	
地域配有至通別月護	人数(人)	2,417	2,289	2,136	2,436	2,352	2,352	

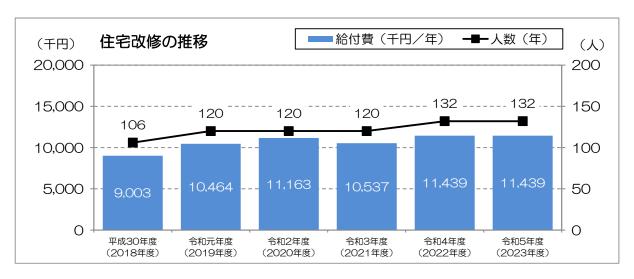


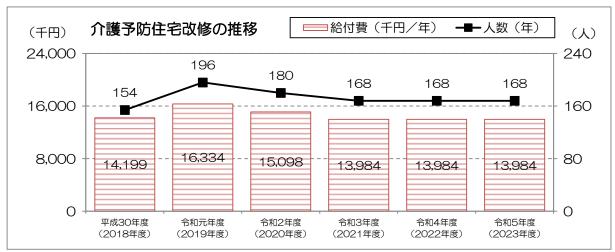
(3) 住宅改修/介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費(手すりの取り付けや段差の解消など)を支給するサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
住宅改修	給付費(千円)	9,003	10,464	11,163	10,537	11,439	11,439	
住七以修	人数(人)	106	120	120	120	132	132	

		第7期実績値			第8期見込値			
	【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	14,199	16,334	15,098	13,984	13,984	13,984	
/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人数(人)	154	196	180	168	168	168	



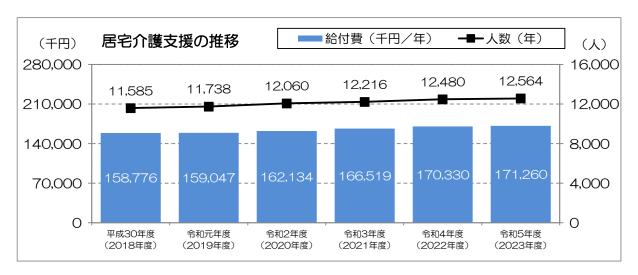


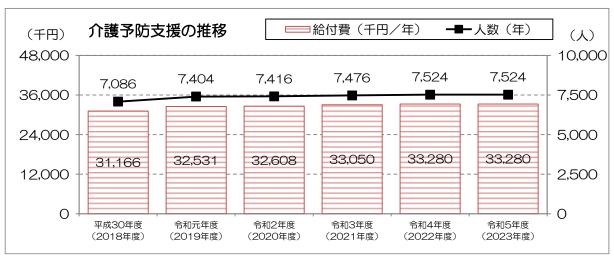
(4) 居宅介護支援/介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類,内容等を定めた計画(ケアプラン)を作成するとともに,サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
居宅介護支援	給付費(千円)	158,776	159,047	162,134	166,519	170,330	171,260	
	人数(人)	11,585	11,738	12,060	12,216	12,480	12,564	

			第7期実績値			第8期見込値			
		【予防】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防支援		給付費(千円)	31,166	32,531	32,608	33,050	33,280	33,280	
		人数(人)	7,086	7,404	7,416	7,476	7,524	7,524	



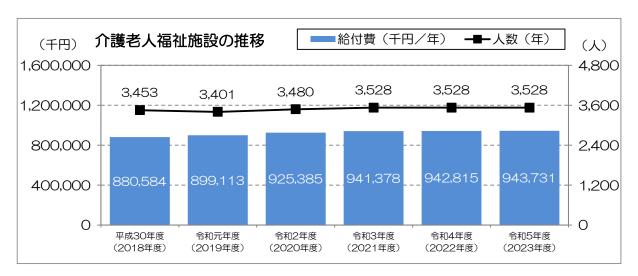


(5) 施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

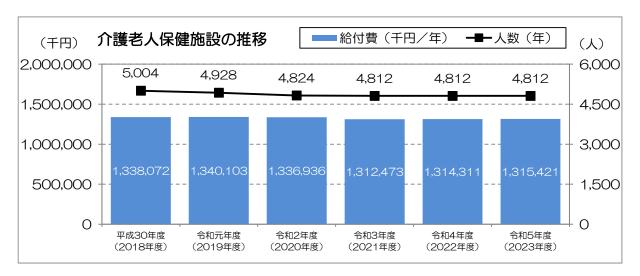
		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護者人福祉施設	給付費(千円)	880,584	899,113	925,385	941,378	942,815	943,731	
月霞名人倫性尼設	人数(人)	3,453	3,401	3,480	3,528	3,528	3,528	



②介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

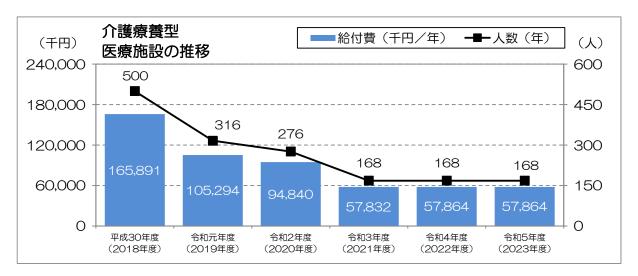
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値			
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,338,072	1,340,103	1,336,936	1,312,473	1,314,311	1,315,421	
月霞七八休陛邝讴	人数(人)	5,004	4,928	4,824	4,812	4,812	4,812	



③介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話 などを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

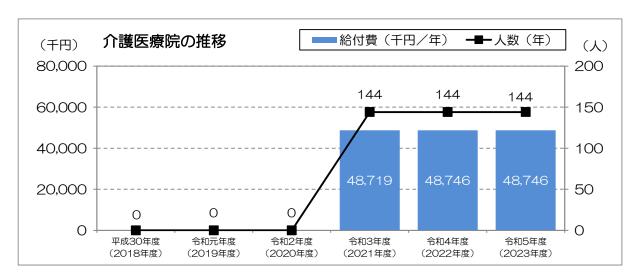
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値			
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	165,891	105,294	94,840	57,832	57,864	57,864	
月	人数(人)	500	316	276	168	168	168	



4介護医療院

要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する、介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。要介護1以上で利用することができます。

		第7期実績値			第8期見込値			
	【介護】	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	48,719	48,746	48,746	
月读达掠阮	人数(人)	0	0	0	144	144	144	



第4節 保険料の算定

- (1)介護保険事業量の見込み
 - ①介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順 第8期介護保険事業計画における介護給付対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。
 - ①被保険者数の推計
 (年齢階層別)65~74歳,75歳以上等,(性別)
 ②要支援・要介護認定者数の推計
 (年齢階層別),(性別),(要支援・要介護度別)
 ③施設・居住系サービス
 利用者数の推計

 「の施設・居住系サービス (③×給付費/月×12か月)
 ○居宅サービス
 (④×1人あたり利用回数・日数×給付費/回×12か月)

※サービス見込量の推計に当たっては、実際の計算の中で利用者数に小数点以下の端数が生じている関係から、集計が一致しない場合があります。また、給付費の推計についても、千円単位での表記の場合は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

②施設・居住系サービス利用者数の推計

サービス別見込み量について

本計画期間における施設・居住系サービス別の事業量については、以下のとおりとなります。また、推計値は小数点を含んでいるため、合計数が一致しない場合があります。

◆介護老人福祉施設サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	0	13	67	130	84	294
	令和 4 年度 (2022 年度)	0	12	66	131	85	294
介護老人 福祉施設	令和 5 年度 (2023 年度)	0	11	65	132	86	294
	令和7年度 (2025年度)	0	10	64	133	87	294
	令和 22 年度 (2040 年度)	0	7	61	136	90	294

◆介護老人保健施設サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	47	97	95	89	73	401
	令和 4 年度 (2022 年度)	46	96	95	90	74	401
介護老人 保健施設	令和 5 年度 (2023 年度)	45	95	95	91	75	401
IN IZENCIA	令和7年度 (2025年度)	44	94	95	92	76	401
	令和 22 年度 (2040 年度)	41	91	95	95	79	401

◆介護医療院サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
介護医療院	令和 3 年度 (2021 年度)	0	0	2	2	8	12
	令和 4 年度 (2022 年度)	0	0	2	2	8	12
	令和 5 年度 (2023 年度)	0	0	2	2	8	12
	令和7年度 (2025年度)	0	0	2	8	16	26
	令和 22 年度 (2040 年度)	0	0	2	8	16	26

◆介護療養型医療施設サービス量の見込み◆

		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	0	0	0	6	8	14
	令和 4 年度 (2022 年度)	0	0	0	6	8	14
介護療養型 医療施設	令和 5 年度 (2023 年度)	0	0	0	6	8	14
	令和7年度 (2025年度)						
	令和 22 年度 (2040 年度)						

(単位:人/月)

(単位:人/月)

◆特定施設入居者生活介護サービス量の見込み◆

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	24	27	33	17	7	108
	令和 4 年度 (2022 年度)	23	26	34	18	7	108
特定施設入居者 生活介護	令和 5 年度 (2023 年度)	22	25	35	19	7	108
,,	令和7年度 (2025年度)	21	24	36	20	7	108
	令和 22 年度 (2040 年度)	18	21	39	23	7	108

		要支援 1	要支援 2	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	8	26	34
 介護予防	令和 4 年度 (2022 年度)	7	27	34
特定施設入居者	令和 5 年度 (2023 年度)	6	28	34
生活介護	令和7年度 (2025年度)	5	29	34
	令和 22 年度 (2040 年度)	2	32	34

◆地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み◆ (単位:人/月)

		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)	45	34	36	26	18	159
	令和 4 年度 (2022 年度)	47	35	39	28	19	168
認知症対応型 共同生活介護	令和 5 年度 (2023 年度)	46	34	40	29	19	168
7(1927)7182	令和7年度 (2025年度)	45	33	41	30	19	168
	令和 22 年度 (2040 年度)	42	30	44	33	19	168

		要支援 1	要支援 2	合計
	令和 3 年度 (2021 年度)		2	2
介護予防	令和 4 年度 (2022 年度)		2	2
認知症対応型	令和 5 年度 (2023 年度)		2	2
共同生活介護	令和7年度 (2025年度)		2	2
	令和 22 年度 (2040 年度)		2	2

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス量の見込み◆(単位:人/月)

		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合計
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	令和 3 年度 (2021 年度)	0	0	5	24	19	48
	令和 4 年度 (2022 年度)	0	0	4	24	20	48
	令和 5 年度 (2023 年度)	0	0	3	24	21	48
	令和7年度 (2025年度)	0	0	2	24	22	48
	令和 22 年度 (2040 年度)	0	0	0	23	23	48

③地域密着型サービスの圏域別利用者数の推計

◆認知症対応型通所介護サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
認知症対応型 通所介護	全体	87	89	89
	東圏域	18	18	18
	中央圏域	41	42	42
	西圏域	19	20	20
	北圏域	9	9	9
	南圏域	0	0	0

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	2	2	2
	東圏域	1	1	1
介護予防 認知症対応型 通所介護	中央圏域	1	1	1
	西圏域	0	0	0
	北圏域	0	0	0
	南圏域	0	0	0

◆小規模多機能型居宅介護サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
小規模多機能型 居宅介護	全体	19	20	20
	東圏域	6	9	6
	中央圏域	7	7	7
	西圏域	4	4	4
	北圏域	0	0	0
	南圏域	3	3	3

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	全体	5	5	5
	東圏域	1	1	1
	中央圏域	1	1	1
	西圏域	0	0	0
	北圏域	1	1	1
	南圏域	2	2	2

◆認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み◆

◆認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み◆				(単位:人/月)
		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	159	168	168
	東圏域	62	66	66
認知症対応型	中央圏域	39	41	41
共同生活介護	西圏域	18	19	19
	北圏域	27	28	28
	南圏域	13	14	14

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	2	2	2
	東圏域	0	0	О
介護予防 認知症対応型	中央圏域	1	1	1
共同生活介護	西圏域	0	0	0
	北圏域	1	1	1
	南圏域	0	0	0

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス量の見込み◆(単位:人/月)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	48	48	48
	東圏域	15	15	15
地域密着型	中央圏域	23	23	23
介護老人福祉施設 入所者生活介護	西圏域	6	6	6
	北圏域	3	3	3
	南圏域	1	1	1

◆地域密着型通所介護サービス量の見込み◆

(単位:人/月)

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	203	196	196
	東圏域	63	60	60
地域密着型	中央圏域	52	50	50
通所介護	西圏域	22	22	22
	北圏域	26	25	25
	南圏域	40	39	39

④地域密着型サービスの圏域別給付費の推計

◆認知症対応型通所介護サービス量の見込み◆

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	112,624	115,319	115,319
	東圏域	22,499	22,499	22,499
認知症対応型	中央圏域	52,858	54,345	54,345
通所介護	西圏域	25,487	26,695	26,695
	北圏域	11,780	11,780	11,780
	南圏域	0	0	0

(単位:千円)

(単位:千円)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
	全体	1,476	1,477	1,477
	東圏域	738	738.5	738.5
介護予防 認知症対応型 通所介護	中央圏域	738	738.5	738.5
	西圏域	0	0	0
	北圏域	0	0	0
	南圏域	0	0	0

◆小規模多機能型居宅介護サービス量の見込み◆

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	41,285	44,161	44,161
	東圏域	6,771	9,605	9,605
小規模多機能型	中央圏域	17,687	17,729	17,729
居宅介護	西圏域	9,138	9,138	9,138
	北圏域	0	0	0
	南圏域	7,689	7,689	7,689

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	3,757	3,759	3,759
介護予防	東圏域	508	508	508
	中央圏域	906	906	906
小規模多機能型 居宅介護	西圏域	0	0	0
	北圏域	906	906	906
	南圏域	1,437	1,439	1,439

◆認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み◆

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	470,845	498,018	498,387
	東圏域	189,383	201,283	201,563
認知症対応型	中央圏域	115,778	122,042	122,131
共同生活介護	西圏域	52,471	55,474	55,474
	北圏域	76,118	79,121	79,121
	南圏域	37,095	40,098	40,098

(単位:千円)

(単位:千円)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	5,345	5,348	5,348
	東圏域	0	0	0
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	中央圏域	2,672.5	2,674	2,674
	西圏域	0	0	0
	北圏域	2,672.5	2,674	2,674
	南圏域	0	0	0

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス量の見込み◆ (単位:千円)

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	全体	162,571	162,908	163,154
	東圏域	50,727	50,972	50,972
地域密着型	中央圏域	78,870	78,962	79,209
介護老人福祉施設 入所者生活介護	西圏域	19,634	19,634	19,634
	北圏域	10,062	10,062	10,062
	南圏域	3,278	3,278	3,278

◆地域密着型通所介護サービス量の見込み◆

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
	全体	211,502	203,970	204,154
	東圏域	67,498	64,324	64,325
地域密着型	中央圏域	53,380	51,073	50,948
通所介護	西圏域	22,444	22,444	22,444
	北圏域	26,255	25,229	25,229
	南圏域	41,925	40,900	41,208

⑤標準的居宅サービス利用者数の推計

【標準的居宅サービス利用者数の推計値(介護給付)】 (単位:人/月)

[]	7護給付】	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040年度)
(1)居宅サービス					
	訪問介護	243	247	249	246	230
	訪問入浴介護	24	24	24	23	17
	訪問看護	88	90	90	83	72
	訪問リハビリテーション	24	25	24	24	23
	居宅療養管理指導	164	167	166	161	138
	通所介護	481	490	494	489	455
	通所リハビリテーション	181	185	186	183	169
	短期入所生活介護	147	150	151	149	136
	短期入所療養介護(老健)	17	17	17	17	14
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	621	636	638	631	575
	特定福祉用具購入費	11	11	11	10	9
	住宅改修費	10	11	11	11	11
	居宅介護支援	1,018	1,040	1,047	1,034	960
(2	2)地域密着型サービス					
	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	1	1	1	1	1
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	203	196	196	208	196
	認知症対応型通所介護	87	89	89	55	50
	小規模多機能型居宅介護	19	20	20	19	17
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0

【標準的居宅サービス利用者数の推計値(予防給付)】 (単位:人/月)

【予防給付】	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040年度)
(1)居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	50	50	50	43	39
介護予防訪問 リハビリテーション	10	10	10	9	9
介護予防居宅療養管理指導	27	27	27	27	24
介護予防通所 リハビリテーション	90	90	90	88	81
介護予防短期入所生活介護	18	18	18	18	17
介護予防 短期入所療養介護(老健)	1	1	1	1	1
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	546	549	549	541	501
特定介護予防福祉用具購入費	10	10	10	9	9
介護予防住宅改修	14	14	14	14	14
介護予防支援	623	627	627	618	572
(2)地域密着型サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	2	2	2	2	2
介護予防 小規模多機能型居宅介護	5	5	5	5	5

⑥給付費の推移

【介護給付】 (単位:千円)

(丰世·11J/						
[]	7護給付】	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040年度)
(1)居宅サービス					
	訪問介護	116,440	118,398	119,130	116,829	105,755
	訪問入浴介護	17,280	17,289	17,289	16,674	12,608
	訪問看護	49,210	50,252	50,471	45,975	39,660
	訪問リハビリテーション	8,480	8,794	8,485	8,485	8,176
	居宅療養管理指導	16,280	16,589	16,489	15,964	13,593
	通所介護	510,578	520,875	524,219	518,150	476,151
	通所リハビリテーション	174,006	178,360	178,640	175,170	158,947
	短期入所生活介護	146,786	150,598	150,839	148,686	132,025
	短期入所療養介護(老健)	14,802	14,810	14,810	14,810	11,657
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	102,625	105,259	105,024	103,343	91,141
	特定福祉用具購入費	3,420	3,420	3,420	3,037	2,737
	住宅改修費	10,537	11,439	11,439	11,439	11,439
	特定施設入居者生活介護	236,211	237,332	238,321	239,311	242,279
(2	2)地域密着型サービス					
	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	2,326	2,327	2,327	2,327	2,327
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	211,502	203,970	204,154	217,038	203,862
	認知症対応型通所介護	112,624	115,319	115,319	71,769	64,817
	小規模多機能型居宅介護	41,285	44,161	44,161	41,213	35,564
	認知症対応型共同生活介護	470,845	498,018	498,387	498,756	499,865
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	162,571	162,908	163,154	163,401	164,122
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3	3)施設サービス					
	介護老人福祉施設	941,378	942,815	943,731	944,646	947,391
	介護老人保健施設	1,312,473	1,314,311	1,315,421	1,316,531	1,319,861
	介護医療院	48,719	48,746	48,746	106,610	106,610
	介護療養型医療施設	57,832	57,864	57,864	0	0
(2	1)居宅介護支援	166,519	170,330	171,260	168,920	155,334
合計	†	4,934,729	4,994,184	5,003,100	4,949,084	4,805,921
		l	l	<u> </u>	l	l

【予防給付】 (単位:千円)

令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040 年度)				
740	740	740	740	740				
23,119	23,132	23,132	19,892	18,014				
3,016	3,017	3,017	2,710	2,710				
3,084	3,086	3,086	3,086	2,746				
40,451	40,473	40,473	39,731	36,563				
9,524	9,530	9,530	9,530	8,991				
652	652	652	652	652				
0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0				
41,670	41,902	41,902	41,288	38,237				
2,876	2,876	2,876	2,602	2,602				
13,984	13,984	13,984	13,984	13,984				
34,226	34,671	35,097	35,523	36,802				
1,476	1,477	1,477	1,477	1,477				
3,757	3,759	3,759	3,759	3,759				
5,345	5,348	5,348	5,348	5,348				
33,050	33,280	33,280	32,803	30,361				
216,970	217,927	218,353	213,125	202,986				
	740 23,119 3,016 3,084 40,451 9,524 652 0 0 41,670 2,876 13,984 34,226 1,476 3,757 5,345 33,050	(2021年度) (2022年度)	(2021年度) (2022年度) (2023年度)	(2022年度) (2023年度) (2025年度) 740 740 740 740 23,119 23,132 23,132 19,892 3,016 3,017 3,017 2,710 3,084 3,086 3,086 3,086 40,451 40,473 40,473 39,731 9,524 9,530 9,530 9,530 652 652 652 652 0 0 0 0 41,670 41,902 41,902 41,288 2,876 2,876 2,876 2,602 13,984 13,984 13,984 13,984 34,226 34,671 35,097 35,523 1,476 1,477 1,477 1,477 3,757 3,759 3,759 3,759 5,345 5,348 5,348 5,348 33,050 33,280 33,280 32,803				

(2) 地域支援事業の量の見込み

①介護予防•日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
訪問型	従前相当サービス	298人	301人	300人	296人	276人
サービス	訪問型サービスA	11人	11人	11人	11人	10人
通所型	従前相当サービス	569人	573人	575人	565人	532人
サービス	通所型サービスC	5人	5人	5人	10人	15人
介護予防ケアマネジメント		400人	402人	405人	395人	370人

【一般介護予防事業】

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
地域介護 予防活動	ふれあい・いきいきサロン	165 箇所	165 箇所	165 箇所	165 箇所	150箇所
支援事業	いきいき百歳体操	75 箇所	75 箇所	75 箇所	77 箇所	70 箇所
生きがい と健康づ くり事業	ことぶき大学講座	15 講座	15 講座	15 講座	15 講座	15 講座
介護予防 普及啓発 事業	健康長寿愛らんど事業	170 🗆	170 🛭	170 🛭	170 🛭	150 🛭
脳の健康 づくり事業	実施事業所数	13 箇所	14 箇所	15 箇所	20 箇所	25 箇所
介護ポイン	ノト事業 アルマン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	45人	45人	50人	60人	60人
介護予防 高齢者把 握事業	75 歳以上高齢者把握数	700人	750人	800人	850人	700人
介護予防 訪問指導 事業	全対象者に対する把握率	100%	100%	100%	100%	100%

②包括的支援事業 • 任意事業

		令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
	設置場所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域包括支援セン	総合相談事業	3,900件	3,950件	4,000件	4,100件	3,800件
ターの運営	権利擁護事業	30 件	30件	30件	30 件	30件
	包括的・継続的ケア マネジメント支援事業	1,300件	1,300件	1,300件	1,400件	1,200件
住宅改修理	自由書作成事業	10件	10件	10件	15件	15件
介護サービス 相談員派遣事業	派遣事業所数	8箇所	8箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	ケアプラン点検	80 件	90件	100件	120件	150件
介護給付	給付費通知書発送	20	20	20	20	20
適正化事	認定調査点検数	全件	全件	全件	全件	全件
業	住宅改修点件数	25 件	25件	25 件	25 件	25件
	福祉用具貸与調査	100件	100件	100件	100件	100件
成年後見制度 利用支援事業	後見人等報酬助成対象者	15人	15人	15人	20人	30人
高齢者給食サービス事業	給食サービス利用者数	180人	180人	180人	190人	170人
認知症高齢者 見守り事業	認知症ひとり歩きSOS ネットワーク登録者数	130人	150人	170人	200人	200人
地域ケア	個別ケア会議	12 🛭	12 🗆	12 🗆	12 🗆	12 🛭
会議推進事業	小地域ケア会議	10 🗆	10 🗆	15 🗆	15 🗆	15 🛭
在宅医療・	多職種連携研修会	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆
介護連携 推進事業	重度化防止に関する研修会	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆
生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	6人	6人	6人	6人	6人
事業	生活支援サポーター	100人	110人	120人	140人	120人
認知症地	認知症サポーター養成	5,400人	5,500人	5,600人	5,800人	6,000人
域支援・ケア向上	認知症サポーター ステップアップ講座	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆
事業	認知力フェ	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所
認知症初期集中 支援推進事業	認知症初期集中支援チームみは、新型コロナウイルで	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム

[※]この見込みは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、第8期事業計画期間中でも見直 しをする場合があります。

(3)標準給付費と介護保険料の見込み

①標準給付費見込み額

(単位:千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
総給付費	5,151,699	5,212,111	5,221,453	
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	180,506	162,499	162,849	
特定入所者介護サービス費等給付額	220,285	222,857	223,335	
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	39,779	60,358	60,486	
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	119,798	120,450	120,708	
高額介護サービス費等給付額	121,277	122,694	122,957	
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	1,479	2,244	2,249	
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,233	15,411	15,444	
算定対象審査支払手数料	5,325	5,400	5,400	
審查支払手数料支払件数(件)	71,000	72,000	72,000	
標準給付費見込額(小計)	5,472,561	5,515,871	5,525,855	
標準給付費見込額(3年間計) 16,514,286				

(4)地域支援事業費

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

(単位:千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防•日常生活支援総合事業費	328,822	341,418	342,017	
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	94,271	94,175	94,042	
包括的支援事業(社会保障充実分)	16,985	17,781	18,775	
地域支援事業費(小計)	440,078	453,374	454,834	
地域支援事業費(3年間計)	1,348,286			

(5) 第 1 号被保険者負担分相当額

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの標準給付費見込額,地域支援事業費の合計額に対して,第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

第 1 号被保険者負担相当額

= (標準給付見込み額(16,514,286,196円)+地域支援事業費(1,348,286,300円))×23%(1号被保険者負担割合)

(単位:千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)		
第 1 号被保険者負担分相当額	1,359,907	1,372,926	1,375,558		
第 1 号被保険者負担分相当額(3 年間計)	4,108,392				

(6) 保険料収納必要額

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの第8期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額

- = 第 1 号被保険者負担相当額(4,108,391,674 円)+調整交付金相当額(876,327,175 円)
 - 一調整交付金見込額(1,385,059,000円)+財政安定化基金拠出金(0円)
 - +財政安定化基金償還金(0円)-準備基金取崩額(92,000,000円)
 - +市町村特別給付費等(36,000,000円)
 - ー保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(19,000,000円)

(単位:円)

第 1 号被保険者負担分相当額	4,108,391,674
調整交付金相当額	876,327,175
調整交付金見込額	1,385,059,000
財政安定化基金拠出金	0
財政安定化基金償還金	0
準備基金取崩額	92,000,000
市町村特別給付費等	36,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	19,000,000
保険料収納必要額	3,524,659,849

(7) 所得段階別加入者数の推計

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの所得段階別加入者数の 見込みは以下のとおりとなります。

	所得段階別加入者数					
	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)			
第1段階	2,633 人	2,617人	2,599 人			
第2段階	2,030 人	2,019人	2,005人			
第3段階	1,721 人	1,711 人	1,699人			
第4段階	1,394 人	1,386人	1,376人			
第5段階	2,495 人	2,481 人	2,463 人			
第6段階	3,407 人	3,387人	3,364 人			
第7段階	2,185人	2,173人	2,158人			
第8段階	740 人	736人	731 人			
第9段階	344 人	342人	340人			
第 10 段階	120人	119人	119人			
第 11 段階	52人	51 人	51 人			
第 12 段階	86人	85人	84 人			
計	17,207人	17,107人	16,989人			

(8) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの所得段階別加入者数を 用いて算出された,「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりとなります。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	16,670人	16,572人	16,459人	49,700人

(9) 保険料基準額の算定

保険料基準額

- =保険料収納必要額(3,524,659,849円)÷予定保険料収納率(98.5%)
 - ÷所得段階別加入者割合補正後被保険者数(49,700人)÷12か月

介護保険料基準額(月額) =6,000円

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

所得段	階	介護保険料 (年額)	所得要件
第1段階	0.30	21,600円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で、老 齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯 で、合計所得金額と課税年金収入額の合計*1が80万 円以下の人
第2段階	0.43	31,000円	住民税非課税世帯で第1段階に該当しない人で合計 所得金額と課税年金収入額*1が120万円以下の人
第3段階	0.70	50,400円	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人で合計 所得金額と課税年金収入額*1 が 120 万円を超える 人
第4段階	0.90	64,800円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額*1が80万円以下の人
第5段階	(基準) 1.00	72,000 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額*1が80万円を超えている人
第6段階	1.20	86,400円	住民税が課税されている人で、合計所得金額*2 が 120万円未満の人
第7段階	1.30	93,600円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 ^{*2} が 120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	108,000円	住民税が課税されている人で、合計所得金額*2が 210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.60	115,200円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 ^{*2} が 320万円以上450万円未満の人
第 10 段階	1.70	122,400円	住民税が課税されている人で、合計所得金額*2が450万円以上600万円未満の人
第 11 段階	1.90	136,800円	住民税が課税されている人で、合計所得金額*2 が600万円以上800万円未満の人
第 12 段階	2.00	144,000円	住民税が課税されている人で,合計所得金額 ^{※2} が 800万円以上の人

^{※1 「}合計所得金額と課税年金収入額の合計」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

^{※2 「}合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

^{※3} 第1段階から第3段階の方については、一定の要件に該当する場合減免の対象になる場合があります。

第9章 計画の推進について

本計画の基本理念である「住み慣れた地域のみんなで支えあい自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡」を実現し、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきと生涯を送ることのできる社会をつくるためには、この第7期介護保険事業計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を行っていく必要があります。

そのために、広報及び計画の推進体制を整え、進捗状況を管理して評価を行い、施策を推進していきます。

第1節 広報体制の充実

本計画については、概要版を全戸配布するとともに、市広報紙、CATV、ホームページ等の各種媒体を利用して広報するとともに、積極的に出前講座等を行い地域の住民組織や関連団体等へも周知を行っていきます。

第2節 推進体制の確立

(1) 庁内連携体制

地域包括ケア推進室,長寿支援課,地域福祉課,健康推進課,地域包括支援センター等の 事業関係部署が,本計画に基づき事業を推進するとともに,総合計画や地域福祉計画との 整合性を図りながら総合的な庁内連携を図ります。

特に、地域包括ケアシステムの構築のため、協働のまちづくり課、企画政策課、都市計画 課との連携を進めます。

(2) 関連団体, 住民組織との連携

笠岡市社会福祉協議会,笠岡医師会,笠岡・小田歯科医師会,社会福祉法人,NPO法人等の関連団体や民生委員・児童委員,愛育委員,栄養委員,老人クラブ連合会,婦人会,ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第3節 計画の進捗管理と評価

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ①計画の進捗管理については、長寿支援課が事務局となり、第7次笠岡市総合計画の 進捗状況にあわせて計画の評価・点検を行います。
- ②関係各課で事業実施の管理を行い, サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し, 進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の質的な評価を行っていけるよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価など質的なデータの収集・整理に努めます。
- ④3年ごとの見直しの時点では、必要に応じアンケート調査を実施し、市民や高齢者団体などを含め関係分野から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

また,進捗状況の点検・評価,新たに検討すべき事項については,年に2回開催する笠岡市介護保険運営協議会,笠岡市地域包括支援センター運営協議会において,現状を報告し,課題を明確にして,対応していきます。

笠岡市介護保険運営協議会	介護保険事業計画に関する進捗状況の管理
笠岡市地域包括支援センター運営	地域包括ケアシステムの構築に向けた検討
協議会	地域包括支援センターに関する評価

参考資料

【資料 1】 笠岡市高齢者福祉推進計画及び介護保険事業計画作成経過

年	月日	会議
令和2年 (2020年)	6月25日	第1回笠岡市福祉介護合同協議会 (笠岡市高齢者福祉推進計画及び笠岡市介護保険 事業計画の見直しについて諮問)
	9月24日	第2回笠岡市福祉介護合同協議会
	11月26日	第3回笠岡市福祉介護合同協議会
令和3年 (2021年)	1月7日	第4回笠岡市福祉介護合同協議会
	1月26日~ 2月15日	パブリックコメント期間
	2月25日	第5回笠岡市福祉介護合同協議会
	3月24日	笠岡市長に答申

【資料 2】笠岡市福祉介護合同協議会委員名簿

(笠岡市福祉施策審議会・笠岡市介護保険運営協議会委員名簿)

【笠岡市福祉施策審議会】

所 属	氏 名	備考
笠岡医師会	猪木篤弘	会 長
笠岡・小田歯科医師会	田中賢治	
笠岡市民生委員児童委員協議会	數 口 悦 子	
岡山県備中保健所井笠支所	馬越京子	
	三谷信恵	~R2.10.26
笠岡市教育委員会 	石 井 啓 弌	R2.10.27~
NPO 法人すみれ会	川崎榮子	
笠岡市手をつなぐ親の会	野村泉	
社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	中野年朗	
認定 NPO 法人 ハーモニーネット未来	宇 野 均 惠	副会長
社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会	藤本晶子	
社会福祉法人 敬業会	原 田 雅 寿	
笠岡市老人クラブ連合会	平 野 勲	
NPO 法人笠岡を元気にする会	柚木義和	
笠岡市・里庄町相談支援センター	高田真吾	
一般市民	小 山 恵 子	

【笠岡市介護保険運営協議会】

所属または役職名	氏 名	備考
1号被保険者	中 村 幸 子	
2号被保険者	藤井真由美	
笠岡市介護保険施設協議会	滝 井 美 咲 緒	
民間居宅サービス事業者	吉 田 美 保	
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会笠岡支部	岡本昌枝	
笠岡医師会	猪木篤弘	会長
美作大学	田 中 涼	
笠岡・小田歯科医師会	大 出 徹	副会長
岡山県薬剤師会笠岡支部	田中寛隆	
笠岡市民生委員児童委員協議会	小 川 順 子	

【資料3】笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領

笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領

(目的及び設置運営)

第1条 本市の高齢者福祉推進計画及び介護保険事業計画(以下「事業計画等」という。) の見直しを行うため、笠岡市福祉介護合同協議会(以下「合同協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 合同協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 高齢者福祉推進計画の見直しに関すること。
 - (2) 介護保険事業計画の見直しに関すること。

(組織及び職務)

- 第3条 合同協議会は、高齢者福祉推進計画に係る笠岡市福祉施策審議会と介護保険事業計画に係る笠岡市介護保険運営協議会の委員(以下「委員」という。)をもってあて、25人以内で組織する。
- 2 合同協議会は、会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、合同協議会を代表し、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第4条 委員及び正副会長の任期は、事業計画等の見直し作業完了までとする。 (会議)
- 第5条 合同協議会は、必要に応じて開催し、会長が議長となる。
- 2 合同協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 合同会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第7条 合同協議会の庶務は、長寿支援課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、長寿支援課と関係課で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

笠岡市高齢者福祉推進計画 笠岡市介護保険事業計画 ≪ゲンキプラン 21-Ⅷ≫

発行年月日 令和3年(2021年)3月

発 行 笠岡市 健康福祉部 長寿支援課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1

電 話 長寿支援課(0865)69-2139